

# 環境白書

令和 4 年

岐 阜 県

# 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶉飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

## 知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

## 創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

## 伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

## この環境白書をご利用の方に

◎この白書は、岐阜県における環境の状況や、県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等をまとめたものです。

- 第1部では、本県の環境施策の主なものを取り上げています。
- 第2部では、「環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策」として岐阜県環境基本計画の施策体系に沿って、その取組み等を記載しています。
- 第3部では、岐阜県環境基本計画に定めた達成目標等の進捗状況を記載しています。
- 巻末の資料編には、本県の環境基準の達成状況、調査結果、その他のデータを掲載しています。

◎本書で使用している地域・地区については、特別な場合を除き、次のとおりです。

- 岐阜地域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、  
北方町
- 西濃地域 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町  
(揖斐) 揖斐川町、大野町、池田町
- 中濃地域 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、  
白川町、東白川村、御嵩町  
(武儀) 関市、美濃市  
(郡上) 郡上市
- 東濃地域 多治見市、瑞浪市、土岐市  
(恵那) 中津川市、恵那市
- 飛騨地域 高山市、飛騨市、白川村  
(益田) 下呂市

---

環境白書についてのお問い合わせは、岐阜県環境生活部環境生活政策課にご連絡ください。

電 話 : 058-272-8202

F A X : 058-278-2605

E - m a i l : c11260@pref.gifu.lg.jp



# 目 次

第1部 序 説	第3節 災害廃棄物・感染症への備え
第1章 環境保全対策の総合的推進	1 災害廃棄物処理対策の推進 ……23
第1節 環境基本条例の推進 ……1	2 感染症対策の推進 ……24
第2節 環境基本計画の推進	第3章 美しく豊かな環境との共生
1 策定の背景 ……1	第1節 地域循環共生圏の創出支援
2 第6次環境基本計画の概要 ……1	1 地域循環共生圏の取組の推進 ……25
第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進	第2節 自然環境の保全及び活用
1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進 ……2	1 環境影響評価制度の的確な運用 ……25
2 岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進 ……3	2 自然と共生した川づくり ……26
3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進 ……3	3 自然公園の保全及び活用 ……27
4 第3期岐阜県森林づくり基本計画の推進 ……4	4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進 ……30
5 岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画に基づく事業の推進 ……5	5 長良川システムの保全・活用・継承 ……30
第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策	6 持続可能な農業の推進 ……31
第1章 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応	7 棚田を核とした地域振興 ……31
第1節 温暖化対策の推進	8 林業の担い手確保 ……32
1 温室効果ガスの排出状況 ……7	第3節 生物多様性の保全
2 事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進 ……7	1 外来生物の防除 ……32
3 ZEH・ZEBの普及促進 ……8	2 希少野生生物の保護 ……32
4 公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進 ……8	3 農地・里地里山の保全 ……33
5 環境・エネルギー分野への技術開発の促進 ……8	4 環境保全林の整備 ……34
6 地域環境投資・金融の拡大検討 ……9	5 野生鳥獣による被害防止 ……34
7 「ぎふ清流COOL CHOICE」の推進 ……9	第4章 安全・安心な生活環境の確保
8 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進 ……9	第1節 水及び土壌の汚染防止
9 県による率先実行 ……10	1 水環境の保全 ……38
第2節 気候変動への適応	2 地下水の保全 ……66
1 気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成 ……11	3 水源のかん養 ……67
2 「気候変動×防災」の推進による強靱な県土づくり ……11	4 土壌汚染の防止 ……67
3 激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策 ……11	5 地盤沈下の防止 ……69
4 水資源の保全とライフラインの強化 ……12	6 危機管理体制の強化 ……71
5 農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定 ……12	第2節 大気環境の保全
6 自然生態系の保全 ……12	1 大気汚染の防止 ……71
7 熱中症、感染症の予防 ……13	2 騒音・振動・悪臭の防止 ……84
8 事業継続計画（BCP）の策定支援 ……14	第5章 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容
第2章 資源循環型社会の形成	第1節 多様な主体間の連携による人づくり
第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進	1 環境学習支援の機能強化 ……91
1 プラスチックごみ削減の推進 ……15	2 各主体間の連携強化 ……91
2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進 ……15	3 次代の環境活動を担う人材の育成 ……91
3 食品廃棄物対策の推進 ……15	4 SDGsに関する普及啓発活動の推進 ……91
4 ごみ減量化・リサイクルの推進 ……16	5 体験を重視した環境教育の充実 ……92
5 グリーン購入の推進 ……16	第2節 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容
6 一般廃棄物の適正処理の推進 ……17	1 知識を実践に変える県民運動の展開 ……92
7 産業廃棄物の適正処理の推進 ……18	2 新しいライフスタイルへの移行促進 ……92
第2節 不適正処理対策の徹底	第3部 環境基本計画（第6次）の進捗状況
1 不法投棄等対策の徹底 ……22	達成目標 ……93
2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用 ……23	管理指標 ……94

# 資 料

1	岐阜県環境行政組織の変遷	95	39	騒音関係の特定施設別の届出数	120
2	主要環境指標でみる岐阜県の位置	96	40	振動関係の特定施設別の届出数	120
3	自然環境保全地域等の指定状況	96	41	ダイオキシン類常時監視結果	121
4	自然公園の指定状況	97	42	「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧	122
5	岐阜県環境影響評価条例の対象事業	98	43	産業廃棄物の排出量	124
6	岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー	99	44	し尿処理施設整備状況	124
7	環境影響評価の実施状況	100	45	県内ごみ焼却施設一覧	125
8	公害防止管理者等の設置を必要とする工場	101	46	粗大ごみ処理施設整備状況	125
9	公害苦情件数の状況	101	47	リサイクルプラザ整備状況	125
10	大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等	102	48	E工場（環境配慮事業所）登録事業所	126
11	二酸化硫黄の年平均値の経年変化	106	49	環境創出協定締結事業所	127
12	浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化	107	50	温室効果ガス排出実績	127
13	二酸化窒素の年平均値の経年変化	107	51	審議会の活動状況	127
14	二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化	107	52	岐阜県の名水（県選定）	128
15	光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化	108	53	名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	128
16	岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況	108	54	平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	128
17	一酸化炭素の年平均値の経年変化	109	55	音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	128
18	炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化	109	56	かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	128
19	降下ばいじん量の測定結果	109	57	樹種別巨木ベスト3	129
20	微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化	110	58	水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）	129
21	微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の98%値の経年変化	110			
22	微小粒子状物質（PM2.5）成分分析結果	110			
23	大気環境測定車による環境調査結果	111			
24	ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況	111			
25	河川底質の調査結果	112			
26	地下水質の測定結果	112			
27	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	114			
28	水質関係の水域別・業種別の特定事業場数	114			
29	水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数	115			
30	水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数	115			
31	水質関係の市郡別・業種別の排水基準適用特定事業場数	115			
32	日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の水域別・業種別の特定事業場数	116			
33	りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼	116			
34	水生生物調査（カワゲラウオッチング）の概要	117			
35	地盤沈下の状況	117			
36	一般環境騒音の測定結果	118			
37	航空機騒音の測定結果	119			
38	新幹線鉄道騒音の測定結果	119			

# 第1部 序 説



## 第1部 序 説

## 第1章 環境保全対策の総合的推進

## 第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことに鑑み、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

## 【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的・計画的な推進

引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

## 第2節 環境基本計画の推進

## 1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）、平成23年（第4次）、平成28年（第5次）及び令和3年（第6次）と5年毎に環境基本計画の策定を行い、計画に基づき環境の保全及び創出に関する取組を推進している。

平成28年3月に策定した第5次環境基本計画では、「新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり」を基本理念として掲げ、「環境に配慮する持続可能な仕組みを創る」及び「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる」の2つを基本目標とし、令和2年度までの5年間を対象に、「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり」「地球温暖化を防止する」「資源が循環される社会を築く」「ふるさとの自然を守り共生する」「安全で健やかな生活環境で暮らす」の5つの基本施策について、取組を行った。

第5次環境基本計画の計画期間においては、平成27年9月にアメリカで開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2020アジェンダ」に盛り込まれた国際目標であるSDGsが世界的な潮流となり、国においても内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されている。

また、地球規模での気候変動による影響が様々な領域において顕在化しており、気候変動問題に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の合意（2015年）など国際社会が取組を進める中、令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）によってパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるなど、人類史上未曾有の危機となっており、世界各国がウィズコロナ、アフターコロナ時代の「新たな日常」を模索している状況にある。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、現行の環境基本計画（第6次）の策定を行った。

## 2 第6次環境基本計画の概要

## (1) 基本理念

## 自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

コロナ危機を踏まえ、「自然と人との共生」の重要性を再認識するとともに、世界の持続可能性を追求するSDGsが一層重みを増している。

本県は豊かな地域資源に恵まれており、こうした地域資源を後世に伝えると同時にその魅力を最大限活かした自律的な好循環を生み出すことにより、SDGsと軌を一にする「持続可能な『清流の国ぎふ』づくり」を目指す。

## (2) 目指すべき将来像（ぎふエコビジョン2030）と基本施策

2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」を実現するという大きな目標を

掲げた上で、SDGsの目標年次である2030年において、本県が目指すべき将来像を「ぎふエコビジョン2030」として描き、それを達成するために取り組むべき基本施策を定めた。

〈目指すべき将来像〉

- 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されている。
- 2 3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 3 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されている。
- 4 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されている。
- 5 県民一人ひとりや各事業者に環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いている。

### (3) 基本施策

○基本施策1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

- (1) 温暖化対策の推進
- (2) 気候変動への適応

○基本施策2 資源循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進
- (2) 不適正処理対策の徹底
- (3) 災害廃棄物・感染症への備え

○基本施策3 美しく豊かな環境との共生

- (1) 地域循環共生圏の創出支援
- (2) 自然環境の保全及び活用
- (3) 生物多様性の保全

○基本施策4 安全・安心な生活環境の確保

- (1) 水及び土壌の汚染防止
- (2) 大気環境の保全

○基本施策5 未来につながる人づくりとライフスタイルの変容

- (1) 多様な主体間の連携による人づくり
- (2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

### (4) 取組方針

基本施策の推進とそれに基づく各施策の展開にあたっては、「地域づくり」と「人づくり」を両輪に、以下の2つの方針に基づき取組を行う。

○方針1 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）

国の第5次環境基本計画においてSDGsを地域で実践するためのビジョンとして示されている「地域循環共生圏」の創造に向け、環境と経済、社会の統合的向上を目指し分野横断的な取組を進める。

○方針2 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につながる人づくり

地域づくりの根幹は人づくりとの認識に立って、「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持つ地域の担い手を将来にわたって確保するとともに、環境との共生に配慮したライフスタイルがあまねく行きわたるよう人づくりを進める。

## 第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進

### 1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進〈脱炭素社会推進課〉

県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく地方公共団体実行計画区域施策編並びに「気候変動適応法」（以下「適応法」という。）に基づく地域気候変動適応計画として、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を令和3年3月に策定した。

この計画において、県内の温室効果ガス排出量について、2050年（令和32年）までに実質ゼロとする長期目標と2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比33%削減する中期目標を掲げ、効率的・効果的なエネルギー利活用の推進やエネルギー利活用の最適化、低炭素な新しい生活様式への転換、移動・運搬手段の変革等温室効果ガスの排出削減に資する施策のほか、気候変動への適応に資する施策を推進している。

また、県は、温対法に基づく地方公共団体実行計画事務事業編として「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を令和3年5月に策定した。

この計画において、県が自らの事務及び事業から排出する温室効果ガス排出量について、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比70%削減する目標を掲げ、県有施設の徹底的な省エネ、県有施設への再生

可能エネルギー電力導入、公用車への次世代自動車の導入に関する施策を推進している。

## 2 岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進<廃棄物対策課>

本計画は、「廃棄物処理法」第5条の5に基づく法定計画であるとともに、第6次環境基本計画の廃棄物分野に関する個別計画として位置付けられている。

この計画では、「資源循環型社会の形成」を基本方針とし、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」、「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱に、循環型社会の着実な構築を目指す（図1-1-1）。

### ○ 計画期間

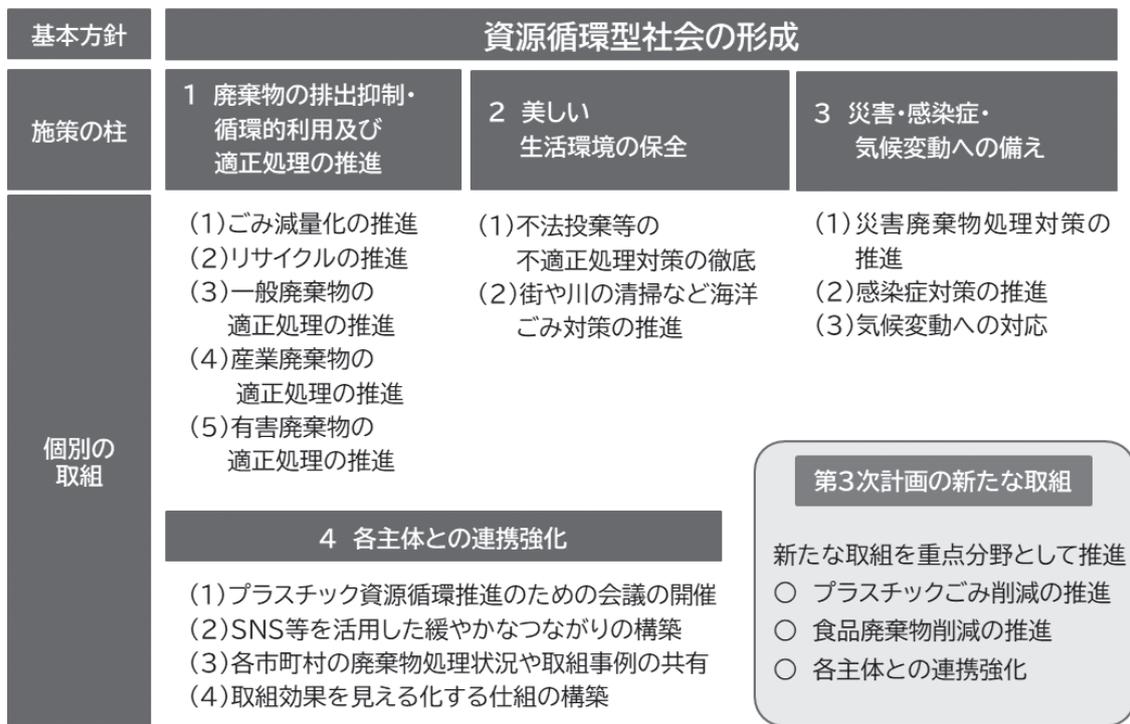
令和3年度～令和12年度（10年間）

※中間年度の令和7年度及び新型コロナウイルス感染症の影響による課題を踏まえた見直しを実施

### ○ 計画の対象

一般廃棄物及び産業廃棄物

図1-1-1 県が取り組む施策の体系



## 3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進<環境生活政策課>

「生物多様性基本法」第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考える ー生物多様性ぎふ戦略の構築ー」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

◆第1の視点「森・川・海のつながりを守る」

→ 生物多様性の保全のための視点

◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点

◆第3の視点「ともに考え続ける」

→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化することから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとし、施策を展開している。

平成28年度には、策定から5年が経過したことから、本県の自然を取りまく状況の変化や県政の動向等を踏まえ、内容を見直した。見直しにあたっては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入(平成24年4月)、「清流

の国ぎふ憲章」の策定(平成26年1月)、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定(平成27年12月)等、県の施策を踏まえた。

#### 4 第3期岐阜県森林づくり基本計画の推進

##### (1) 第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の推進<林政課>

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会(平成29年第1回定例会)の議決を経て、平成29年3月に「第3期岐阜県森林づくり基本計画(平成29年度～令和3年度)」を策定した。

本計画では、第1期計画、第2期計画に基づきこれまで取り組んできた、木材を伐って、利用するという林業活動を重視した「生きた森林づくり」、環境を重視した、守って活かす「恵みの森林づくり」に加え、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、「100年先の森林づくり」に新たに取り組むこととしている。

この「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、これまで実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

##### (2) 清流の国ぎふ森林・環境税の活用<森林活用推進課>

本県は、県土面積の81%(全国2位)が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組を早急かつ確実に進めて、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入し、5年ごとに見直しをしながら第1期(平成24年度～28年度)、第2期(平成29年度～令和3年度)と継続し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組を進めてきた。その結果、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小した一方、近年の集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化・頻発化への対応、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルへの対応など、新たな課題が把握されたほか、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要であることから、「豊かな森づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、施策の見直しと新たな課題への対応を加え、令和8年度までの清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組を進めていくこととなった。

第3期(令和4年度～8年度)では、同税を活用して、緑豊かな清流の国ぎふづくりを推進するため、「森林部門」、「環境部門」及び「共通部門」に整理し、森・川・海のつながりを通じた施策を展開していく。

##### (3) 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進<森林活用推進課>

平成29年度から令和3年度までの「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した取組と成果を踏まえ、「豊かな森づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組を進めていく。

###### ○森林部門

- ・環境保全林、里山林、観光景観林の整備
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり
- ・教育福祉関連施設の木造化・木質化、木製品の導入支援
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・ぎふ木育の推進
- ・森林空間活用の普及促進

###### ○環境部門

- ・野生鳥獣の個体数管理
- ・自然生態系の保全・再生
- ・脱炭素社会ぎふづくりの推進

###### ○共通部門

- ・NPO団体等が実施する森づくり・川づくり活動の支援

## 5 岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画に基づく事業の推進〈環境生活政策課〉

本県の中部山岳国立公園及びその周辺地域は、雄大な山岳景観、高山植物などの貴重な自然や豊富な温泉といった豊かな自然に恵まれた国内屈指の山岳観光地であるが、近年、来訪者の減少が続き、地域の活力の低下が懸念されている。

このため、有識者、地域の経済、観光関係団体及び関係行政機関の代表者で構成される「岐阜県中部山岳国立公園活性化懇談会」において本公園の活性化を図る取組について検討を行い、平成29年7月に「中部山岳国立公園活性化基本構想」を策定し、平成30年1月には、本基本構想を具体化するための向こう5年間の取組について「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画」を策定した。

この基本計画に基づき、平成31年3月、高山市や地元関係者等と「岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会」を設立した。令和3年度は、同協議会において、飛騨・北アルプス自然文化センターの再整備を見据え、施設の効果的な利活用等を検討した。また、来訪者に対し、新たな楽しみ方の提案として、自転車を利用し奥飛騨温泉郷を巡るPR動画を作成した他、コロナ禍で利用が伸びているYouTubeにおいて当地域の認知度向上を図るべくインストリーム広告を実施するなどの魅力発信事業を展開している。



## 第2部

# 環境の状況及び環境の保全・創出 に関して実施した施策



## 第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

## 第1章 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

## 第1節 温暖化対策の推進

## 1 温室効果ガスの排出状況&lt;脱炭素社会推進課&gt;

2019年度（令和元年度）の県内の温室効果ガス総排出量は1,385万t-CO<sub>2</sub>（速報値）で、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」に掲げた目標の基準年度である2013年度（平成25年度）比26.3%の削減となった。

## 2 事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進

## (1) 温室効果ガス排出削減に資する設備導入促進

## ア 再生可能エネルギーの利用効率化支援&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

県内事業者の再生可能エネルギーの効率的な利用に向け、エネルギーマネジメントシステム（EMS）や蓄電設備の導入を支援する補助制度を創設した。

## イ 中小企業等に対する支援&lt;産業技術課&gt;

2021年6月、国における「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の具体化に伴い、サプライチェーンにおける二酸化炭素排出量の削減、自動車の電動化等による産業構造の変化への対応など、中小企業を取り巻く環境の大きな変化が見込まれる。そこで、この変革期を乗り越えられるよう、県内中小企業等の脱炭素化の促進について支援した。

## ○モノづくりコーディネーター設置事業費補助金

脱炭素と自動車の電動化等産業構造の変化に対応するため、（公財）岐阜県産業経済振興センターのモノづくりコーディネーターを充実させ、技術相談や事業支援の強化を図る。令和3年度は、9月より脱炭素担当のコーディネーター1名を拡充して相談業務にあたった（脱炭素に対する相談対応件数68件）。

## (2) 温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書の評価等&lt;脱炭素社会推進課&gt;

「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」において温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に対して作成・提出を義務付けている温室効果ガス排出削減計画書及び同計画書に係る実績報告書について、令和4年度に係るものから、県が内容等を評価し、公表することとした。

また、同条例において従業員数が相当程度多い事業所に対して作成・提出を義務付けている自動車通勤環境配慮計画書及び同計画書に係る実績報告書について、概要を公表した。

温室効果ガス排出削減計画書提出状況（令和3年度） 356事業所

自動車通勤環境配慮計画書提出状況（令和3年度） 49事業者

## (3) 脱炭素に取り組む中小企業等への支援&lt;商業・金融課&gt;

地球環境の保全、改善を図るための施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の新エネルギー等支援資金により支援を行った。

なお、令和4年度より、新エネルギー等支援資金を脱炭素社会推進資金と名称変更し、融資対象者を拡充のうえ、継続して資金繰り支援を行う。

## (4) 環境ビジネスや革新的環境イノベーション創出支援&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

自動車や航空機の分野で培った高度なモノづくり技術を有する県内モノづくり企業等を対象に、今後さらなる成長が期待される再生可能エネルギーや水素など次世代エネルギー関連分野への新規参入・事業拡大の促進を図るための支援を行った。

## (5) エネルギー管理士などの専門家派遣支援&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

事業者における省エネ推進と産業競争力強化のため、（一財）岐阜県公衆衛生検査センター（地球温暖化防止活動推進センター）に岐阜県省エネ相談地域プラットフォーム窓口を設置し、省エネセミナーの開催や省エネアドバイザーの派遣を行った。

## (6) エネルギー回収型廃棄物処理施設設置の働きかけ&lt;廃棄物対策課&gt;

市町村等がエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する際、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、循環型社会形成推進交付金や二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の制度を活用するよう働きかけた。

## 3 ZEH・ZEBの普及促進

## (1) ZEH・HEMSの普及促進&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

令和3年度は、「ゼロエネルギーハウス」の普及につながる省エネルギー住宅設計に関して、県内の設計事務所や工務店等の知識・技術力向上を目的に、建築実務者向けの次世代住宅設計に関する研修を実施した。

## (2) ZEB・BEMSの普及促進&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

県内事業者の再生可能エネルギーの効率的な利用に向け、エネルギーマネジメントシステム（EMS）や蓄電設備の導入を支援する補助制度を創設した。【再掲】

## 4 公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進

## (1) 公共交通の利用促進&lt;公共交通課&gt;

AI（人工知能）を活用したオンデマンド交通など利便性の高い先進的なモビリティサービスの導入支援等を市町村に対して行った。

公共交通の利用促進を図るため、市町村が開催する地域公共交通会議等に参加し、交通事業者と市町村等が連携した利用環境整備の取組について助言等を行った。

## (2) 燃料電池自動車（FCV）の普及促進&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

平成21年度に県公用車として電気自動車（EV）2台を、同27年度にFCVを導入し、公用車として活用するほか、県内イベントや小中学校等の環境学習に利用し、普及啓発に取り組んだ。

また、県内企業等に、性能や外部給電機能を体感してもらい導入を促すため、令和4年3月に貸出用のFCVを3台導入し、貸出を開始した。

## (3) 電気自動車（EV・PHV）の普及促進&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

市町村や関係事業者等と連携して、道の駅への急速充電器（経路充電）の整備を重点的に推進した結果、県内56箇所ある道の駅のうち43箇所に整備（整備率：76.7%）され、県内全体においても185箇所（令和3年度末）に達している。

また、目的地充電インフラの普及拡大に向け、県内宿泊施設等を対象に普通充電器の設備導入費の補助制度を創設した。

## (4) 次世代自動車の県率先導入&lt;脱炭素社会推進課&gt;&lt;県警装備施設課&gt;

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、2030年度（令和12年度）までに、県公用車のうち乗用車について、車両の更新時期に合わせ、原則としてEV、PHV又はFCVに更新することとした。

警察車両の一部（赤色灯、無線機、サイレンアンプ等の架装されているもの）については、電源確保の面から、早急な転換には課題が多いため、代替となる次世代自動車の導入が可能となり次第整備していく。

次世代自動車への公用車（乗用車）の更新状況（令和3年度） 3台

全公用車（乗用車）のうち次世代自動車の割合（令和3年度末） 2.3%

## (5) 水素社会実現に向けた取組&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

化石燃料への依存から脱却するため、地球上に多く存在する水素をエネルギーとする水素社会の実現が求められており、国は実現に向けた目標や具体的な取組を示す「水素・燃料電池ロードマップ」を平成26年6月に定めた（平成31年3月改訂）。さらにロードマップの内容を包括しつつ、世界に先駆けて水素社会を実現するため、政府全体として施策を展開していくための方針である「水素基本戦略」を平成29年12月に策定した。

本県では、水素社会実現に向けた取組の一つとして、水素により走行が可能なFCVに水素を供給するための水素ステーションを整備する事業者に対し、「岐阜県水素供給設備整備事業費補助金」を創設し支援を行っている。令和元年度は高山市内に整備された県内6箇所目の水素ステーションに対して支援を行い、県内5圏域全てへの設置が完了した。また、公用車として利用しているFCVを県内イベントや小中学校等の環境学習に利用するとともに、県内企業等に、性能や外部給電機能を体感してもらい導入を促すため、貸出用のFCVを3台導入し、貸出を開始し、普及啓発に取り組んだ。

さらには、水素エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築によるスマートコミュニティの実現を目指し、平成28年度に、県、岐阜大学、八百津町、事業者3社により締結した「水素社会の実現に向けた産学官連携協定（平成28年7月締結）」に基づき、八百津町をモデルとした水素社会実現に向けた取組を行っている。

## 5 環境・エネルギー分野への技術開発の促進

## (1) 「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」の取組支援&lt;商工・エネルギー政策課&gt;

太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー、住宅の断熱化などの省エネ対策、蓄電池による蓄エネ技

術など、次世代エネルギーへの関心が高まっている。このような状況の中、県内企業が次世代エネルギー産業に参画できるよう、産学官連携により次世代エネルギー技術の開発、製品化を促進させることを目的に、平成26年9月に「岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアム」を設立した。

令和3年度は、講習会等の開催や、次世代エネルギー産業に関する研究開発等を行うワーキンググループ活動に対して支援（4グループに補助金交付）を行った。

## 6 地域環境投資・金融の拡大検討

### (1) ESG投資・金融の普及促進＜SDGs推進課＞

SDGs達成に向け取り組む意思を有する地域事業者等を登録する『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク会員」制度を運用するとともに、地元金融機関等に対して本制度等を活用したESG/SDGs金融商品造成の促進を図った。

## 7 「ぎふ清流COOL CHOICE」の推進

### (1) 「ぎふ清流COOL CHOICE」の普及啓発＜脱炭素社会推進課＞

「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品・サービス、ライフスタイルなど地球温暖化対策に資する”賢い選択”を促すため、手軽に取り組める事柄を紹介する動画をSNSで配信した。

## 8 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進

### (1) 地産地消型再生可能エネルギーの導入促進

#### ア 「岐阜県エネルギービジョン」の策定＜商工・エネルギー政策課＞

県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県次世代エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間事業者等の実施する施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことを目的として「岐阜県省エネ・新エネ会議」を平成23年5月に設置した。

令和3年度は4回開催し、エネルギービジョン推進のための県施策、節電対策等について議論を行うとともにビジョン改定に向けた議論を行い、令和4年3月、新たな「岐阜県エネルギービジョン」を策定した。

同ビジョンの目標値として、2030年度には2013年度比で、再生可能エネルギー創出量9.1倍、最終エネルギー消費量削減率31.2%、再エネ電力比率52.9%を設定している。

#### イ 専門家の派遣やフォーラムの開催＜商工・エネルギー政策課＞

専門家の派遣やエネルギー地産地消フォーラムの開催等により、市町村及び地域住民等の再生可能エネルギーに対する理解と機運醸成を図った。

#### ウ 地域の再生可能エネルギー活用支援＜商工・エネルギー政策課＞

平成28年7月に県庁内に設置した「再生可能エネルギー活用サポートデスク」を活用し、市町村や民間事業者による再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、エネルギーの地産地消につながる取組を支援した。

#### エ 新エネルギー導入促進のためのモデル事業の実施＜商工・エネルギー政策課＞

平成21年度から、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術の組み合わせによる「次世代エネルギーインフラ」の普及に向けた「6つのモデル」の構築に取り組んできた。

令和3年度は、県営都市公園「ぎふワールド・ローズガーデン」（公共施設モデル）、JR岐阜駅アクティブG（都市モデル）、郡上市明宝の古民家（中山間地モデル）を実証運用し、同インフラの普及を図った。

#### オ 国土強靱化に向けた取組＜商工・エネルギー政策課＞

「次世代エネルギーインフラ」は高いエネルギー効率の他、独立性の高さという特徴を持っており、災害時等の非常時においても活用できるシステムである。そのため、地域防災計画への位置づけや設置条件等を満たした県内の公共施設等へ「防災機能強化型次世代エネルギーインフラ」の導入を推進及び促進している。

具体的には、平成27年度までに県が整備した道の駅「星のふる里ふじはし」「明宝」「南飛驒小坂はなもも」「茶の里東白川」「そばの郷らっせいみさと」「清流白川クオーレの里」「飛驒白山」の7施設の有効性を広く情報発信したことなどにより、市町村でも同様の次世代エネルギーインフラの導入が進み、令和3年度末までに21市町村、51施設（庁舎、学校、公民館等）に設置された。

#### カ 地産地消型スマートコミュニティの展開＜商工・エネルギー政策課＞

「岐阜県次世代エネルギービジョン」に掲げる水素エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築によるスマートコミュニティの実現を目指し、平成28年度に、県、岐阜大学、八百津町、事業者3社により締結した「水素社会の実現に向けた産学官連携協定（平成28年7月締結）」に基づき、八百津町をモデルとした水素社会実現に向けた取組を行っている。

## キ 福祉友愛プールへの再生可能エネルギーの導入&lt;障害福祉課&gt;

平成28年度に整備した「岐阜県福祉友愛プール」に、平常時には施設を稼働するための発電を行い、災害発生時には避難場所としての運用や近隣に水を供給する施設として運用するなど防災機能の強化を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を導入した（平成28年度～）。

## (2) 小水力発電の導入促進&lt;農地整備課&gt;

「ぎふ農業・農村基本計画（平成28年度～平成32年度）」において、環境保全の推進に取り組む施策として「資源の循環利用と自然エネルギーの活用促進」を掲げ、農業用水路の落差などを利用した小水力発電の導入を推進してきた。

平成23年度から24年度には農業水利施設を活用した小水力発電導入可能地調査を実施し、160箇所の可能地を選定した。

可能地調査の結果等を踏まえ、平成26年度までに小水力発電の導入を希望する31箇所において経済性、施工性等の検討を行い、発電施設設置の適否を明らかにした。

県独自の取組として、平成23年度から25年度には、小水力発電の普及啓発を目的に、県下13箇所で簡易な小水力発電施設の設置に対する支援を実施したほか、平成24年度から25年度には、災害時の避難所となる施設の非常用電源として農業水利施設を活用するための小水力発電施設を県内7箇所で整備した。さらに、平成29年度から森林環境税を活用した「小水力発電による環境保全推進事業」を創設し、小水力発電及び再生可能エネルギーの普及啓発のための、小水力発電施設の設置に対する支援を実施した。

また、農業水利施設を活用した小水力発電所の整備を「県営農村環境整備事業」（小水力発電整備型）により実施しており、東海3県で初となる「加子母清流発電所」（中津川市加子母地内）をはじめとし、令和3年度末までに合計11地区の施設で稼働を開始した。平成24年度に県営単事業として、農業水利施設が有する発電能力の最大限活用により、余剰売電収益を地域振興施設（学校や役場等）の電気料金や農業の6次産業化に資する活動費に利用できる「小水力発電施設整備事業」を創設し、令和3年度末までに「名倉清流発電所」（揖斐川町西津汲地内）をはじめとする、合計4地区の施設で稼働を開始した。

さらに、売電収益を従来の農業用施設の維持管理費や農村振興に資する活動費等に充当するだけでなく、営農に必要な施設の電気代や生活環境維持に必要な公共活動に充当することを可能にし、事業主体を市町村・土地改良区に加え農業協同組合も対象とした「小水力発電活用支援事業」を平成26年度に創設し、2箇所に補助を行い、平成28年6月には、「石徹白番場清流発電所」（郡上市石徹白地内）、平成29年9月には、「J Aひだ・数河清流発電所」（飛騨市古川町地内）が稼働を開始した。

## (3) 木質バイオマスエネルギーの導入支援&lt;県産材流通課&gt;

平成26年12月には県内初の未利用間伐材等（以下「未利用材」という。）を主たる燃料とする木質バイオマス発電施設が瑞穂市にて稼働するなど、今後更なる木質バイオマス利用量の増加が見込まれている。

県では安定的な未利用材燃料調達のため、木質バイオマス加工流通施設の整備に対する支援等を実施している。

また、木質バイオマスの利用施設に対しても支援を実施しており、令和3年度は、教育・医療施設、飲食店、美容院や農業施設等計14施設において、木質ペレットストーブ（20台）、薪ストーブ（6台）の導入を支援した。

さらに、地域内における未利用材の有効活用を促進するため、市町村と地域住民が一体となって未利用材を搬出する取組の支援を実施しており、令和3年度は9市町において計4,411 tの未利用材が搬出された。

## (4) 県営ダムによる発電事業実施&lt;河川課&gt;

現在、建設中の県営ダム（内ヶ谷ダム）において、ダム完成後の小水力発電による再生可能エネルギーを活用した発電を行う。

具体的には、令和2年1月に中部電力（株）と基本協定を締結しており、本県における建設ダム事業の推進とともに、発電事業者による設計業務等が実施されている。

## 9 県による率先実行

## (1) 県の事務・事業における温室効果ガスの排出状況&lt;脱炭素社会推進課&gt;

2021年度（令和3年度）の県が自らの事務及び事業から排出する温室効果ガス排出量は75,435 t-CO<sub>2</sub>で、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に掲げた目標の基準年度である2013年度（平成25年度）比12.4%の削減となった。

## (2) 温室効果ガスの排出削減に向けた取組&lt;脱炭素社会推進課&gt;

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、県有施設の照明のLED化や高効率空調設備への更新、再生可能エネルギー由来の電力の調達に取り組んだほか、県有施設への太陽光発電設備の導入の検討を行った。

## 第2節 気候変動への適応

## 1 気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成

## (1) 岐阜県気候変動適応センターの取組&lt;脱炭素社会推進課&gt;

適応法に基づき、県と国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学が共同で設置した「岐阜県気候変動適応センター」が中心となり、気候変動の影響や適応策について、情報収集・分析や共同研究、人材育成等を実施した。

## ○ 情報収集・分析

- 国立研究開発法人国立環境研究所が運営する気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）から、気候の現状や予測、農業・健康・自然生態系への影響等に関する情報を収集した。

## ○ 共同研究

- 温暖化に伴うクリ品種の収穫期に及ぼす影響を調査した。
- 温暖化に伴うジャンボタニシによる水稻への影響を評価するため、個体数調査等を行った。
- 豪雨災害の増加と都市における災害リスクの評価及び課題分析を行った。
- 水防災・農地・河川生態系・産業への複合的な気候変動影響の評価手法の開発から適応策の立案を実現するため、各種調査を行った。

## ○ 人材育成・普及啓発

- 岐阜県地球温暖化防止活動推進員研修会に講師を派遣したほか、県・市町村連携会議へ参加し、気候変動適応に関する情報を提供した。
- 県民向けに、ぎふ気候変動適応セミナーを4回開催した。

## 2 「気候変動×防災」の推進による強靱な県土づくり

## (1) 流域治水の取組推進&lt;河川課&gt;

近年、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などによる水害が頻発し、甚大な被害が生じている。さらに、今後は気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。このような水害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となっていく対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要となる。

岐阜県内では、6水系において令和3年3月に治水対策の全体像を取りまとめた「流域治水プロジェクト」が策定され、これに基づき治水対策を実施している。

## (2) グリーンインフラとEco-DRRの推進&lt;森林経営課&gt;

間伐や植樹などの森林整備や治山事業の計画的な実施により山地防災力の強化を図った。

## (3) 「適応復興」の発想による被害軽減&lt;森林保全課&gt;

## ○ 現状

気候変動に伴い降雨形態が変化し、線状降水帯の発生や局所豪雨の頻発などにより、山地災害の激甚化、同時多発化の傾向にある。

## ○ 課題

このため、山地災害の発生リスクの増加とともに、災害の発生形態の変化への対応が求められている。こうした状況を踏まえ、事前防災・減災の考えに立った治山施設の整備・森林の整備が課題である。

## ○ 対策

近年の豪雨災害から得た経験と将来予測から、山地災害の発生メカニズムに応じた治山施設の整備と、間伐などの森林整備による公益的機能の発揮を図る。

また、微地形図により危険箇所を抽出し効果的かつ効率的に対策を実施した。

加えて、「流域治水」の取組と連携した整備を推進した。

## 3 激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策

## (1) 山地防災力の強化と農業用施設の防災・減災

## ア 治山事業の実施&lt;森林保全課&gt;

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「治山事業の実施方針」に基づき、山地治山総合対策、水源地域等保安林整備、農山漁村地域整備交付金等各種治山事業を計画的に推進した。

山地防災力の向上を図るため、荒廃山地の復旧、既存治山施設の機能強化、また、集中豪雨や直下型地震により被災する可能性のある緊急輸送道路等の重要施設を保全する治山対策を実施した。

## イ 農業用施設の防災・減災〈農地整備課〉

「ぎふ農業・農村基本計画」に基づき、災害に強い農村づくりとして、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価及び改修整備、老朽化などにより機能低下した農業用排水機場の機能保全対策及び更新整備などを計画的に推進している。

## (2) 河川改修の推進と排水機場、樋門、県管理ダムの適正管理

## ア 河川改修の推進〈河川課〉

平成9年の「河川法」改正により、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を定めた「河川整備計画」を策定することとなっている。

岐阜県では、11圏域において河川整備計画を定め、河川改修の推進等の対策を実施している。

## イ 排水機場、樋門、県管理ダムの適正管理〈河川課〉

県が管理する治水施設の排水機場、樋門、ダムについて、予防保全型の維持管理を推進することで、激甚化・頻発化する水害など自然がもたらす脅威に対して備えた。

## (3) ソフト・ハード両面からの土砂災害対策〈砂防課〉

ハード対策として、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を行い、砂防えん提等の砂防関係施設の整備を進めている。

ソフト対策として、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・土地利用状況等について調査し、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地を土砂災害警戒区域に指定している。

また、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表している。

## (4) 立地適正化計画の策定促進〈都市政策課〉

災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図る「コンパクト・＋・ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町による立地適正化計画の策定を促進している。

令和3年度は、瑞浪市において、立地適正化計画が策定されたほか、各務原市において、立地適正化計画策定に向けた協議を進めた。また、未策定市町に対する意向ヒアリングや策定に向けた勉強会を実施し、制度の概要、国の動向や支援策等を説明した。

## 4 水資源の保全とライフラインの強化

## (1) 県営水道の整備〈水道企業課〉

県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成30年7月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に実施する。

## 5 農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定

## (1) 気候変動に適応した新品種の育成〈農政課〉

気候変動に起因した高温障害により米の品質や生産量が低下するなど、農業経営が不安定となっている。

このため、令和3年度は高温下でも品質が安定し食味も優れる水稻新品種の育成を進めた。

## (2) 気候変動に適応した種苗の育成〈農政課〉〈里川振興課〉

気候変動に起因した水温上昇等によりアユの漁獲資源の減少やマス類の養殖生産量が減少するなど、漁業環境が不安定になっている。

このため、令和3年度は、アユについては産卵期の晩期化に対応するための種苗生産技術開発を進めた。

また、マス類については、飼育水の高温化に適応するための育種改良を進めた。

## 6 自然生態系の保全

## (1) 水みちの連続性確保〈河川課〉

本県では「清流の国ぎふ」づくりの一環として、多様な生物が遡上・降下できる水みちの連続性を確保することを施策として掲げており、河川魚道の状態把握と適切な維持管理を進めている。平成25年度からは公募により県民を「フィッシュウェイ・サポーター」に委嘱し、県民協働による魚道点検を年1回程度行っている。点検の際には岐阜県自然共生工法研究会（魚道研究専門ワーキンググループ）が作成した、魚道の状態を簡便に評価できる「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いるとともに、点検結果を踏まえ、魚道内の堆積土砂除去や破損個所の修繕を実施し、魚道の機能回復を図っている。今後も県と各魚道管理者が協働して管理を行い、河川の連続性を確保する。

さらに、「清流の国ぎふ・水みちの連続性連携検討会」を平成26年度に設立、令和3年度までに4箇所モデル地区において推進部会を立ち上げ、里山（水田）と里川をつなぐ水みちの連続性を確保するための対策の検討を進め、このうち3箇所簡易魚道の設置等を行った。今後も検討会での意見を踏まえ関係機関と連携し、河川、農業用排水路、水田における落差を解消する。

また、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことを受け、里山（水田）から里川、海までの水みちの連続性確保がさらに重要となっている。これらの事業を通じて、水みちの連続性を確保することにより、生物多様性の維持、保全を図り、里川の原因風景を次世代へと継承する。

表2-1-1 フィッシュウェイ・サポーター活動人数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数（人）	206	207	204	177	179

備考）県河川課調べ

## 7 熱中症、感染症の予防

### (1) 熱中症予防

#### ア 救急搬送人員数の動向調査＜消防課＞

県内の熱中症（疑い含む）による救急搬送者数は、平成30年度をピークに減少しており、新型コロナウイルス感染症による外出控えが要因のひとつとして考えられる（表2-1-2）。

年齢別では搬送者数の約半分が65歳以上であり、特に高齢者への熱中症対策が肝要である（図2-1-1）。

表2-1-2 岐阜県内における熱中症の救急搬送者数

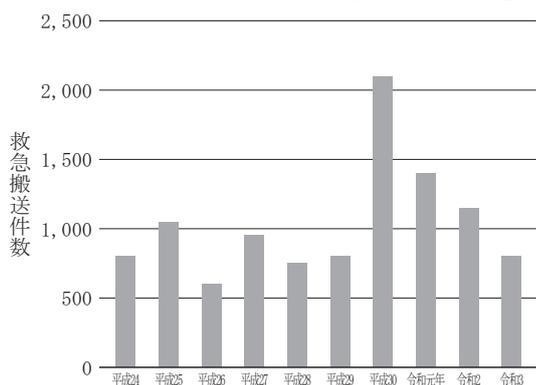
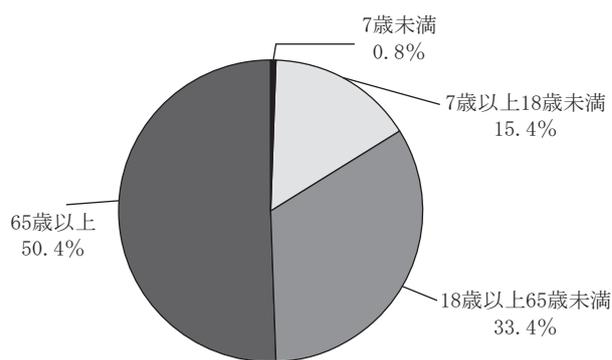


図2-1-1 年齢別搬送調べ



備考）1 県消防課調べ（県下20消防本部からの報告を集計）

2 集計期間は、6月1日～9月30日

#### イ 予防のための普及啓発＜保健医療課＞

環境省が定める「熱中症対策行動計画」に基づき実施される「熱中症予防強化キャンペーン」に合わせ、包括連携協定企業、県内各市町村及び庁内関係課と連携し、熱中症予防行動の普及啓発を行っている。

今後も、引続き普及啓発を図るとともに、対象に合わせた周知を行っていく。

### (2) 感染症の予防＜感染症対策推進課＞

保健環境研究所において、蚊媒介感染症の発生状況及び感染症媒介蚊の季節的発生状況の推移について調査を行っている。

今後も、蚊媒介感染症や感染症媒介蚊の発生状況を調査し、蚊媒介感染症の感染防止策に関する普及啓発に努めていく。

表2-1-3 デング熱発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年
全国	461	45	8
岐阜県	6	0	1

備考）1 岐阜県感染症発生動向調査（感染症対策推進課）調べ

2 県内報告例は、すべて輸入例

## 8 事業継続計画（BCP）の策定支援

### (1) 災害時の企業の事業継続や早期復旧に向けた各種計画の策定支援<商工・エネルギー政策課>

県内企業向けにBCP策定支援セミナー（計15回185事業所）、BCPブラッシュアップ訓練セミナー（計5回44事業所）を実施した。

商工会・商工会議所が実施する事業継続力強化計画の策定セミナーやワークショップ、専門家派遣等に対して補助し、県内事業者の同計画の策定を支援した（68事業所）。

## 第2章 資源循環型社会の形成

## 第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進

## 1 プラスチックごみ削減の推進

## (1) 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の取組推進&lt;廃棄物対策課&gt;

令和元年度から、繰り返し使える容器を使用する、マイ容器に商品を提供する、バイオプラスチック製品の使用を推進するなどの使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行う飲食店、小売店、製造者を「ぎふプラごみ削減モデルショップ」として登録（令和4年3月31日時点 978店舗）し、使い捨てプラスチック使用量を削減する取組を推進している。

図2-2-1 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録店を示すステッカー



## (2) バイオプラスチック等の普及促進&lt;廃棄物対策課&gt;

県では、令和3年4月に関係団体と連携して「岐阜県プラスチック資源循環推進懇談会」を設置し、プラスチック資源循環に係る具体的方策を協議・検討している。

令和3年度は、環境に配慮したプラスチック製品の普及啓発を目的として、飲食店等を対象にバイオマスや再生プラスチックを原料とするプラスチック容器の試供品モニタリングを実施した。同事業では、プラスチック資源に対する認識調査として、飲食店と客の双方にアンケートを実施した。

## (3) プラスチックごみ実態調査の実施&lt;廃棄物対策課&gt;

プラスチックごみの分別回収、リサイクルの推進を図るにあたり、プラスチックごみの実態を把握する必要があるため、可燃ごみの開封調査（各務原市・高山市の各中心部・郊外部の計4箇所各2回）を実施した。

## 2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

## (1) 県内一体となった環境美化運動の推進&lt;廃棄物対策課&gt;

県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、年に2回「プラごみゼロ・キャンペーン週間」を定めて、市町村や関係機関とともに街や川の清掃活動や意識啓発活動を実施するなど、県内一体となった環境美化運動を推進している。

## (2) 海岸漂着物処理推進法に基づく新たな計画「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」の策定&lt;廃棄物対策課&gt;

本計画は、「海岸漂着物処理推進法」第14条に基づく法定計画であり、内陸県である本県において、海洋ごみ対策に資する具体的な行動に取り組むことを明確化するものである。

山、川、海をつなぐ「清流」は、本県の貴重な財産であり、これを次の世代へつないでいくことが、本県から海洋汚染を引き起こさないことにつながっている。

本計画では、海洋ごみの発生源となる散乱ごみ等の発生抑制及び流出対策として、3Rの推進や清掃活動など環境保全活動の推進、散乱ごみの状況等の「見える化」による行動変容の促進などに取り組む。

## ○ 計画期間

令和4年度～令和12年度（9年間）

※始期から4年後の令和7年度に見直しを実施

## ○ 位置づけ

「海岸漂着物処理推進法」に基づき県が策定する地域計画であり、「岐阜県環境基本計画」「岐阜県廃棄物処理計画」との整合を図った。

## 3 食品廃棄物対策の推進

## (1) ぎふ食べきり運動の推進&lt;廃棄物対策課&gt;

平成30年度より、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組を開始。県内の

飲食店や企業等700事業所（令和4年3月現在）を協力店・協力企業に登録し運動を推進したほか、InstagramやYouTubeを活用し食品ロス削減のためのレシピ等、情報発信を行った。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組をInstagramやホームページで紹介するなど、啓発を行った。

(2) **食品廃棄物実態調査の実施<廃棄物対策課>**

食品廃棄物対策の推進を図るにあたり、食品廃棄物の実態を把握する必要があるため、可燃ごみの開封調査を実施した。

(3) **「岐阜県食品ロス削減推進計画」の策定<県民生活課>**

食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため本計画を策定した。

行政、事業者、消費者、関係団体等による取組を促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロス削減の取組を展開する。

○ **計画期間**

令和4年度～令和12年度（9年間）

※始期から4年後の令和7年度に見直しを実施

○ **位置づけ**

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に基づく都道府県計画であり、「岐阜県環境基本計画」「岐阜県廃棄物処理計画」との整合を図った。

**4 ごみ減量化・リサイクルの推進**

(1) **建設廃棄物の排出事業者への啓発・周知<建築指導課>**

「建設リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されているか等を監視するため、6月に一斉パトロールを実施した。

(2) **汚泥リサイクル及び汚泥肥料の取組の情報発信<農地整備課>**

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進するため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

(3) **農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対する支援<農産園芸課>**

稲わら、麦わら、もみ殻、家畜糞尿等を組み合わせたバイオマス資源のたい肥化による土づくりを推進するとともに、たい肥等生産機械設備、たい肥等散布車等の整備に向けた制度活用等について、啓発活動を行い、農業系バイオマスの利活用の推進を図った。

(4) **岐阜県リサイクル認定製品の認定・利用促進<廃棄物対策課>**

リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るため、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成18年度に制定した。

また、廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るために、条例に基づく認定制度として、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定している。

この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者への利用を呼びかけや県ホームページやパンフレットの製品紹介により、「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図った。

なお、令和3年度末時点で合計149製品となっている（資料42）。

(5) **分別ルールに従った分別の推進<廃棄物対策課>**

可燃ごみの開封調査では、生ごみ、紙ごみ及びプラスチックごみが多く、これらの削減を図るため、市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進した。

(6) **紙ごみの減量と紙類分別の徹底の推進<廃棄物対策課>**

ごみの減量化を実現するため、可燃ごみ中の割合が多い紙類の減量化に関する取組が重要であり、市町村と連携して紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進した。

**5 グリーン購入の推進**

(1) **「グリーン購入」の促進<廃棄物対策課>**

環境にやさしい買い物（グリーン購入）について、令和3年1月に地域情報誌を活用し、県民に対する環境に配慮した消費行動の実践に係る普及啓発を実施した。

また、県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。

(2) 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施<廃棄物対策課>

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るため、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響のため中止）。

6 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の概況<廃棄物対策課>

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表2-2-1のとおりである。

一般廃棄物のうち、令和2年度のごみの総排出量は634,466t、1人1日あたりのごみの排出量は878gであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。

表2-2-1 一般廃棄物の処理状況

区 分		H30年度	R元年度	R2年度	
し 尿	計画収集人口 (千人)	87	89	85	
	市町村 計 画 収 集 量	下水道投入 (百kℓ)	5	5	70
		し尿処理施設 (百kℓ)	5,411	5,369	5,294
		農地還元 (百kℓ)	0	0	0
		その他 (百kℓ)	122	122	121
		小計 (百kℓ)	5,538	5,496	5,485
	自家処理量 (百kℓ)	2	1	1	
合計 (百kℓ)	5,540	5,498	5,487		
ご み	計画収集人口 (千人)	2,005	1,996	1,980	
	ごみ総排出量 (千t)	生活系ごみ (千t)	422	425	434
		事業系ごみ (千t)	194	197	181
		集団回収量 (千t)	36	31	19
		1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	891	894	878

- 備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
 2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。  
 3 端数処理の関係で合計は一致しない。

(2) 一般廃棄物処理施設に対する指導<廃棄物対策課>

令和4年3月末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料44、45、46及び47のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。令和3年度の立入検査の実施状況は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況 (令和3年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
施設数	22 (2)	24 (2)	9 (1)	67 (5)
立入検査回数	20	17	5	57

(岐阜市分除く)

- 備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
 2 ( )内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する支援<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進めている。

令和3年度においては、表2-2-3のとおり循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設1箇所、有機性廃棄物リサイクル推進施設3箇所、マテリアルリサイクル推進施設1箇所について、施設整備への支援に努めた。

表2-2-3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(令和3年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	中津川市	98t/日	R3～R6
有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥処理施設）	南濃衛生施設利用事務組合	65k1/日	R2～R5
基幹的設備改良（し尿処理施設）	岐阜羽島衛生施設組合	100k1/日	R2～R4
基幹的設備改良（し尿処理施設）	もとす広域連合	100k1/日	R2～R3
マテリアルリサイクル推進施設（リサイクル施設）	岐阜市	46.1t/日	H30～R3

備考) 県廃棄物対策課調べ

(4) 市町村に対する情報提供及び技術的助言<廃棄物対策課>

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援に努めた。

7 産業廃棄物の適正処理の推進

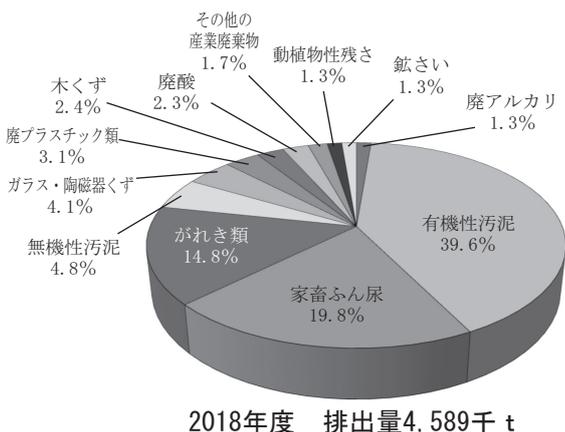
(1) 産業廃棄物の概況<廃棄物対策課>

令和元年度産業廃棄物処理動向調査によれば、図2-2-2のとおり、本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物排出量は4,589千tで、種類別では、多い順に有機性汚泥が1,818千t（構成比率39.6%）、家畜ふん尿が910千t（19.8%）、がれき類が679千t（14.8%）、無機性汚泥が222千t（4.8%）、ガラス・陶磁器くずが188千t（4.1%）、廃プラスチック類が141千t（3.1%）となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めている。

図2-2-3のとおり、業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,722千t（37.5%）、次いで建設業931千t（20.3%）、電気・水道業920千t（20.1%）、農業912千t（19.9%）となっている。

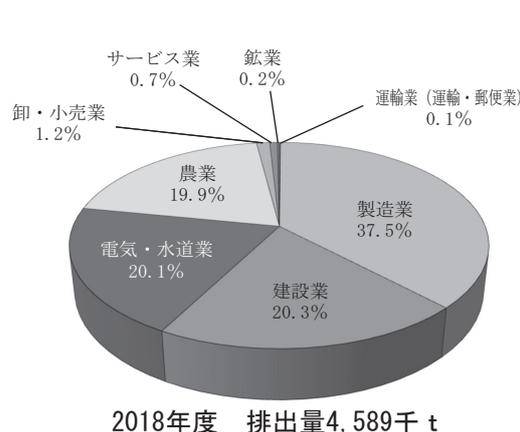
本県の平成30(2018)年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量（3,981千t）から有償物量（305千t）を除いた3,677千tが排出されている。再生利用量は1,496千t（40.7%）、焼却、脱水等により減量化された量は2,054千t（55.9%）となり、最終処分された量は126千t（3.4%）となっている。

図2-2-2 産業廃棄物の種類別排出量  
(平成30年度実績)



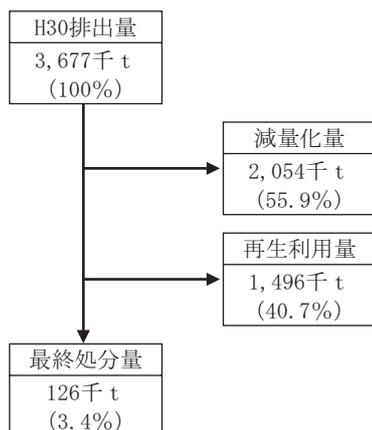
備考) 県廃棄物対策課調べ  
「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-2-3 産業廃棄物の業種別排出量  
(平成30年度実績)



備考) 県廃棄物対策課調べ  
「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-2-4 産業廃棄物（農業を除く）の処理状況（平成30年度実績）



備考) 1 県廃棄物対策課調べ 「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」  
 2 端数処理の関係で合計は一致しない。

○ 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し処理を行わなければならない。

○ 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任の一翼を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-2-4のとおりである。

表2-2-4 産業廃棄物処理業者の許可状況

(令和4年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	4,922 (1)
	積替を含むもの	106 (20)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	247 (29)
	最終処分のみ	3 (0)
	中間処分、最終処分	2 (0)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	482 (1)
	積替を含むもの	19 (4)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (3)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
 2 ( ) 内は岐阜市（中核市）の分を内数で示す。

○ 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-2-5のとおりである。

表2-2-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況

(令和4年3月末現在)

施設名	施設数
汚泥の脱水施設	5 (0)
汚泥の乾燥施設	3 (0)

焼却施設		29 ( 1)
区分 (重複有り)	汚泥焼却施設	11 ( 1)
	廃油焼却施設	5 ( 1)
	廃プラスチック類焼却施設	13 ( 0)
	その他焼却施設	21 ( 1)
廃油の油水分離施設		3 ( 0)
廃酸廃アルカリの中和処理施設		1 ( 0)
破碎施設		183 (15)
区分 (重複有り)	廃プラスチック類破碎施設	40 ( 0)
	木くずがれき類破碎施設	152 (15)
最終処分場		10 ( 1)
区分	管理型	7 ( 1)
	安定型	3 ( 0)
シアン化合物分解施設		1 ( 0)
合計		235 (17)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
2 ( )内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の監視指導<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処理業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-2-6のとおりである。

表2-2-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
事業者	624 (106)	357 (89)	637 (91)	650 (72)	502 (83)
処理業者	613 (110)	666 (107)	614 (103)	548 (102)	580 (99)
計	1,237 (216)	1,023 (196)	1,251 (194)	1,198 (174)	1,082 (182)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
2 ( )内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 法令講習会の開催<廃棄物対策課>

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施してきたが、令和3年度については、令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により講習会等の開催は見送った。

(4) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進<農産園芸課>

本県における農業用使用済プラスチックの排出量は、令和2年度実績が平成30年度実績を下回った。(表2-2-7)長期的な傾向を見ると、園芸用資材の長期利用が進んでいることや、園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、排出量が横ばいの地域と徐々に減少している地域が多い。

令和2年度、県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量616tのうち、22%が再生処理され、31%が焼却処理された(図2-2-5)。

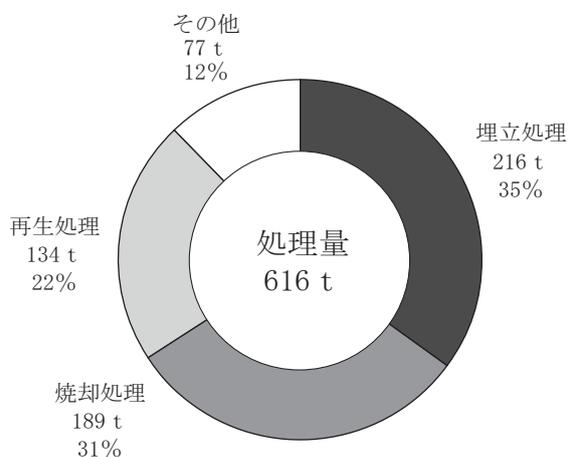
農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。同協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

表 2-2-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度
排出量 (t)	631	580	567	1,197	1,076	616

備考) 県農産園芸課調べ

図 2-2-5 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況 (令和2年度)



備考) 県農産園芸課調べ

(5) 家畜排せつ物処理施設の整備支援<畜産振興課>

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本としているが、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として、発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

また、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うなど、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

令和3年度は、家畜排せつ物処理施設等の整備に対する支援として、表2-2-8のとおり実施した。

表 2-2-8 家畜排せつ物処理施設等整備事業の実施状況

(令和3年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
強い畜産構造改革支援事業	6箇所	2箇所	4箇所
計	6箇所	2箇所	4箇所

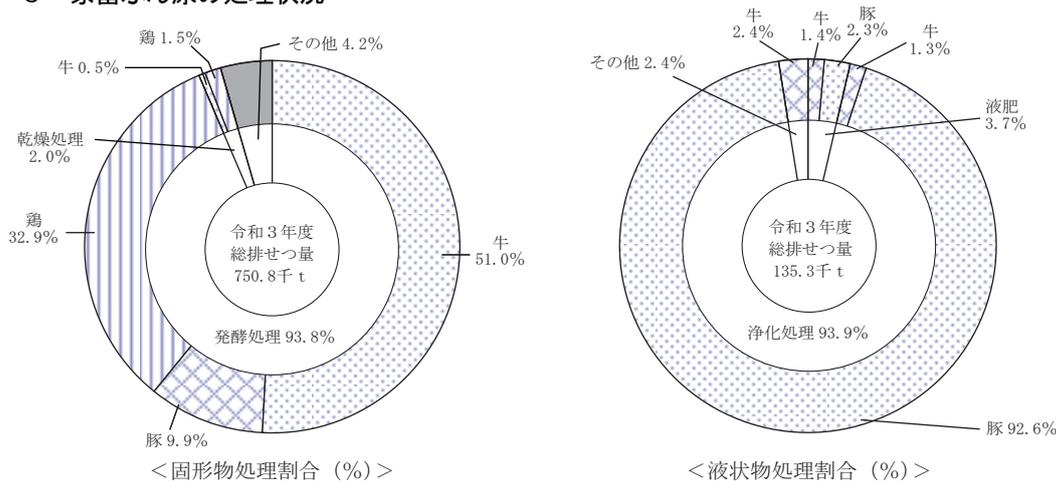
備考) 県畜産振興課調べ

(6) 畜産経営に起因する環境問題への対応<畜産振興課>

「岐阜県畜産経営環境保全指導指針」及び「岐阜県畜産経営環境保全対策指導実施要領」に基づき、県・市町村・畜産関係機関が一体となり、実態調査により現状を把握するとともに、巡回指導等により適正な処理及び農地還元を推進している。

令和3年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-2-6のとおりで、家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-2-9のとおりである。

図2-2-6 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産振興課調べ

表2-2-9 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	令和3年度 (実績)	
	総排せつ量(千 t)	農地還元量(千 t)
牛	396.2	388.1
豚	202.8	77.6
鶏	287.2	258.3
計	886.2	724.0

備考) 県畜産振興課調べ

(7) 資源循環型農業の推進<農産園芸課>

農業の持続的発展と、農業が有する多面的機能の維持・増進を図るため、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と併せて行う堆肥の施用を推進し、令和3年度は5地域、25haで実施された。

(8) PCB廃棄物の処理促進及び有害廃棄物の適正処理<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。

県では、平成20年3月に「岐阜県ポリ塩化ビフェニル処理計画」を策定し、同法及び同計画に従い、事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管を行うとともに、処理期限内に全てのPCB廃棄物の処理を行うよう指導している。

また、平成27年度末から、県に届出されていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を保管並びに所有する疑いのある事業者を対象として該当機器の保有に関する実態調査(掘り起こし調査)を実施しており、PCB廃棄物を漏れなく把握し、新たに把握したPCB廃棄物保管事業者への指導を行っている。

PCB廃棄物の処理を推進するため、平成28年12月以降、関係団体と岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理に係る課題の共有と県と連携してPCB廃棄物の処理を促進していくよう協力体制の構築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び安定器等汚染物については、処分期間が終了しており、新たに発見され、PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対して、速やかに処理するよう指導するとともに、処理状況のフォローアップを行っている。

第2節 不適正処理対策の徹底

1 不法投棄等対策の徹底

(1) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

○ スカイ&ランドパトロールの実施(平成9年度~)

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。なお令和3年度の実施回数は2回。

## ○ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

県境等で国・他縣市との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、  
中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、  
岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）  
上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

## ○ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

令和3年度の実施回数は450回。

## ○ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

## ○ 市町村職員への立入検査権限の付与（平成14年度～）

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導體制の強化を図っている。

令和3年度は、27市町村、71名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

## (2) 通報体制の整備&lt;廃棄物対策課&gt;

## ○ 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

令和3年度末現在の通報受理件数は累計859件。

## ○ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）、中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）及び日本郵便株式会社（平成30年度～）

## 2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例的的確な運用

## (1) 不適正な土砂等の埋立て行為等の監視&lt;環境管理課&gt;

不適正な埋立行為等を早期に発見し、初動段階から迅速に対処するため、市町村と連携し、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成19年4月1日施行）」に基づく施工中の立入検査や定期的な監視パトロール等を実施した。

## (2) 盛土規制に係る連携体制の構築&lt;環境管理課&gt;

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、令和3年10月に盛土規制に係る総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を環境管理課に新設するとともに、本庁と8つの地域ごとに「盛土規制に関する連携会議」を設置・開催し、市町村や警察も含めた関係機関の連携体制を構築した。

## 第3節 災害廃棄物・感染症への備え

## 1 災害廃棄物処理対策の推進

## (1) 災害廃棄物の適正な処理体制の強化&lt;廃棄物対策課&gt;

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会等を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っている。

## 2 感染症対策の推進

### (1) 県民及び事業者に対する廃棄物の処理方法等に関わる注意事項の周知<廃棄物対策課>

廃棄物処理は県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な業務であり、緊急事態宣言時においても事業を継続する必要がある。新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物として、医療機関等から排出される感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物があり、廃棄物処理が滞り、医療機関等から排出される廃棄物と一般家庭から排出されるごみが適正に処理されてないと、生活環境の保全上の支障となる。

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に従い、必要な感染防止策を適切に実施することで、廃棄物処理に由来した感染を防ぎつつ処理することができるため、同マニュアル等に沿った廃棄物の適正な確保について周知した。

### (2) 感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定支援<廃棄物対策課>

感染拡大に伴い、作業員の感染などの廃棄物処理を継続する上でのリスクが懸念されたため、そのような状況下でも廃棄物処理を適正かつ安定的に継続できるように、市町村や一部事務組合に一般廃棄物処理事業継続計画の策定を依頼した。

## 第3章 美しく豊かな環境との共生

## 第1節 地域循環共生圏の創出支援

## 1 地域循環共生圏の取組の推進

## (1) 地域循環共生圏のモデル事業支援&lt;脱炭素社会推進課&gt;

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援する。

## 第2節 自然環境の保全及び活用

## 1 環境影響評価制度の的確な運用

## (1) 環境影響評価制度の的確な運用&lt;環境管理課&gt;

## ○ 「岐阜県環境影響評価条例」

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（以下「法」という。）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとするとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一した環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行に伴い、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、平成23年4月の法改正に伴い、法と条例との手続の整合を図る必要があること、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に条例を一部改正し、平成25年4月1日に施行した。また、「岐阜県環境影響評価条例施行規則」について、平成27年8月に土地開発事業における要件の見直しのため一部改正し同年9月1日に施行し、令和4年3月に高層工作物又は高層建築物の建設における要件の見直しのため一部改正し同年3月1日に施行した。

「岐阜県環境影響評価条例」に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料5のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壌、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照障害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要は、資料6に示す。

なお、最近の環境影響評価の実施状況については、資料7のとおりである。

## ○ 「岐阜県地域環境保全指針」

・趣旨

開発を行う場合は環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを目的とした「岐阜県地域環境保

全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

・内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業… 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダムの湛水面積50ha以上の開発事業

民間事業… 開発面積5ha以上の開発事業

②環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の内容について、総括的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

## 2 自然と共生した川づくり

### (1) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベスト・リバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河川美化活動を進めている。

### ○ 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

### ○ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

### ○ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では従来よりホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

### (2) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん提を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

### (3) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課><河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

○岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

○岐阜県自然工法管理士2,560名を認定（令和3年度末現在）

○各現場で実施した自然共生への取組（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その

知見を他の現場に反映

### 3 自然公園の保全及び活用

#### (1) 自然公園の概要<環境生活政策課>

##### ○ 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

##### ○ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、知事に事前に届出を行うこととされている。

##### ○ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、県立自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けており、本県では、23名が委嘱されているほか、中部山岳国立公園に平湯管理官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

##### ○ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、令和3年度においては中部山岳国立公園の乗鞍肩の小屋公衆トイレ改修工事、平湯乗鞍岳線道路落石対策工事、東海自然歩道の標識改修工事等の整備を実施した。

表2-3-1 自然公園の状況

(令和4年3月末現在)

区 分	公 園 計 画		特 別 地 域				普 通 地 域	
			特別保護地区		左の地区以外			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
国 立 公 園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407	11.5
国 定 公 園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660	7.7
県 立 自 然 公 園	122,225	(62.6) 100	0	0.0	13,134	10.7	109,091	89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158	59.6

備考) 1 県環境生活政策課調べ

2 ( )内は計に対する構成比を示す。

表2-3-2 自然公園内における行為許可・届出の状況

区 分	工作物の新改増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)	
令 和 3 年 度	国 立 公 園	36	8	0	1	37	82
	国 定 公 園	229	21	45	11	6	312
	県 立 自 然 公 園	53	28	8	5	3	97
	計	318	57	53	17	46	491
令 和 2 年 度	317	72	77	12	31	509	
令 和 元 年 度	332	65	73	16	25	511	
平 成 30 年 度	433	74	65	19	45	636	

備考) 県環境生活政策課調べ

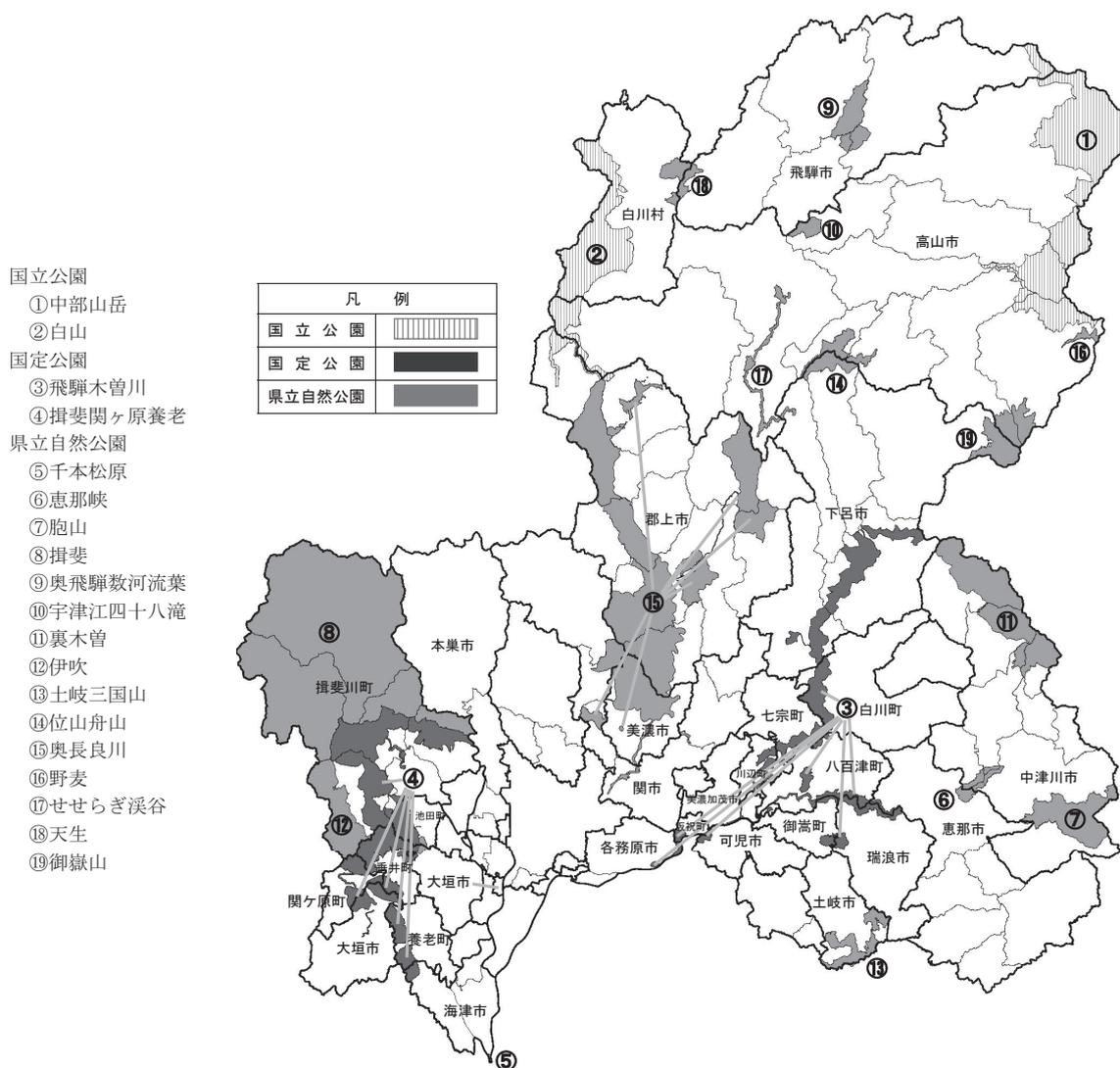
表2-3-3 自然公園の利用施設の整備状況

(令和3年度)

公園名	市町村名	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	乗鞍肩の小屋公衆トイレ改築工事	公共	岐阜県
		平湯乗鞍岳線道路落石対策工事	公共	岐阜県
		中部山岳多言語標識整備	公共	岐阜県
		平湯園地ベンチ改修工事	県単	岐阜県
		平湯大滝公衆トイレ送水管改修工事	県単	岐阜県
		新徳高園地木橋改修工事	県単	岐阜県
白山国立公園	白川村	大白川園地歩道改修	公共	岐阜県
東海自然歩道	恵那市外	標識改修工事	公共	岐阜県
	垂井町	藤乃森公園トイレ改修工事	公共	垂井町
	関ヶ原町	エコミュージアム関ヶ原野鳥観察舎改修工事	県単	岐阜県
		エコミュージアム関ヶ原A館改修工事	県単	岐阜県
中部北陸自然歩道	高山市	歩道改修工事	公共	高山市
	飛騨市	歩道改修工事	公共	飛騨市

備考) 県環境生活政策課調べ

図2-3-1 自然公園の位置図



備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-4 県内の国立・国定公園・県立自然公園の一覧

区分	位置図 番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)	
国立公園	①	中部山岳 (S9.12.4)	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,322) 24,219	
	②	白山 (S37.11.12)	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	
国定公園	③	飛騨木曾川 (S39.3.3)	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	
	④	揖斐関ヶ原 養老 (S45.12.28)	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	
計			4箇所		72,868	
県立自然公園	⑤	千本松原 (S29.9.14)	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	
	⑥	恵那峡 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	
	⑦	胞山 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	
	⑧	揖斐 (S31.4.20)	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	
	⑨	奥飛騨数河流葉 (S35.8.30)	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	
	⑩	宇津江四十八滝 (S35.8.30)	高山市	滝を中心とする景観美	800	
	⑪	裏木曾 (S38.1.22)	中津川市	御嶽山西側の森林峡谷美	11,654	
	⑫	伊吹 (S42.3.17)	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	
	⑬	土岐三国山 (S44.4.1)	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	
	⑭	位山舟山 (S44.4.1)	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	
	⑮	奥長良川 (S44.4.1)	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	
	⑯	野麦 (S47.4.1)	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	
	⑰	せせらぎ溪谷 (H8.4.1)	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318	
	⑱	天生 (H10.4.1)	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観	1,638	
	⑲	御嶽山 (H11.4.1)	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	
	計			15箇所		122,225
	自然公園合計			19箇所		195,093

備考) 県環境生活政策課調べ

## (2) 中部山岳国立公園の魅力増進に向けた取組推進&lt;環境生活政策課&gt;

中部山岳国立公園とその周辺地域への誘客拡大のため、HP・SNSで地域の情報を発信するとともに、奥飛騨温泉郷内の散策マップの多言語化等を図った。

## (3) 自然公園の風致景観の保護及び計画的な整備・補修

自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員13名を配置し、各圏域の保護体制の確保を図った。また、自然公園が安全かつ快適に利用できるよう、令和3年度は東海自然歩道、中部北陸自然歩道の改修工事等を実施した。

## 4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進

## (1) サステイナブル・ツーリズムの推進&lt;観光企画課&gt;

本県では、初心者から上級者まで様々なコースの滝巡りが楽しめる「小坂の滝めぐり」、広大な森林地帯であり、自然環境保全を前提としながら大自然の素晴らしさを体感できる「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、ミズバショウ、ニッコウキスゲ等が咲き誇る湿原や、ブナ、カツラ等が林立する原生林など特徴ある植生が残る「天生県立自然公園と三湿原回廊」（いずれも「岐阜の宝もの」に認定）など、「清流の国ぎふ」を象徴する魅力にあふれた自然資源の保護・保全と観光活用両輪での持続可能な取組を支援している。

また、これらの魅力を国内外に広くPRし、誘客促進及び観光消費額の拡大を図っている。

令和3年度は、「岐阜の宝もの」や中部山岳国立公園などの飛騨の自然観光資源を中心に、山岳メディアと連携したプロモーションや誘客キャンペーンの開催、さらなる魅力向上のための案内ガイドスキルアップ研修等を行った。

また、持続可能な観光地域づくりを進めるため、世界農業遺産「長良川の鮎」で知られる長良川流域において、観光庁「持続可能な観光ガイドラインモデル事業」を活用し、サステイナブル・ツーリズムに関する流域関係者の理解促進を図るとともに、国際認証機関の表彰制度にエントリーし、2021年「世界の持続可能な観光地100選」に選出された。

## (2) グリーン・ツーリズムの推進&lt;農村振興課&gt;

グリーン・ツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。平成29年に田園回帰志向の高まりやインバウンド、農泊ビジネスへの対応など、グリーン・ツーリズムを取り巻く環境変化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会が設立され、県では、推進協議会の取組を支援するなど、連携してグリーン・ツーリズムを推進している。

また、グリーン・ツーリズムインストラクターなどによる農林漁業体験、地域食材を使った料理の提供などを行う施設を「岐阜県農林漁業体験施設」として登録し、情報発信を行っている。

## (3) ONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進&lt;環境生活政策課&gt;

温泉を拠点に「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組である ONSEN・ガストロノミーウォーキングの県内普及を図るため、イベントの開催に係るPR経費及び歩道や案内看板などの環境整備に係る経費を対象とした補助金制度を設け、市町村担当者等を対象に説明等を行った。

## (4) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進&lt;農村振興課&gt;

農村地域でのワークーションを推進するため、農林漁業体験とワークを組み合わせ、ワークーションのモデルツアー（6回）やセミナーを実施した。

## 5 長良川システムの保全・活用・継承

## (1) 長良川システムの価値を伝える活動等の推進&lt;里川振興課&gt;

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組を進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を進化させながら、将来にわたり守り伝えるため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の世界農業遺産保全計画（アクションプラン）に基づく取組を着実に進める。

図2-3-2 長良川システム



## 6 持続可能な農業の推進

### (1) 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

#### ○ んぐふクリーン農業の推進及びPR

県民への安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減に向けて、従来の農業生産に比べて化学肥料及び化学合成農薬をそれぞれ30%以上削減する「んぐふクリーン農業」を推進し、令和3年度末の登録面積は14,580haとなった。

また、んぐふクリーン農業や環境保全型農業により生産された農産物について、各種イベントやホームページ等を通じPRを行い、県民・消費者への周知と販売の拡大を図った。

表2-3-5 んぐふクリーン農業生産登録面積、生産登録件数の推移

年 度	H11	H16	H21	H29	H30	R1	R2	R3
生産登録面積 (ha)	209	5,178	12,337	17,136	16,718	16,396	16,456	14,580
県内農作物作付面積に占める割合 (%)	0.4	9	24	35	34	33	33	26
生産登録件数	29	1,134	932	615	523	507	475	395

備考) 1 県農産園芸課調べ

2 作付面積＝農林統計の農作物作付延べ面積、令和3年度んぐふクリーン農業生産登録面積は令和4年3月末現在

#### ○ GAP (農業生産工程管理) 導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業現場における生産工程をリスク管理し、適正な農業経営に改善する「んぐふ清流GAP評価制度」の認証取得を推進し、GAP指導員を育成(169名体制)するとともに、農業者・産地に対する丁寧なサポートを実施することで、令和3年度は35農場を認証した。

## 7 棚田を核とした地域振興

### (1) 指定棚田地域の活動計画認定支援<農村振興課>

県土の保全や水源かん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興のため、指定棚田地域振興協議会の活動計画の策定などを支援し、令和3年度に3箇所の計画が認定され、活動計画認定棚田数は27箇所(R3年度末時点)となった。

### (2) 農村の維持保全と関係人口の創出や移住・定住の推進<農村振興課>

農村地域の維持活動への都市住民などの参加を促進するため、ボランティアとして活動する意欲のある方を「んぐふの田舎応援隊」や「んぐふ棚田応援隊」として登録するとともに、令和3年度は農地の草刈り作業などの活動を33回開催し、延べ279人が参加した。

### (3) 棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会の創出<農村振興課>

都市住民などを対象に、棚田地域の暮らしを体験し理解する「んぐふ・棚田の暮らし体験塾モデルツアー」を実施した。

## 8 林業の担い手確保

## (1) 新たな担い手確保の推進&lt;森林経営課&gt;

林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、東京や名古屋等で開催された「森林の仕事ガイダンス」等にオンラインで参加するとともに、毎月、定期的に林業就業オンライン相談会を開催するなど、UIJターン希望者や転職希望者に対して、林業のPRや就業相談を行った。

また、県外から県内に移住し、林業に就業した世帯者2名、単身者14名に対し移住先市町村との連携により移住支援金を給付するとともに、外国人材の活用に向け、日系外国人が林業就業している県外の林業事業者への聴き取り調査と、調査結果について研究会で報告し、外国人材の受入体制の検討を行うなど、新たな担い手確保の促進に努めた。

## (2) スマート林業の推進&lt;森林経営課&gt;

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業者等に対し林業機械の購入（4事業者）及びレンタル（7事業者）、並びにICTの導入（6事業者）を支援した。

## 第3節 生物多様性の保全

## 1 外来生物の防除

## (1) 特定外来生物の防除&lt;環境生活政策課&gt;

県内における発生がまれであり、人に危害を及ぼす特定外来生物等について、県では平成18年に、県内で特定外来生物の生息が確認された場合に、緊急に防除すべき種類を選定し、緊急防除体制（連絡・防除フロー図）を策定した。平成24年度には「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定。令和2年11月から、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、ココミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとした。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。

## 2 希少野生生物の保護

## (1) 岐阜県レッドデータブックの改訂と保護区の指定&lt;環境生活政策課&gt;

本県においても、近年、人間の様々な社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を超す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001－岐阜県レッドデータブック」として取りまとめて公表するとともに、掲載した519種を後世に引き継ぐことを目的に「岐阜県希少な野生生物保護要綱」を制定した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月に、県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。令和4年1月にハクバサンショウウオを指定解除し、指定種は15種（魚類2種、植物13種）となった。

表2-3-6 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧Ⅱ類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

備考) 県環境生活政策課調べ

資料：岐阜県レッドデータブック改訂版

表2-3-7 岐阜県レッドデータブックのカテゴリ一定義

絶滅	県内では、すでに絶滅したと考えられる種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧Ⅰ類	県内において、絶滅の危惧に瀕している種	生息・生育数が極めて少なく、または生息・生育環境も極限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種
絶滅危惧Ⅱ類	県内において、絶滅の危惧が増大している種	生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種
準絶滅危惧	県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種
情報不足	県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

備考) 県環境生活政策課調べ

資料：岐阜県レッドデータブック

## (2) 固有種の保全と傷病希少動物の治療等の実施&lt;環境生活政策課&gt;

国の特別天然記念物や岐阜県の県鳥にも指定されているライチョウは、本州中部の高山帯にのみ生息する固有種であるが、近年生息数が減少しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。

岐阜県では、県民にライチョウのことを知ってもらうこと、ライチョウが自然の中で安定的に生息していけることを目指して、平成31年3月に「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定し、保護に向けた活動を実施している。

また、傷病等により保護された希少野生鳥獣を收容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図るとともに、平成26年度には野生鳥獣リハビリセンターを開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

## 3 農地・里地里山の保全

## (1) 豊かな農村環境の維持&lt;農村振興課&gt;

農地や農村環境を守る地域ぐるみでの共同活動を支援した。令和3年度の共同活動対象農地は28,808haとなった。

## (2) 遊休農地対策&lt;農村振興課&gt;

遊休農地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物に被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、県では、中山間地域等直接支払を活用した発生抑制や、関係機関と連携した支援チームによる遊休農地の解消及び、営農再開支援を実施した。

## ○ 中山間地域等直接支払制度を活用した発生抑制

農業生産条件の不利な中山間地域での営農継続を図るため、令和3年度は9,094haの農地を支援した。

## ○ 支援チームによる遊休農地の再生支援

県、市町村、農業委員会、担い手農家等で構成される支援チームが、遊休農地の再生活動から営農再開までを一貫して支援した。令和3年度は10地区で133名が再生活動に参加した。

## (3) 環境を重視した里山づくりの推進&lt;森林活用推進課&gt;

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して整備してきた環境保全モデル林の利活用について情報を周知した。

## ○ 里山林整備事業

市町村等が県内各地で実施する里山林の整備等を支援した（整備面積：301.2ha、病害虫防除：185㎡、施設改修：3箇所）。

## ○ 環境保全モデル林の利活用情報の周知

各モデル林で実施するイベント等の計画を県HPに掲載し、環境保全モデル林の利活用について県民へ周知した。

#### 4 環境保全林の整備

##### (1) 間伐等の支援

###### ア 計画的な間伐の推進<森林経営課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、6,721haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

###### イ 針広混交林化に向けた間伐の促進<森林経営課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和3年度の環境保全林における間伐実施面積は1,532ha（間伐実施面積6,721haの内数）であった。

###### ウ 間伐材の利用促進<県産材流通課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

###### エ 緑の募金による県土緑化の推進<森林活用推進課>

緑の募金運動は、「緑の羽根」募金運動として昭和25年に開始された。なお、令和3年の募金額は55,584千円余となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。

###### オ 森林認証制度の普及<森林活用推進課>

県内の認証森林（SGECほか）は5団体、約23,728ha（1,067haは重複取得）となっている。

###### カ 魚つき保安林の指定<森林保全課>

水生昆虫類の餌となる落ち葉などの供給や、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、さらには、水面へ木陰をつくり、水温の上昇を抑制するなど、魚が生息し易い環境をつくるため、魚つき保安林を指定している。

###### キ 企業との協働による森林づくりの推進<森林活用推進課>

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による生きた森林づくりに取組み、令和4年3月末までに26件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

#### 5 野生鳥獣による被害防止

##### (1) 人と野生生物が共生する地域づくりの推進<環境生活政策課>

###### ア ツキノワグマによる被害を踏まえたゾーニングの設定

ツキノワグマによる農林業被害や人身被害の軽減を図るため、排除地域、緩衝地帯、クマ生息地という3つの目的別に区画したゾーニングを設定することで、人と野生生物が共生する地域づくりを推進した。

また、ゾーニング設定手順をまとめたガイドラインを作成し、他市町村と共有を図った。

今後、市町村や集落単位でガイドラインを活用し、人と野生生物が共生できる環境整備を住民が主体となった取組が促進するよう普及啓発を図る。

表2-3-8 地域におけるゾーニング区分の考え方

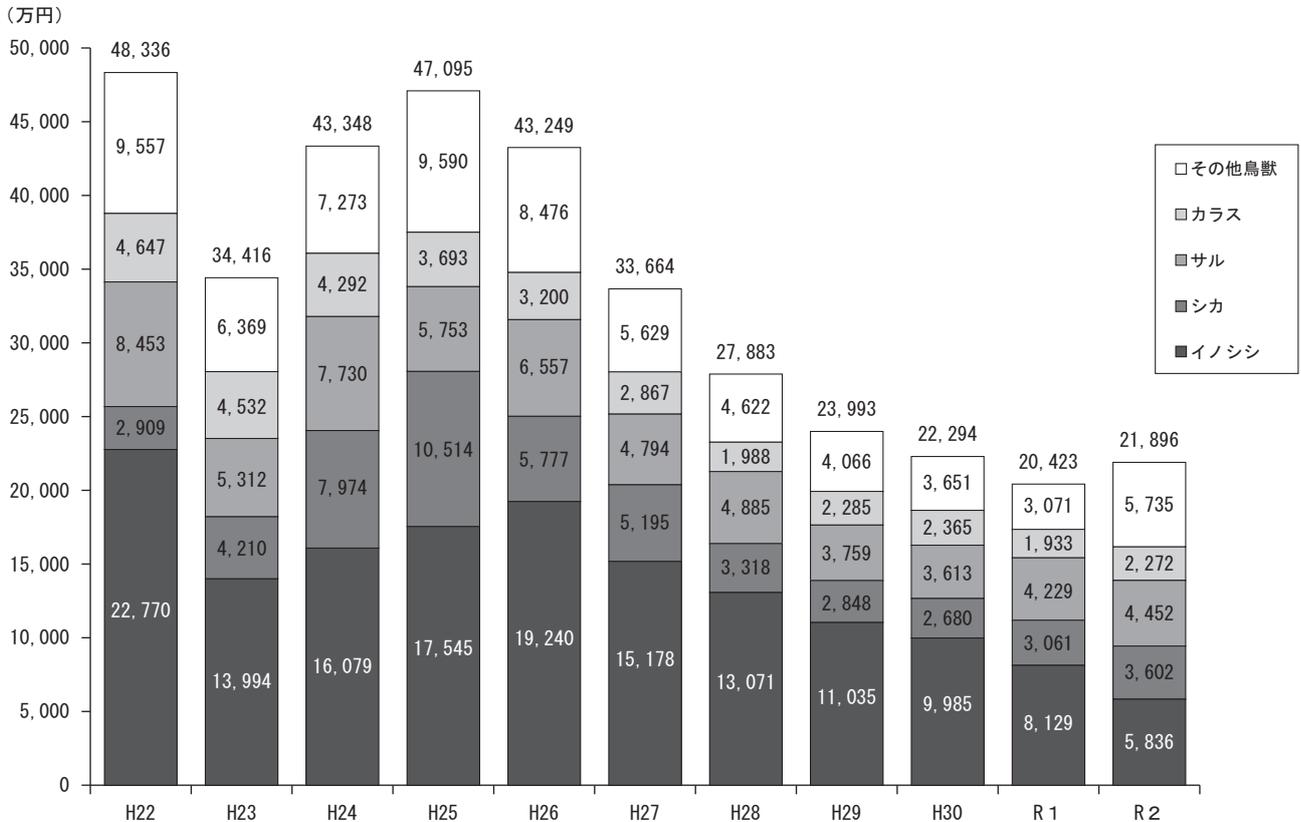
ゾーニング区分	クマの生息	誘引物の除去などの対策	区分の判断基準	
			土地利用	住民からみた区分の位置づけ
排除地域	× 認めない	◎ 定期的実施	住宅地、住宅地周辺の農地や建物 など	・常時、多くの人が暮らす場所
緩衝地帯	△ 一時利用※のみ認める	○ 状況に応じて実施	山際や、山に近い農地・住宅地から離れた山林内の建物 など	・排除地域とクマ生息地との境界付近 ・定期的または時季的に人が利用する場所
クマ生息地	○ 認める	× 定期的には実施しない	住宅地から離れた山林 など	・人の利用頻度は低く、クマの生息地として認識する場所

備考) ※一時利用 移動時の経路や短時間の探餌行動を行うことを示す。

イ 野生鳥獣による農作物被害対策<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害額は、令和2年度に約2億1千9百万円となった。

図2-3-3 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 農村振興課調べ

県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域に地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物の被害や生活環境被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組としては、平成27年度から各農林事務所に新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置（総延長2,507km）や、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組<環境生活政策課>

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2の規定に基づく、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンカモシカ）第3期を策定し、保護地域は個体数を安定的に維持するとともに、防除対策を実施しても被害が軽減しない地域では、被害を生み出す個体の的確な捕獲を目指すこととした。

ツキノワグマについては、秋季の主要な餌である堅果類の豊凶調査を実施し、その結果とともに、ツキノワグマによる人身被害を防ぐための普及啓発を行った。

ニホンジカ、イノシシについては、平成28年度から、これまでの狩猟期間（11/15～3/15）を更に延長（11/1～3/15）するとともに、ニホンジカについては、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

(3) 鳥獣被害対策に関する理解促進<環境生活政策課>

岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センターとともに、野生鳥獣管理に関する講習会等（連続講座、シンポジウム等）を実施し、県民の鳥獣被害対策に関する理解を深めた。

また、平成24年4月に、岐阜県と岐阜大学が協定を結び鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

平成24年度から28年度までの第一期は、より効果的な野生動物管理施策の実現に向けた助言と提言を行うシンクタンク機関として野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画の作成等の県の施策へ反映した。

第二期である平成29年度から令和3年度は、的確かつ効率的な野生動物の被害・保護管理施策を推進するため

に研究を継続して行うとともに、被害軽減を図るため当該研究成果と被害対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し、地域住民が主体となる体制を作るため、鳥獣対策に取り組む人材の育成を図った。

表2-3-9 野生鳥獣管理に関する講習会等参加者数

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数(人)		1,102	810	503

備考) 環境生活政策課調べ

(4) 安全・安心なジビエの推進<農村振興課>

県では、平成25年に獣肉利活用に関する衛生ガイドラインとして「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定した。また、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に則して解体処理された獣肉の取扱いを行う事業者の登録制度を創設(H27)し、安全・安心なぎふジビエの提供体制を整備し、ブランド化につなげた。

※ジビエとは、フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと(農水省HPより)

表2-3-10 りふジビエ登録制度による登録事業者の推移

		年度末	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
解体処理施設数			11	16	19	26	26	29	27
食べられるお店			36	45	51	65	73	72	74
	県内		29	37	42	55	62	66	69
	愛知県		6	7	8	8	8	4	3
	東京都		1	1	1	2	3	2	2
買えるお店			0	1	1	6	8	12	15
加工品製造所			0	0	1	2	2	2	2
合計			47	62	72	99	109	115	118

備考) 農村振興課調べ

表2-3-11 りふジビエの年間取扱量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
解体処理量	4.3t (0.4t)	10.0t (1.8t)	20.1t (5.3t)	18.1t (3.5t)	21.7t (0)	24.5t (0)	29.3t (0.09)
処理頭数	521頭 (43)	1,001頭 (185)	2,387頭 (534)	2,168頭 (353)	2,707頭 (0)	3,060頭 (0)	3,661頭 (9)
捕獲頭数 イノシシ・シカ計	21,767 (9,986)	22,798 (10,416)	30,081 (12,173)	24,777 (10,716)	17,026 (5,875)	27,128 (6,818)	26,151 (6,205)

備考) 1 農村振興課調べ

2 ( )内はイノシシ分

(5) 新たな狩猟者の確保と技術の向上及び安全な狩猟の推進<環境生活政策課>

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策を進めている。

平成29年度には、狩猟者に継続して狩猟に携わり捕獲の担い手として定着してもらうため、狩猟の手順を指導者のもと、実地(実際の猟場)で学んでもらう研修会を開催するとともに、平成30年度及び令和元年度には、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にバスツアーを開催した。令和2、3年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を取りやめた。

狩猟免許試験の土曜日開催(年3回)のほか、免許試験講習会(わな猟・銃猟)をはじめとする各種講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、岐阜県猟友会が狩猟者の技術向上等を目的として実施する事業に補助を行った。

(6) 防護柵の整備及び被害防止捕獲の一体的な推進とカワウ対策の強化<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に、令和3年度は17市町村で計81kmの防護柵設置を支援した。併せて、各市町村が行う有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲の取組について支援した。

また、カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、令和3年度は24漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う捕獲等事業を支援した。

併せて、県内の大規模コロニー（営巣地）において、シャープシューティングによる捕獲を行うとともに、県内河川でのカワウの飛来数やコロニー及びねぐらにおける生息羽数、大規模コロニーにおける生息動向調査を実施した。

## 第4章 安全・安心な生活環境の確保

## 第1節 水及び土壌の汚染防止

## 1 水環境の保全

## (1) 公共用水域の概況&lt;環境管理課&gt;

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曾川（長良川、揖斐川を含む。）及び庄内川（土岐川）、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川（宮川）及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-4-1のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上での重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-4-1 主要河川水系

水系名	主要河川名	河川数	延長 (km)	類型指定 河川数	類型指定 河川延長(km)
木曾川	木曾川、長良川、揖斐川	298	2,351	50	1,314
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	95
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	7	251
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9	0	0
合計		437	3,324	67	1,760

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ  
2 河川数及び延長は1級河川のみである。

## (2) 水質汚濁に係る環境基準&lt;環境管理課&gt;

## ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである（資料10）。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曾川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では平成23年度から平成28年度に他の主要河川について順次調査を実施し、48河川7水域について類型を指定した。湖沼については、横山ダム貯水池、境川ダム貯水池に続き、令和3年4月1日に徳山ダムが類型指定された（資料27）。

## イ 公共用水域及び地下水の監視測定

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

令和3年度において、公共用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、123地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。

また、木曾川、長良川及び揖斐川水域の6地点では、表2-4-2に示す管理機関が自動測定を行った。

このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料25）。

地下水については、67地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、66地点の井戸においてモニタリング調査、12地点の井戸において汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料26）。

表2-4-2 水質自動測定所の設置状況

(令和4年3月末現在)

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管理機関	測定項目
木曾川	国土交通省木曾川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD
長良川	国土交通省大藪大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曾川上流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、クロロフィルa、COD
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市福原新田町 (海津市海津町油島)	平成6	国土交通省 木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、D0、電気伝導度、クロロフィルa、総窒素、総りん、COD
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曾川下流河川事務所	水温、pH、濁度、電気伝導度、塩化物イオン、COD

備考) 県環境管理課調べ

ウ 水環境の概況

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、令和3年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川(資料27)を中心に、70河川において水質調査123地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を3地点で実施した(表2-4-3、図2-4-1)。

表2-4-3 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

(令和3年度)

○河川

水 域 名	河川数	測 定 地点数	実 施 機 関			
			水質調査			底質調査
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木 曾 川	15	32	28	4		
長 良 川	26	42	14	7	21	3
揖 斐 川	12	20	12	8		
庄内川(土岐川)	5	9	7	2		
神通川(宮川)	7	11	11			
矢 作 川	4	6	5	1		
庄 川	1	3	3			
計	70	123	80	22	21	3

※ 底質調査は水質調査と同じ地点で実施

○湖沼

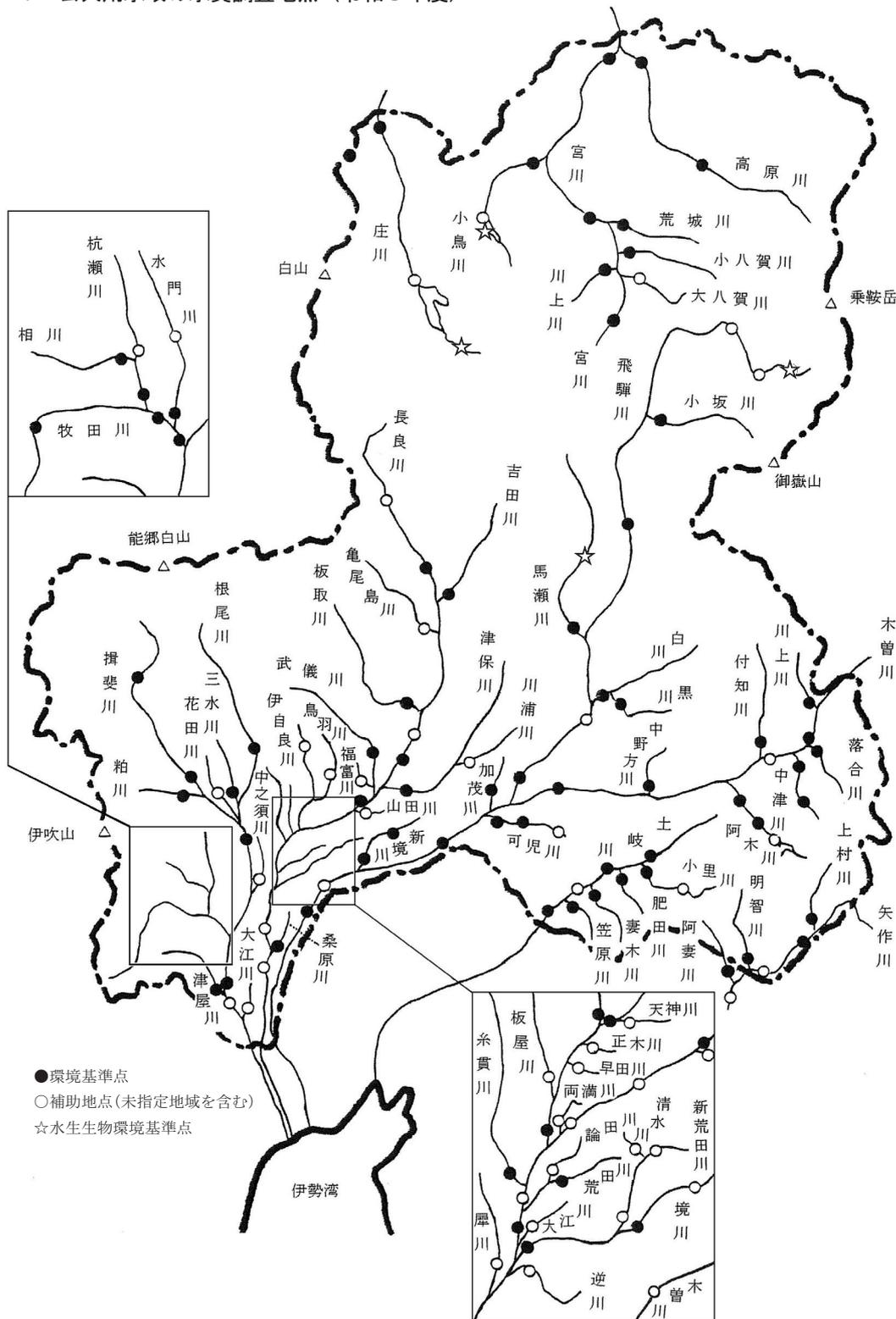
(令和3年度)

水 域 名	測 定 地点数	実施機関		
		水質調査		
		岐阜県	中部地整	富山県
横山ダム貯水池(奥いび湖)	1		1	
境川ダム貯水池(桂湖)	1			1
徳山ダム貯水池	1	1		
計	3	1	1	1

備考) 1 県環境管理課調べ

2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

図 2-4-1 公共用水域の水質調査地点（令和 3 年度）



備考) 県環境管理課調べ

### エ 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について設けられている（資料10）。

#### ○ 健康項目

人の健康の保護に関する項目についての環境基準は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で27項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている（ふっ素、ほう素については、海域には適用しない）。

令和 3 年度は、93地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた（表 2-4-4）。

表2-4-4 健康項目の環境基準の適合状況（河川）

（令和3年度）

項目	検体数等	岐 阜 県			全 国 (R2年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カドミウム		55	0	0	3,027	3	0.10
全シアン		57	0	0	2,745	0	0
鉛		72	0	0	3,139	4	0.13
六価クロム		61	0	0	2,813	0	0
砒素		73	0	0	3,129	19	0.61
総水銀		52	0	0	2,896	0	0
アルキル水銀		1	0	0	509	0	0
P C B		55	0	0	1,727	0	0
ジクロロメタン		60	0	0	2,626	0	0
四塩化炭素		60	0	0	2,603	0	0
1,2-ジクロロエタン		60	0	0	2,635	1	0.04
1,1-ジクロロエチレン		60	0	0	2,624	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		60	0	0	2,609	0	0
1,1,1-トリクロロエタン		60	0	0	2,625	0	0
1,1,2-トリクロロエタン		60	0	0	2,609	0	0
トリクロロエチレン		60	0	0	2,656	0	0
テトラクロロエチレン		61	0	0	2,659	0	0
1,3-ジクロロプロペン		56	0	0	2,610	0	0
チウラム		56	0	0	3,093	0	0
シマジン		56	0	0	2,612	0	0
チオベンカルブ		56	0	0	2,504	0	0
ベンゼン		57	0	0	2,592	0	0
セレン		56	0	0	2,610	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		64	0	0	3,093	2	0.06
ふっ素		65	0	0	2,612	16	0.61
ほう素		58	0	0	2,504	0	0
1,4-ジオキサン		56	0	0	2,525	0	0
全 体		93	0	0	3,822	42	1.10

備考) 県環境管理課調べ

## ○ 生活環境項目

## ・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）及び大腸菌群数の5項目についての基準値が定められている。

令和3年度は、木曾川等7本川44支川の水域類型を指定している69の水域を中心に123地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している103地点におけるBOD等5項目に関する延べ5,136検体の環境基準に対する適合率は、表2-4-5のとおり全体の86.7%であった。

表2-4-5 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（河川）

（令和3年度）

区分	年度	AA		A		B		C		計	
		環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率
		総検体数		総検体数		総検体数		総検体数		総検体数	
pH	R2	257	100.0	470	99.8	158	98.1	181	100.0	1,066	99.6
		257		471		161		181		1,070	
	R3	269	99.3	459	100.0	152	99.3	173	100.0	1,053	99.7
		271		459		153		173		1,056	
DO	R2	258	100.0	458	97.2	161	100.0	179	98.9	1,056	98.6
		258		471		161		181		1,071	
	R3	295	99.0	488	99.2	168	100.0	183	100.0	1,134	99.4
		298		492		168		183		1,141	
BOD	R2	251	97.3	468	99.4	161	100.0	166	91.7	1,046	97.7
		258		471		161		181		1,071	
	R3	251	92.6	457	99.6	149	97.4	168	97.1	1,025	97.1
		271		459		153		173		1,056	
SS	R2	254	98.8	463	98.3	159	98.8	180	99.4	1,056	98.7
		257		471		161		181		1,070	
	R3	269	99.3	457	99.6	152	99.3	173	100.0	1,051	99.5
		271		459		153		173		1,056	
大腸菌群数	R2	13	6.1	110	35.3	67	47.2	—	—	190	28.5
		212		312		142		—		666	
	R3	20	7.4	110	27.3	58	37.9	—	—	188	22.7
		271		403		153		—		827	
計	R2	1,033	83.2	1,969	89.7	706	89.8	706	97.5	4,414	89.2
		1,242		2,196		786		724		4,948	
	R3	1,104	79.9	1,971	86.8	679	87.1	697	99.3	4,451	86.7
		1,382		2,272		780		702		5,136	

備考) 県環境管理課調べ

・BOD及びSSの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBOD及びSSについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【BOD】

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データを、小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数）のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-4-6及び表2-4-7のとおり、令和3年度におけるBODの達成率は97.1%となっている。

【SS】

SSの環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成した。

表2-4-6 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (mg/L)	基準値 (mg/L)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		全国河川の 達成率(%) (R2年度)
		達成水域数 総水域数	達成率 (%)	達成水域数 総水域数	達成率 (%)	達成水域数 総水域数	達成率 (%)	
AA	1以下	20 20	100.0	20 20	100.0	19 20	95.0	92.1
A	2以下	27 27	100.0	27 27	100.0	27 27	100.0	93.7
B	3以下	11 11	100.0	11 11	100.0	11 11	100.0	93.1
C	5以下	10 11	90.9	9 11	81.8	10 11	90.9	93.0

D	8以下	—	—	—	—	—	—	100.0
E	10以下	—	—	—	—	—	—	95.8
計	68 69	98.6	67 69	97.1	67 69	97.1	93.5	

備考) 県環境管理課調べ

表2-4-7 BODの水域別の環境基準の達成状況(河川)

区分	水域名	木曽川	長良川	揖斐川	庄内川(土岐川)	矢作川	神通川(宮川)	庄川	計
令和2年度	達成水域数	21	14	13	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率(%)	95.5%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
	未達成水域名	中津川 C	糸貫川 C	—	—	—	—	—	—
令和3年度	達成水域数	22	14	12	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率(%)	100.0%	93.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	粕川 AA	—	—	—	—	—

備考) 県環境管理課調べ

○ 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

令和3年度は、木曽川等7本川、45支川の水域類型を指定している62水域のうち、61水域86地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとにすべての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、令和3年度においてはすべての環境基準地点で環境基準に適合した(表2-4-8)。

表2-4-8 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況(河川)

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数	達成率	達成水域数	達成率	達成水域数	達成率	達成水域数	達成率	達成水域数	達成率
		総水域数	(%)	総水域数	(%)	総水域数	(%)	総水域数	(%)	総水域数	(%)
木曽川	R2	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
	R3	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
長良川	R2	4	100.0	1	100.0	6	85.7	0	—	11	91.7
		4		1		7		0		12	
	R3	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
揖斐川	R2	4	100.0	0	—	8	100.0	0	—	12	100.0
		4		0		8		0		12	
	R3	4	100.0	0	—	8	100.0	0	—	12	100.0
		4		0		8		0		12	
庄内川(土岐川)	R2	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
	R3	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
矢作川	R2	4	100.0	0	—	1	100.0	0	—	5	100.0
		4		0		1		0		5	
	R3	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	

安全・安心な生活環境の確保

神通川 (宮川)	R2	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
	R3	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
庄川	R2	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
	R3	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
計	R2	25	100.0	12	100.0	24	96.0	0	—	61	98.4
		25		12		25		0		62	
	R3	25	100.0	12	100.0	24	100.0	0	—	61	100.0
		25		12		24		0		61	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総水域数は、調査を実施した水域数を指す。

・底質調査

3河川の3地点において、令和3年度に調査を実施した結果は、令和2年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった(資料25)。

#### オ 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている(資料10)。

##### ○ 健康項目

令和3年度は、27項目について3地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した(表2-4-9)。

表2-4-9 健康項目の環境基準の適合状況(湖沼)

(令和3年度)

項目	検体数等	岐 阜 県			全 国 (R2年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カドミウム		2	0	0	265	0	0
全シアン		2	0	0	227	0	0
鉛		2	0	0	265	0	0
六価クロム		2	0	0	240	0	0
砒素		2	0	0	267	2	0.75
総水銀		2	0	0	249	0	0
アルキル水銀		1	0	0	59	0	0
PCB		2	0	0	129	0	0
ジクロロメタン		3	0	0	206	0	0
四塩化炭素		3	0	0	204	0	0
1,2-ジクロロエタン		3	0	0	206	0	0
1,1-ジクロロエチレン		3	0	0	205	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		3	0	0	205	0	0
1,1,1-トリクロロエタン		3	0	0	211	0	0
1,1,2-トリクロロエタン		3	0	0	205	0	0
トリクロロエチレン		3	0	0	217	0	0
テトラクロロエチレン		3	0	0	217	0	0
1,3-ジクロロプロペン		3	0	0	212	0	0
チウラム		2	0	0	217	0	0
シマジン		2	0	0	216	0	0
チオベンカルブ		2	0	0	216	0	0

ベンゼン	3	0	0	207	0	0
セレン	2	0	0	209	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	0	0	380	0	0
ふっ素	3	0	0	228	1	0.44
ほう素	3	0	0	218	0	0
1,4-ジオキサン	2	0	0	214	0	0
全体	3	0	0	404	3	0.74

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）及び大腸菌群数の5項目について基準値が定められている。また、同様に各水域にIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全磷の2項目について基準値が定められている。

令和3年度は、水域類型を指定している3地点（徳山ダム貯水池が令和3年4月1日に指定）で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ311検体の環境基準に対する適合率が、表2-4-10のとおり全体の93.6%であり、全磷についての適合率は100%であった。なお、全窒素については、本県の3地点には環境基準は適用されていない。

表2-4-10 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区分	年度	A		区分	年度	II		III		計	
		環境基準適合数	適合率			環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率	環境基準適合数	適合率
		総検体数				総検体数		総検体数		総検体数	
pH	R2	30	100.0	全磷	R2	6	100.0	12	100.0	18	100.0
		30				6		12		18	
	R3	62	96.9		R3	16	100.0	12	100.0	28	100.0
		64				16		12		28	
DO	R2	29	96.7	備考) 県環境管理課調べ							
		30									
	R3	63	94.0								
		67									
COD	R2	28	93.3								
		30									
	R3	64	100.0								
		64									
SS	R2	30	100.0								
		30									
	R3	62	96.9								
		64									
大腸菌群数	R2	18	100.0								
		18									
	R3	40	76.9								
		52									
計	R2	135	97.8								
		138									
	R3	291	93.6								
		311									

・COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全磷について水域類型を指定している水域における環境基準の達

成状況は、次のとおりである。

【COD】

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

【全磷】

全磷の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

カ 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、51メッシュの中から調査地点を1地点選定するメッシュ方式により実施した。

この結果、ヒ素が1地点（海津市）において環境基準を超過した。

キ 各水域の状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

○ 木曽川水域（表2-4-11、図2-4-2）

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しており、全水域において環境基準を達成した。下流の起地点（羽島市）においても0.8mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

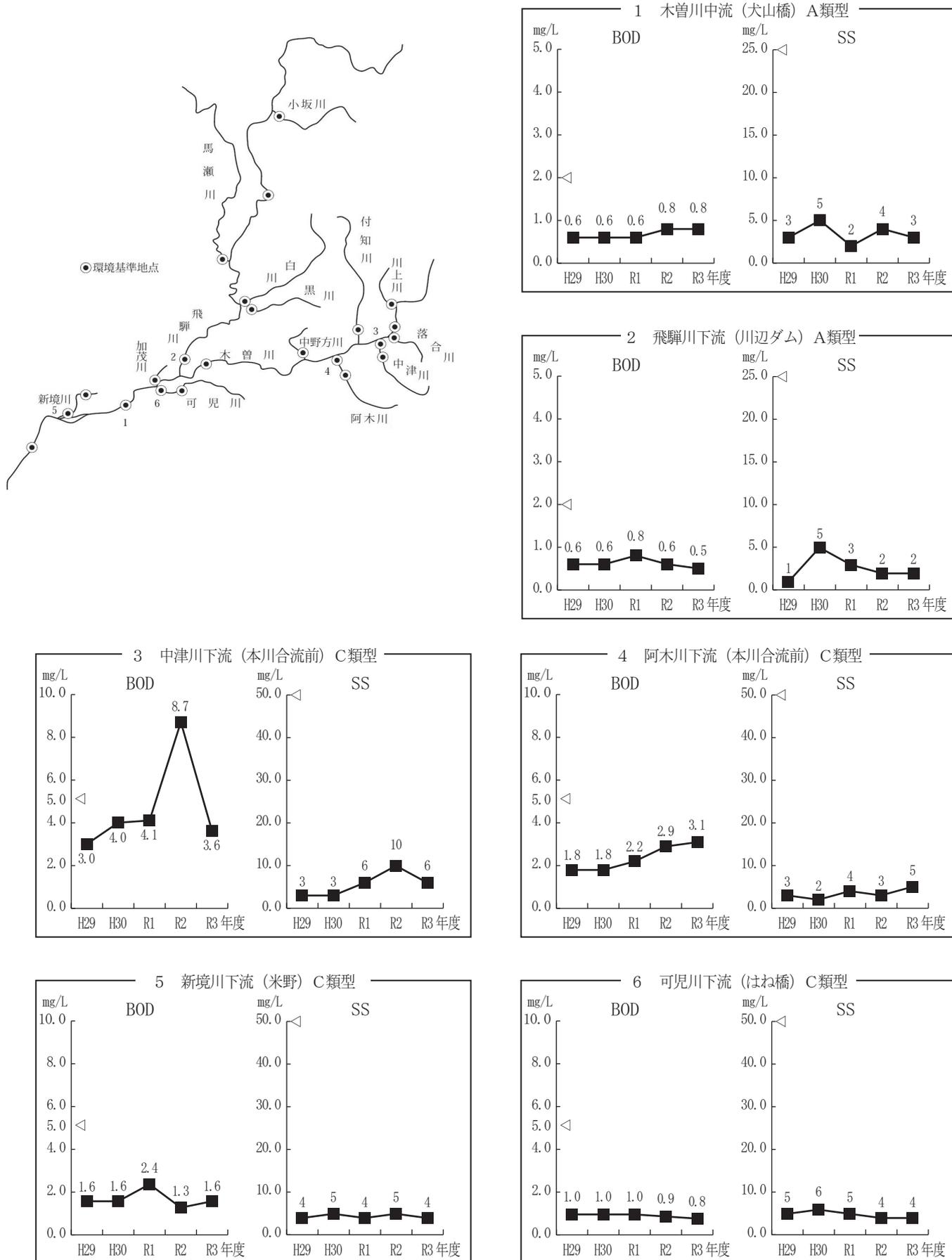
表2-4-11 木曽川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	木曽川上流	落 合 ダ ム	AA (1)	0/11	○	0.5	0/10	○	0.5
	木曽川中流	兼 山 ダ ム	A (2)	1/11	○	0.8	0/12	○	<0.5
		犬 山 橋	A (2)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.8
木曽川下流	起	A (2)	0/12	○	1.0	0/12	○	0.8	
支 川	飛驒川上流	東 上 田	AA (1)	0/11	○	0.7	0/10	○	1.0
	飛驒川下流	川 辺 ダ ム	A (2)	0/11	○	0.6	0/12	○	<0.5
	川 上 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/11	○	<0.5	0/10	○	0.5
	落 合 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/11	○	0.5	0/10	○	0.8
	中津川上流	中 川 橋	A (2)	0/11	○	<0.5	0/10	○	0.5
	中津川下流	本 川 合 流 前	C (5)	4/11	×	8.7	1/10	○	3.6
	付 知 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/11	○	<0.5	0/10	○	0.6
	阿木川上流	恵 那 大 橋	A (2)	0/11	○	0.5	0/10	○	1.0
	阿木川下流	本 川 合 流 前	C (5)	0/11	○	2.5	0/10	○	3.1
	中野方川	巴 橋	A (2)	0/11	○	<0.5	0/10	○	0.5
	可児川上流	鳥 屋 場 橋	B (3)	0/11	○	0.9	0/10	○	1.0
	可児川下流	は ね 橋	C (5)	0/11	○	0.9	0/11	○	0.8
	加 茂 川	本 川 合 流 前	B (3)	0/11	○	0.9	0/12	○	0.7
	新境川上流	東 泉 橋	B (3)	0/11	○	1.5	0/12	○	1.1
	新境川下流	米 野	C (5)	0/12	○	1.3	0/12	○	1.6
	小 坂 川	古 子 橋	AA (1)	0/11	○	0.7	0/10	○	0.8
馬 瀬 川	飛 驒 川 合 流 前	AA (1)	0/11	○	0.7	1/10	○	1.0	
白 川	飛 驒 川 合 流 前	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5	
黒 川	岩 穴 橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-2 木曽川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

安全・安心な生活環境の確保

○ 長良川水域（表2-4-12、図2-4-3）

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点（補助地点）においても、1.0mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

C類型に水域類型を指定している糸貫川において、環境基準を超過したが、それ以外の水域においては環境基準を達成した。

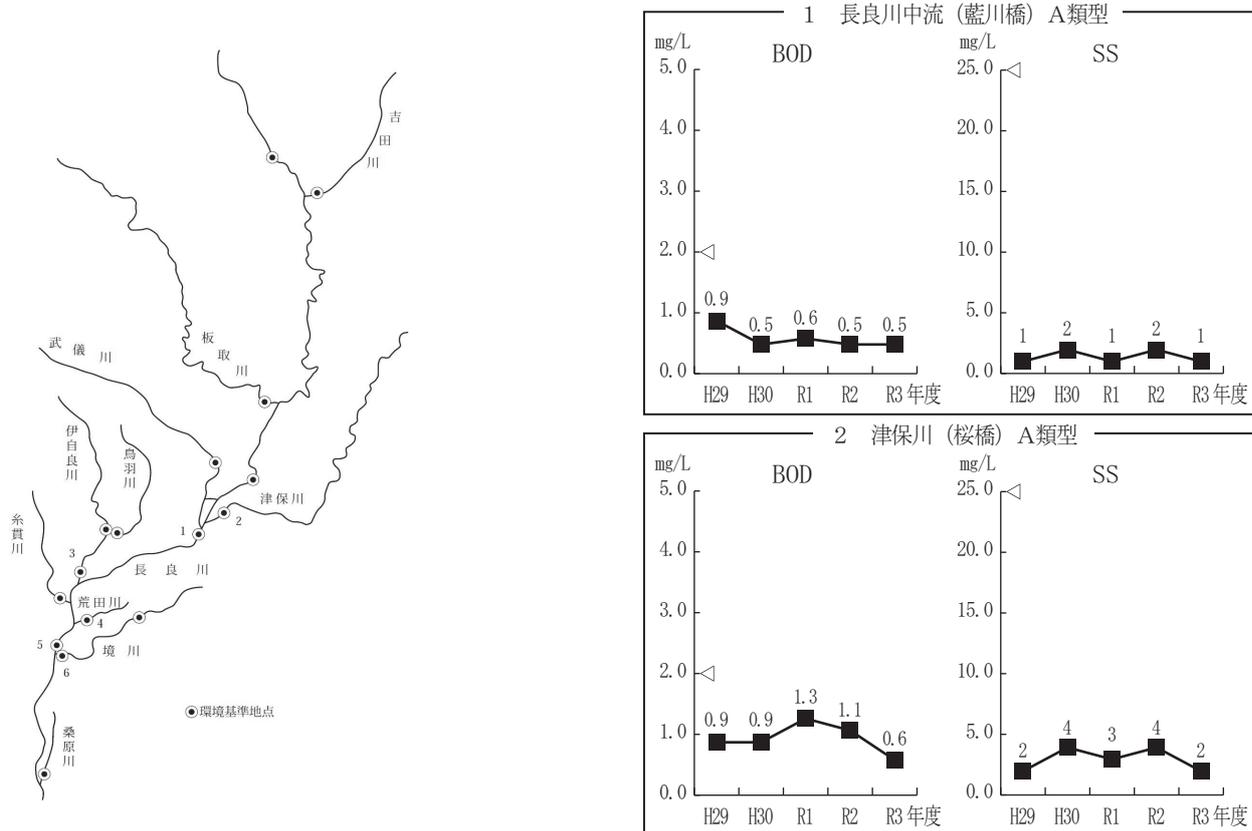
表2-4-12 長良川水域の環境基準（BOD）の達成状況

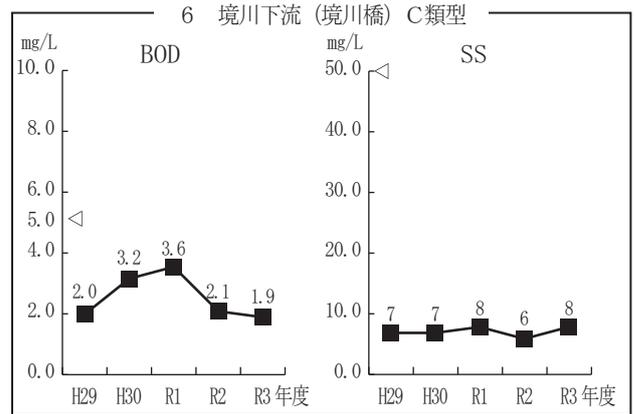
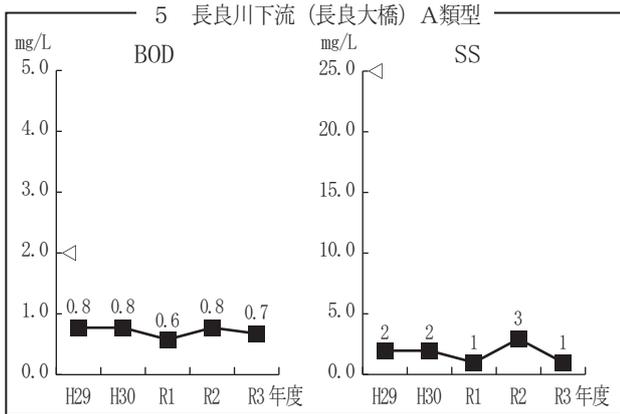
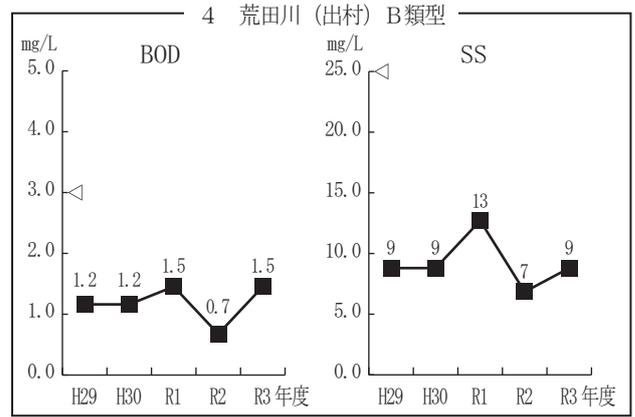
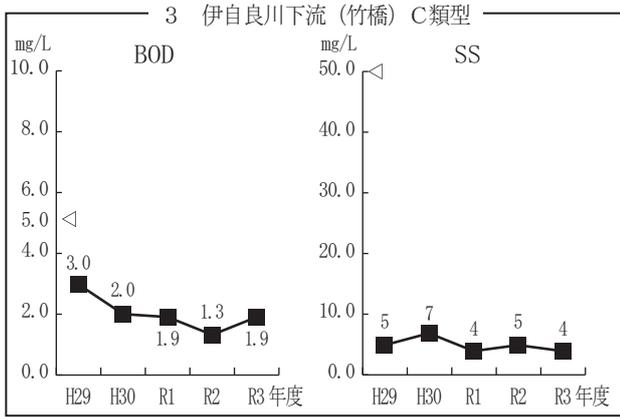
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和2年度			令和3年度			
			75%評価		75%値 (mg/L)	75%評価		75%値 (mg/L)	
			X/Y	達成状況		X/Y	達成状況		
本川	長良川上流	和合橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	長良川中流	鮎之瀬橋	A (2)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5
		藍川橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.5
長良川下流	長良大橋	A (2)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.7	
支川	吉田川	小野橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	板取川	長瀬橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	武儀川	南武芸橋	A (2)	0/11	○	0.7	0/12	○	<0.5
	津保川	桜橋	A (2)	0/11	○	1.1	0/12	○	0.6
	伊自良川上流	繰船橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.9
	伊自良川下流	竹橋	C (5)	0/12	○	1.3	0/12	○	1.8
	鳥羽川	伊自良川合流前	B (3)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.7
	境川上流	東辰新橋	C (5)	0/12	○	1.3	0/12	○	1.4
	境川下流	境川橋	C (5)	0/12	○	2.1	1/12	○	1.9
	荒田川	出村	B (3)	0/12	○	0.7	1/12	○	1.5
糸貫川	苗田橋	C (5)	6/12	×	10	3/9	×	10	
桑原川	本川合流前	C (5)	2/12	○	4.0	0/10	○	3.5	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

○ 揖斐川水域 (表2-4-13、図2-4-4)

・本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても1.1mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

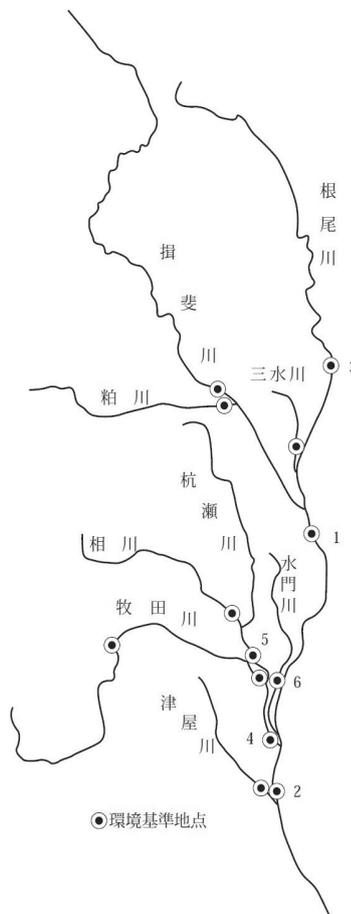
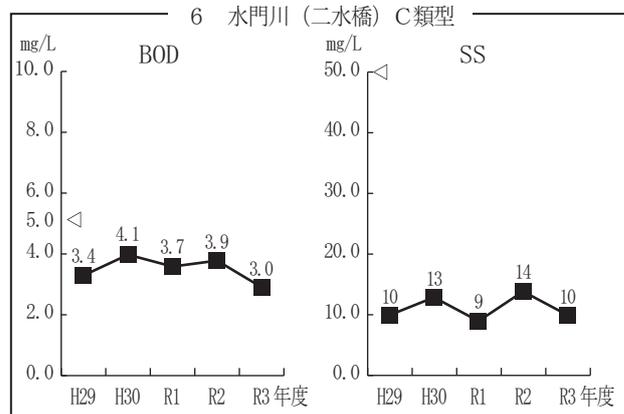
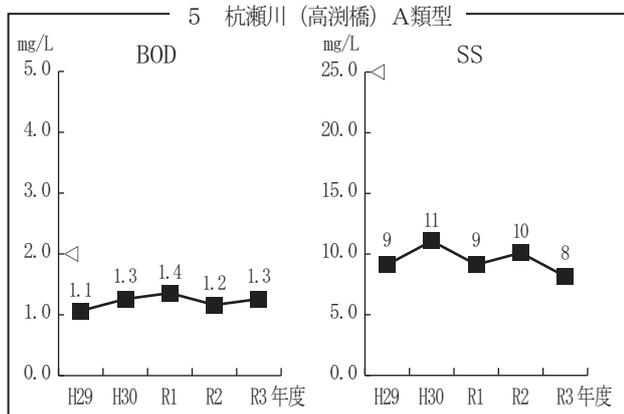
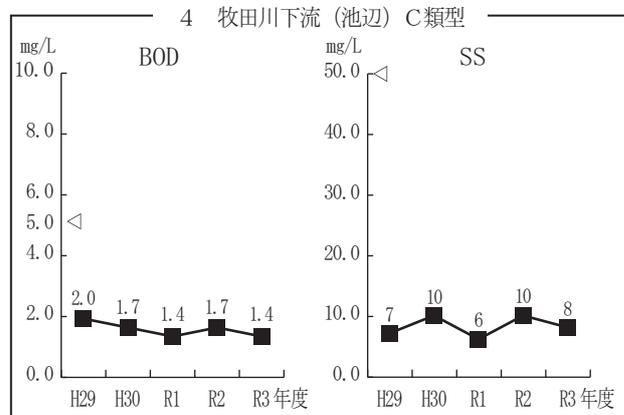
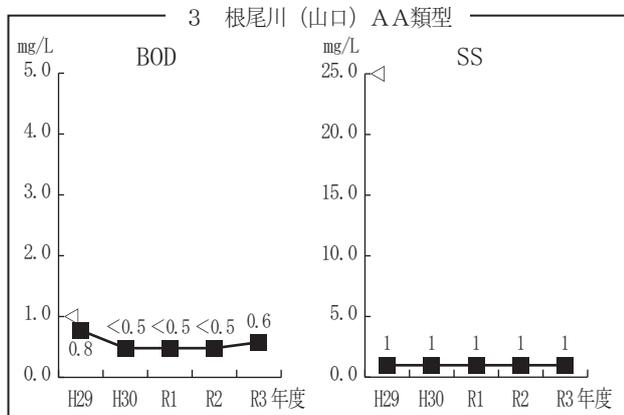
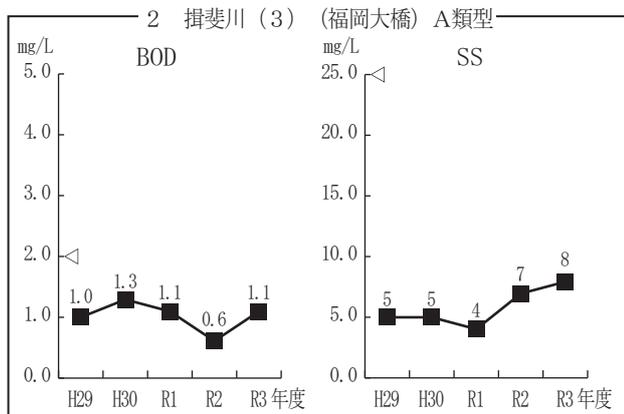
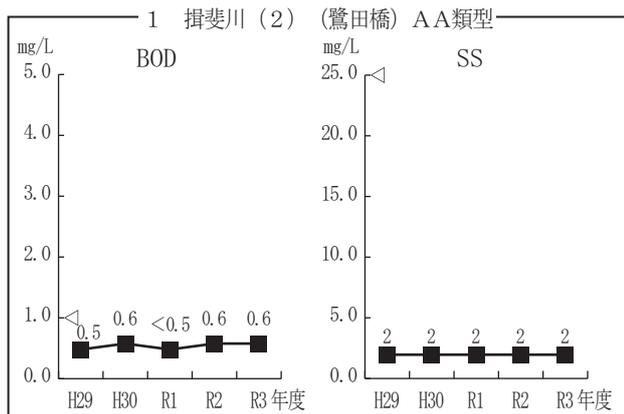
AA類型の水域類型を指定している粕川において、環境基準を超過したが、それ以外の水域においては環境基準を達成した。

表2-4-13 揖斐川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	揖斐川 (1)	岡 島 橋	AA (1)	2/12	○	0.7	2/12	○	0.7
	揖斐川 (2)	鷺 田 橋	AA (1)	2/12	○	0.6	0/12	○	0.6
	揖斐川 (3)	福 岡 大 橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	1.1
支 川	粕 川	脛 永 橋	AA (1)	0/12	○	0.7	3/10	×	1.2
	根 尾 川	山 口	AA (1)	0/12	○	<0.5	1/12	○	0.6
	三 水 川	三 水 川 橋	A (2)	0/12	○	0.9	1/10	○	1.2
	牧 田 川 上 流	一 之 瀬 橋	AA (1)	0/12	○	0.5	2/10	○	0.9
	牧 田 川 中 流	横 曾 根 橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.9
	牧 田 川 下 流	池 辺	C (5)	0/12	○	1.7	0/12	○	1.4
	杭 瀬 川	高 湊 橋	A (2)	1/12	○	1.2	0/12	○	1.3
	相 川	綾 里	B (3)	0/12	○	1.6	1/10	○	2.7
川	水 門 川	二 水 橋	C (5)	1/12	○	3.9	0/12	○	3.0
	津 屋 川	福 岡 大 橋	B (3)	0/12	○	1.9	2/10	○	2.6

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-4 揖斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

○ 庄内川（土岐川）水域（表2-4-14、図2-4-5）

・本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。  
県境付近の天ヶ橋地点においても、1.0mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

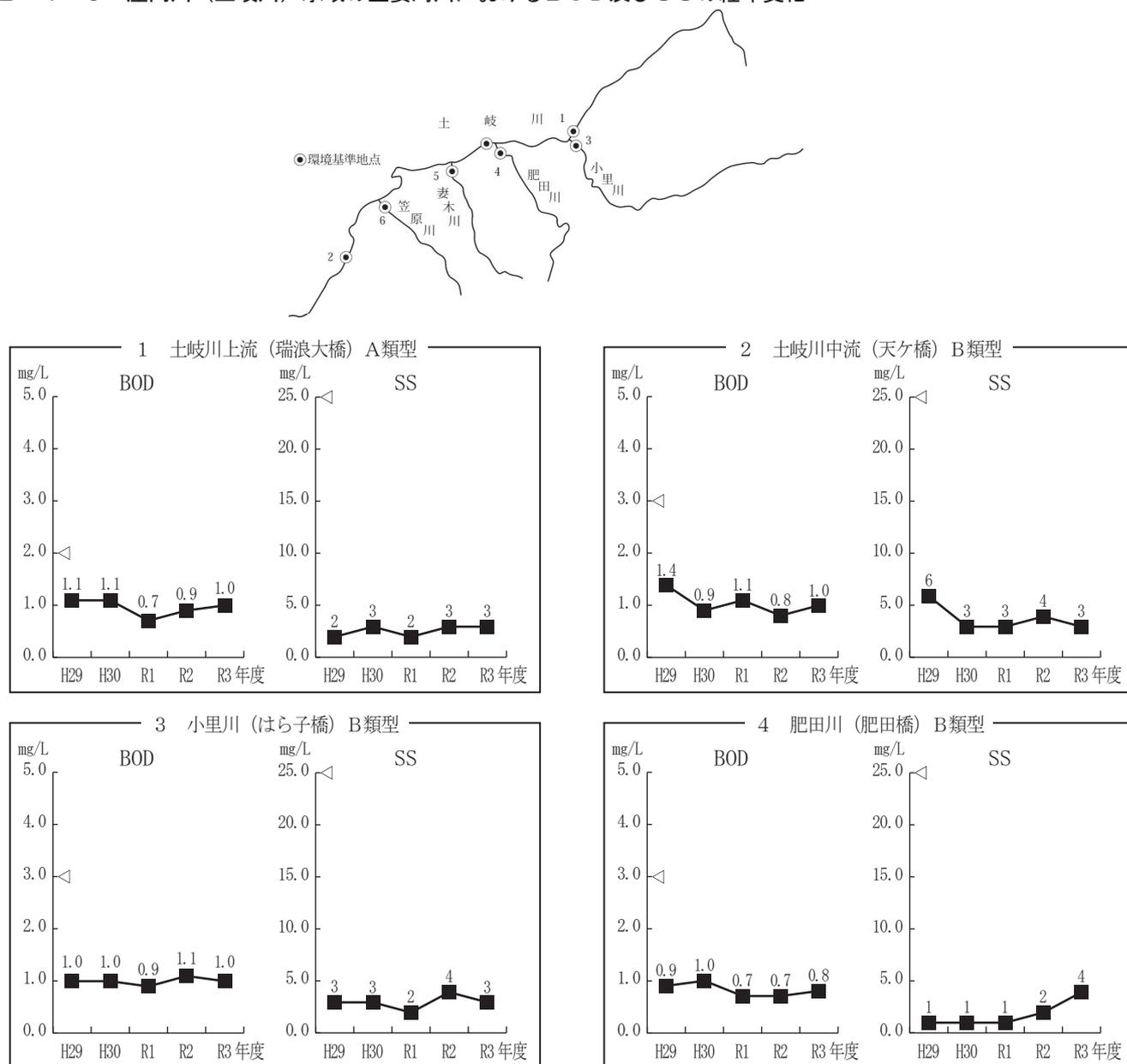
表2-4-14 庄内川（土岐川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	土岐川上流	瑞浪大橋	A (2)	0/11	○	0.9	0/10	○	1.0
	土岐川中流	三共橋	B (3)	0/11	○	1.2	0/10	○	1.1
		天ヶ橋	B (3)	0/12	○	0.8	0/12	○	1.0
支川	小里川	はら子橋	B (3)	0/11	○	1.1	0/10	○	0.9
	肥田川	肥田橋	B (3)	0/11	○	0.7	0/10	○	0.8
	妻木川	御幸橋	B (3)	0/11	○	0.8	0/10	○	0.9
	笠原川	桜橋	A (2)	0/11	○	0.9	0/10	○	0.9

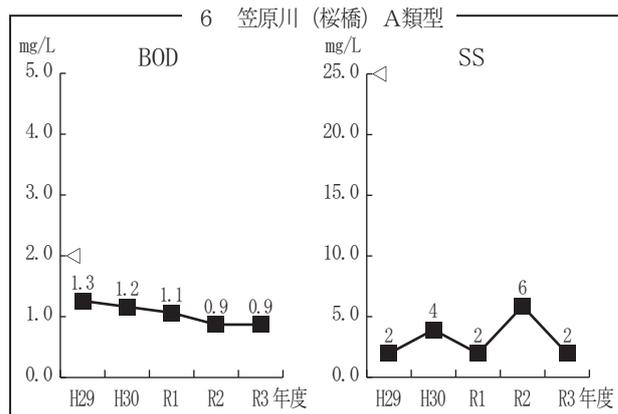
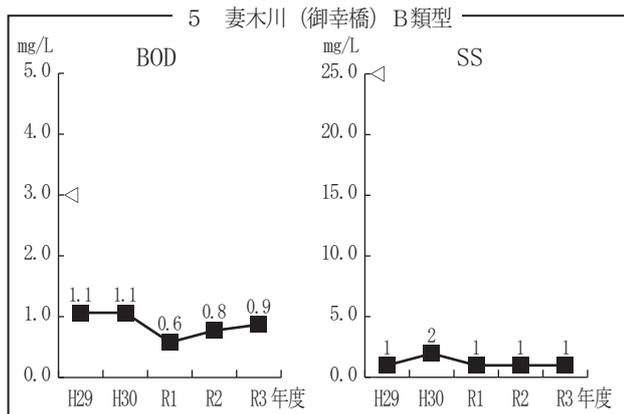
備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-5 庄内川（土岐川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



安全・安心な生活環境の確保



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

○ 矢作川水域 (表2-4-15、図2-4-6)

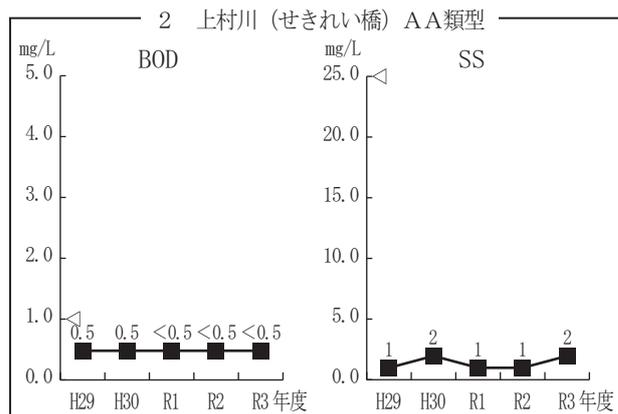
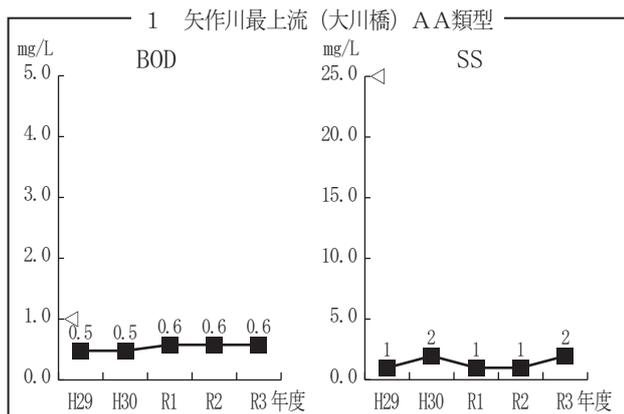
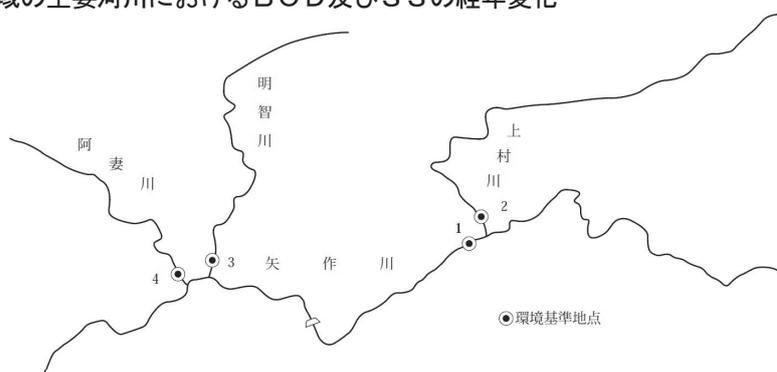
- ・本川  
県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.6mg/Lと環境基準を達成した。
- ・支川  
すべての水域で環境基準を達成した。

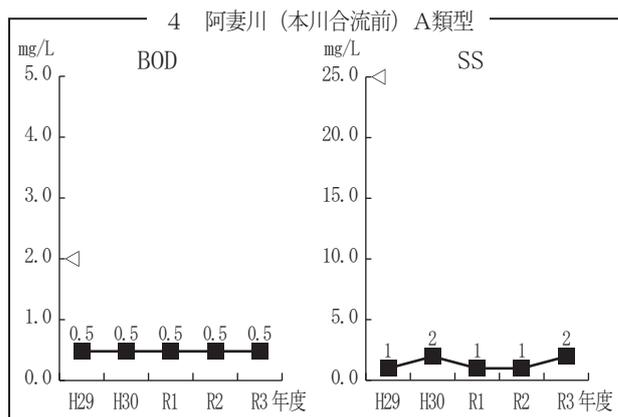
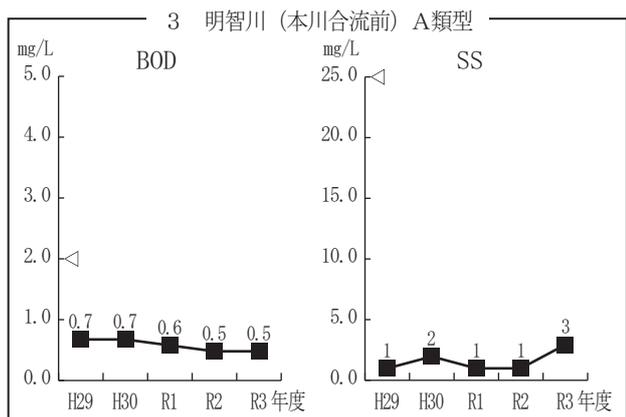
表2-4-15 矢作川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	矢作川最上流	大 川 橋	AA (1)	0/11	○	0.6	0/10	○	0.6
支川	上 村 川	せ  さ  れ  い  橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	1/10	○	<0.5
	明 智 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/11	○	0.5	0/10	○	0.5
	阿 妻 川	本 川 合 流 前	A (2)	0/11	○	0.5	0/10	○	0.5

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

○ 神通川（宮川）水域（表2-4-16、図2-4-7）

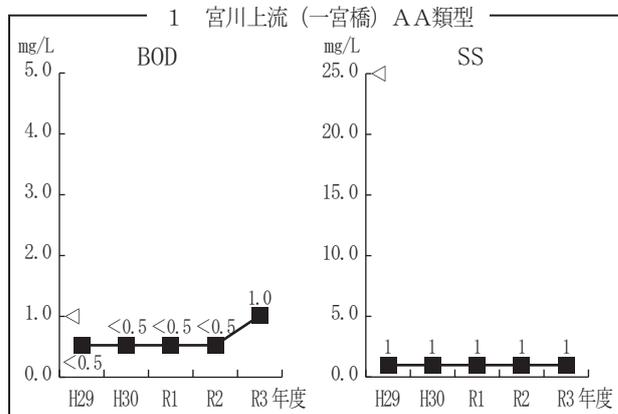
- ・本川  
上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。
- ・支川  
すべての水域で環境基準を達成した。

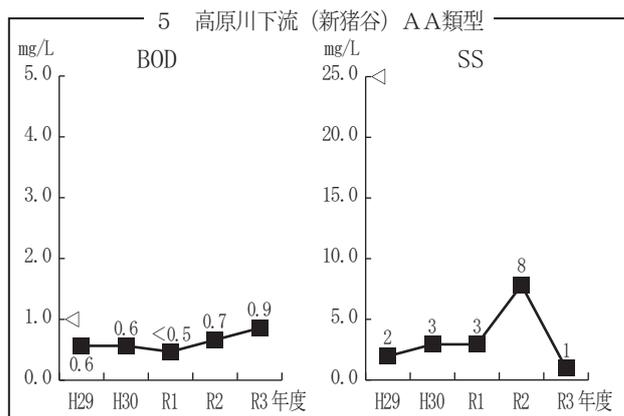
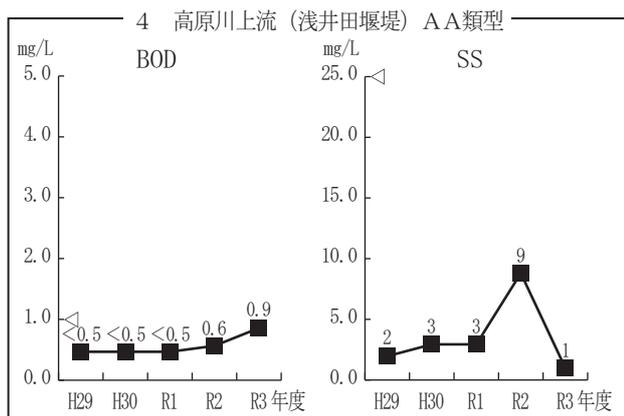
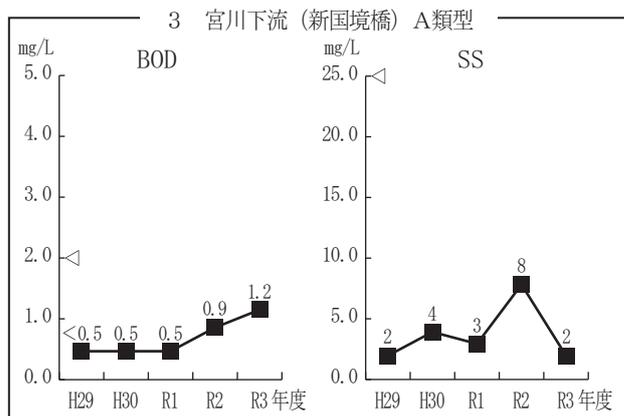
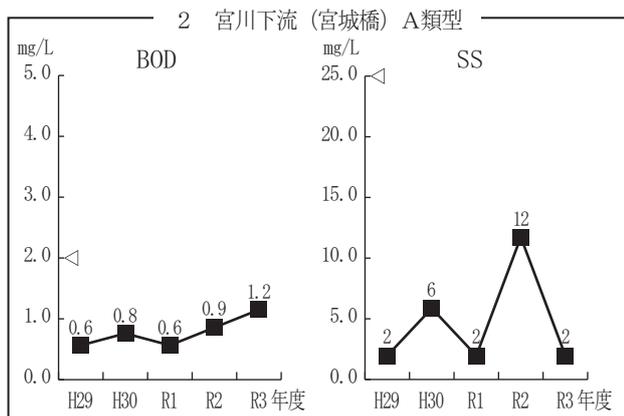
表2-4-16 神通川（宮川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 2 年 度			令 和 3 年 度			
			75% 評 価		75%値	75% 評 価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本 川	宮 川 上 流	一 宮 橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	1/10	○	1.0
	宮 川 下 流	宮 城 橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/10	○	1.2
		新 国 境 橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/10	○	1.2
支 川	高原川上流	浅井田堰堤	AA (1)	0/12	○	0.6	1/10	○	0.9
	高原川下流	新 猪 谷	AA (1)	0/12	○	0.7	0/10	○	0.9
	川 上 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/6	○	0.8	0/6	○	1.0
	小八賀川	宮 川 合 流 前	AA (1)	0/12	○	0.5	0/10	○	0.9
	荒 城 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/12	○	0.9	0/10	○	1.1
	小 鳥 川	宮 川 合 流 前	A (2)	0/6	○	0.8	0/6	○	1.0

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-7 神通川（宮川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

○ 庄川水域 (表2-4-17、図2-4-8)

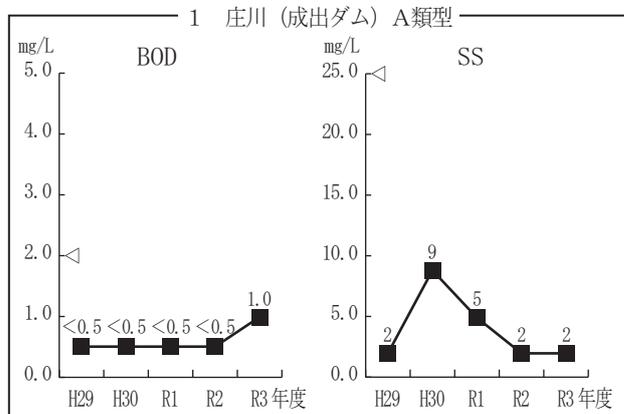
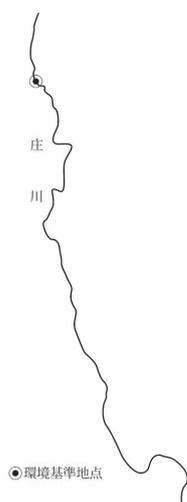
A類型の水域類型を指定しているが、1.0mg/Lと環境基準を達成した。

表2-4-17 庄川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水 域 名	測定地点名	類 型 (基準値) (mg/L)	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度			
			75% 評 価	75%値	75% 評 価	75%値		
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)
本川 庄 川	成 出 ダ ム	A (2)	0/6	○	<0.5	0/6	○	1.0

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 <は環境基準値を示す。

(3) 汚水処理施設設備の促進<下水道課>

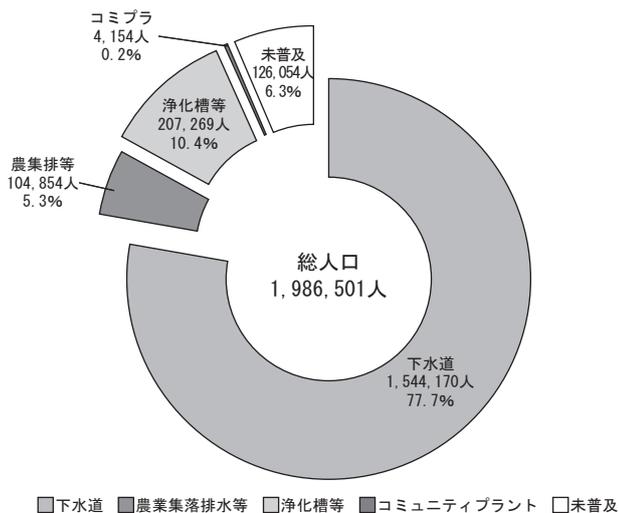
地域の環境や河川の水質を保全する上で、生活排水をはじめとする汚水をきれいに（浄化）するための汚水処理施設を整備することは、本県が進める「清流の国ぎふ」づくりにもっとも直接的につながる施策であることから、非常に重要である。

汚水処理施設には、下水道や農業集落排水施設といった集合処理施設と、浄化槽による個別処理施設がある。これらはそれぞれ異なる特性を有していることから、それらを踏まえつつ効率的な整備を行っていく必要がある。

このため、効率的な整備手法を示す計画として「岐阜県汚水処理施設整備構想」を市町村との協力のもと平成30年3月に策定し、汚水処理施設の整備を進めている。

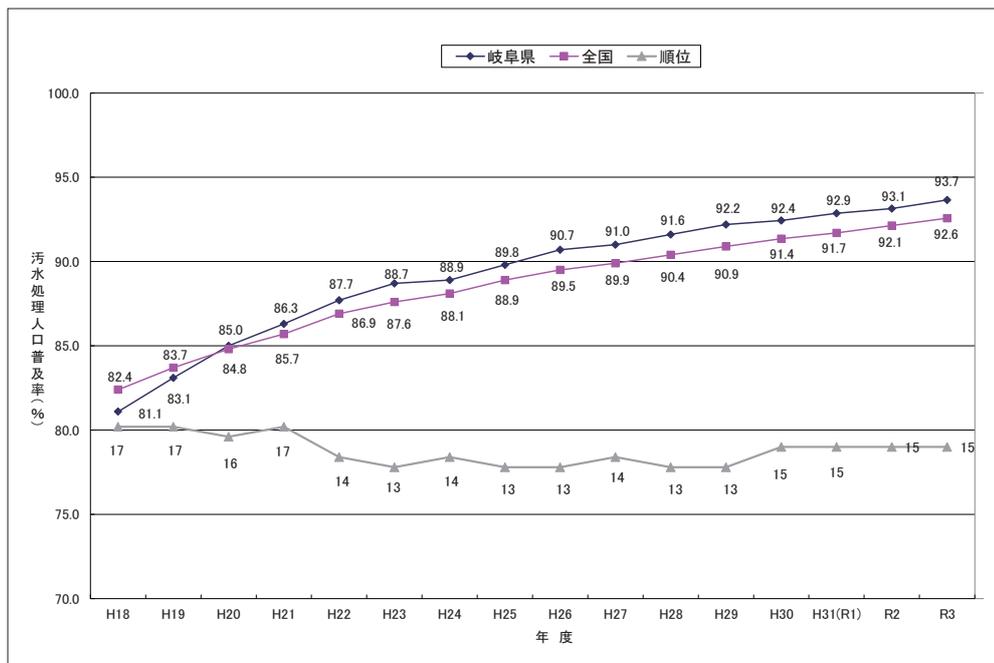
なお今後も、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、集合処理と個別処理区域の適切な見直しを行いつつ、汚水処理施設の整備を促進する。

図 2-4-9 県内汚水処理人口（令和3年度）



備考) 国公表値から作成

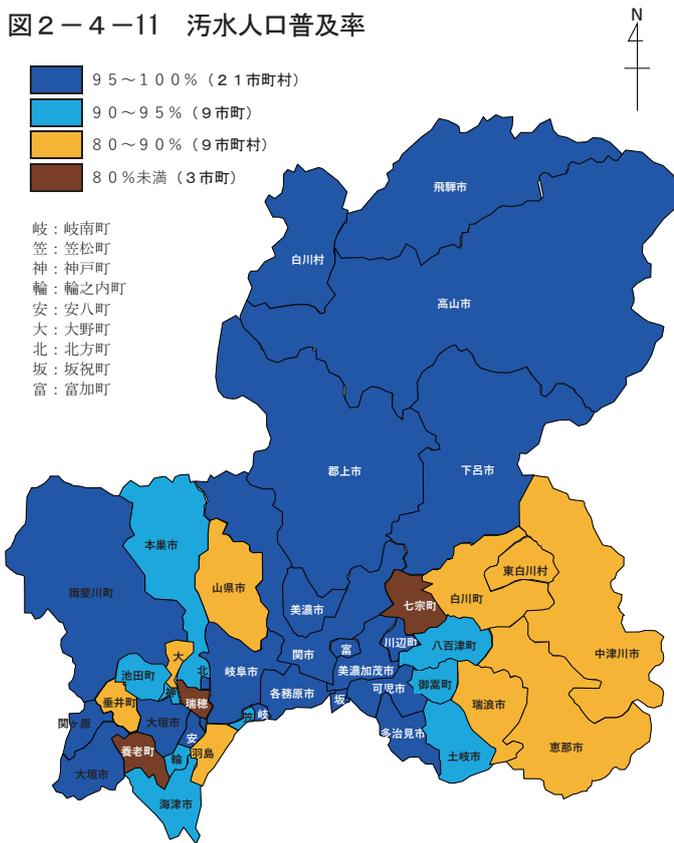
図 2-4-10 全国と岐阜県の汚水人口普及率の推移



備考) 「岐阜県の下水道」P.12引用

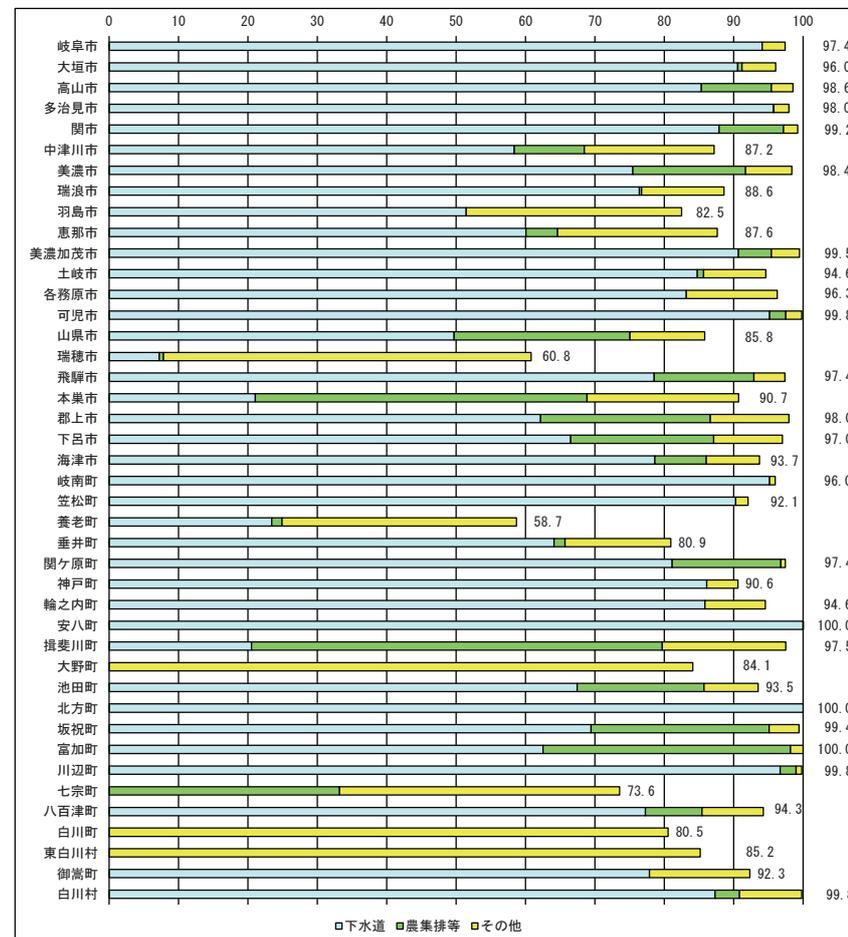
安全・安心な生活環境の確保

図2-4-11 汚水人口普及率



備考)「岐阜県の下水道」P.13引用

図2-4-12 市町村別事業別汚水人口普及率



備考) 国公表値から作成

安全・安心な生活環境の確保

(4) 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与えている。令和3年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ11件及び72件、計83件であった(表2-4-18)。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、被害等の拡大防止のために適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により、施設の点検整備等の注意を促している。

表2-4-18 魚類へい死及び重油等流出事故発生状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
魚類へい死	工業排水(件)		0(0)	1(0)	0(0)
	その他(件)		20(4)	12(4)	11(7)
	計(件)		20(4)	13(4)	11(7)
油流出等	工場(件)		25(2)	17(1)	19(2)
	その他(件)		72(24)	59(21)	53(26)
	計(件)		97(26)	76(22)	72(28)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 ( )内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(5) 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

ア 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769件であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃PCBの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、令和3年度末では、8,098件(昭和46年度比約3倍)となっている。

これらの特定事業場の排水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るため、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場にも基準を適用する上乗せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

令和3年度末における排水基準が適用される特定事業場の数は、1,127件である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、令和3年度末の特定事業場の数は、3,288件あり、このうち排水基準が適用される特定事業場の場数は79件となっている。

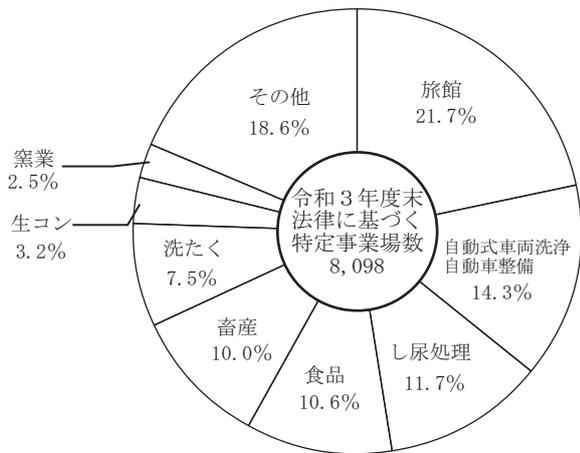
イ 業種又は施設別の特定事業場の状況

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄・自動車整備、し尿処理、食品の順で、全体の半数を占めている(図2-4-13)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の9割を占めている(図2-4-14)。

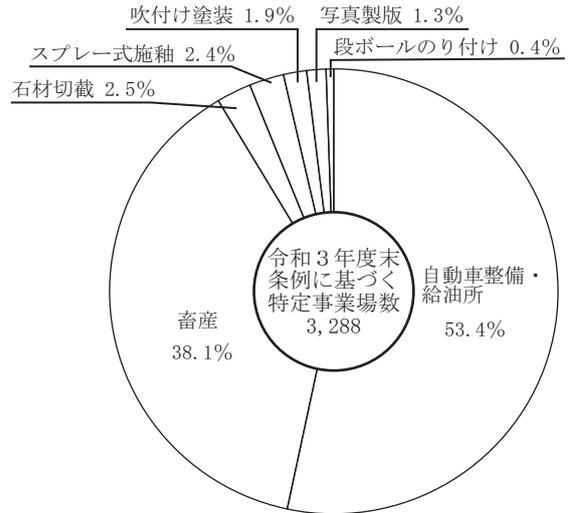
これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、下水道が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截が最も多い(図2-4-15、図2-4-16)。

図2-4-13 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



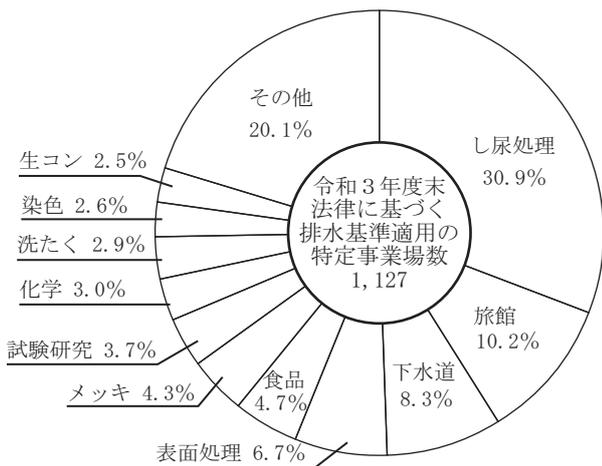
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-14 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



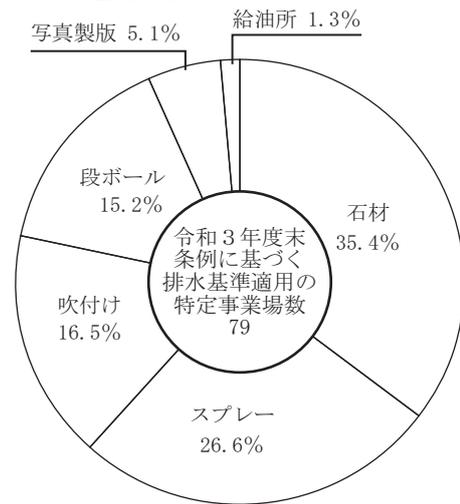
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-15 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-16 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

### ウ 水域別の特定事業場の状況

県の特定事業場の数(「水質汚濁防止法」に基づくもの8,098件、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,288件、計11,386件)を水域別にみると、長良川水域32.2%、木曽川水域26.8%、揖斐川水域16.3%の順で多く、この3水域に約75.3%が集中しており、以下神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、丸頭竜川水域の順となっている(資料28)。

#### ○ 木曽川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、し尿処理、自動式車両洗淨・自動車整備の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

#### ○ 長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めっき、岐阜市及びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気めっき等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗淨・自動車整備、旅館、し尿処理の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○ 揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維（染色）、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

○ 庄内川（土岐川）水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約23%を占めて最も多く、以下自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉の順に多い。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

○ 矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

○ 神通川（宮川）流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めている。「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

○ 庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

○ 九頭竜川水域

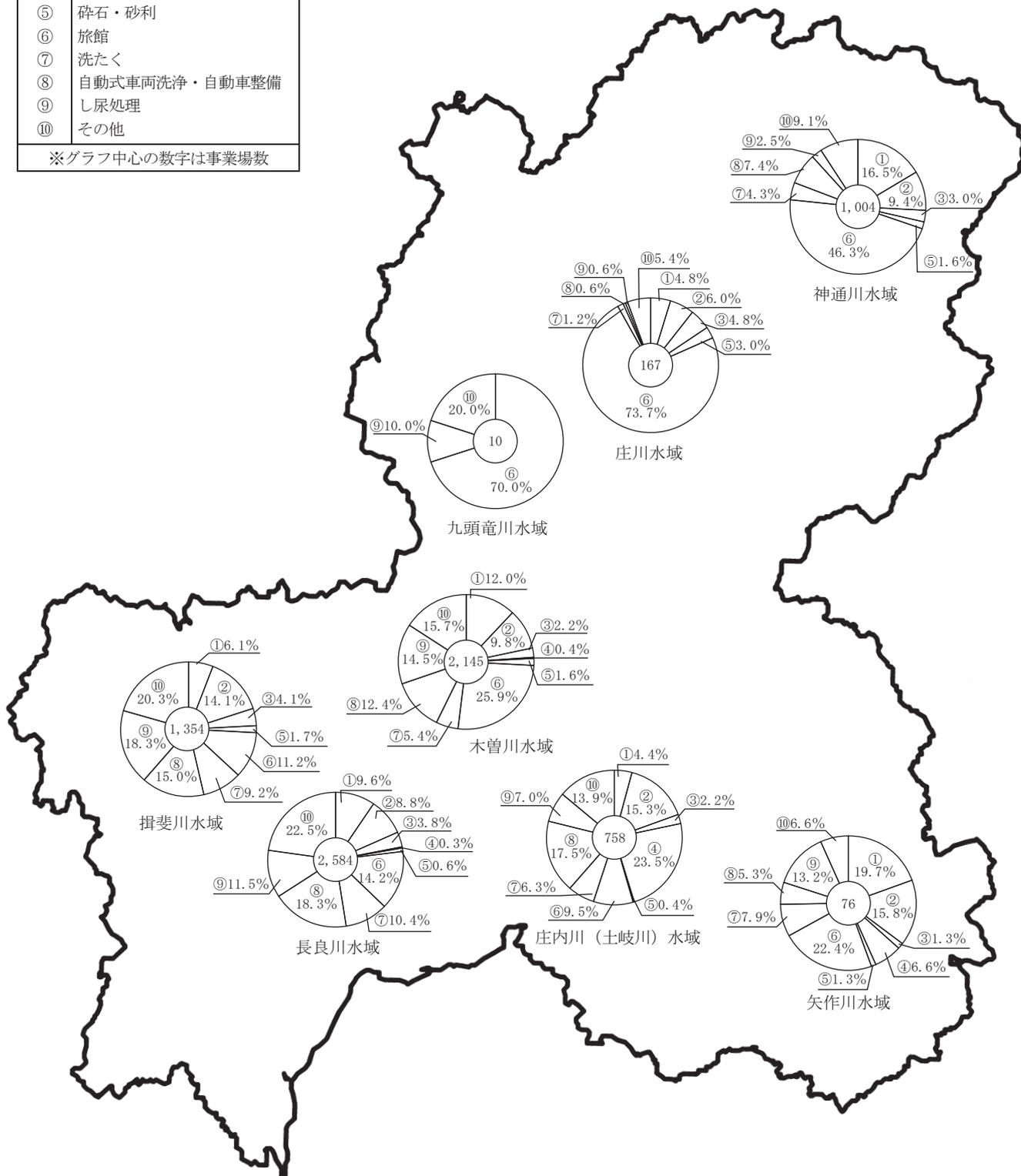
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-4-17 水域別特定事業場の状況（法律に基づくもの）

（令和4年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	砕石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数



安全・安心な生活環境の確保

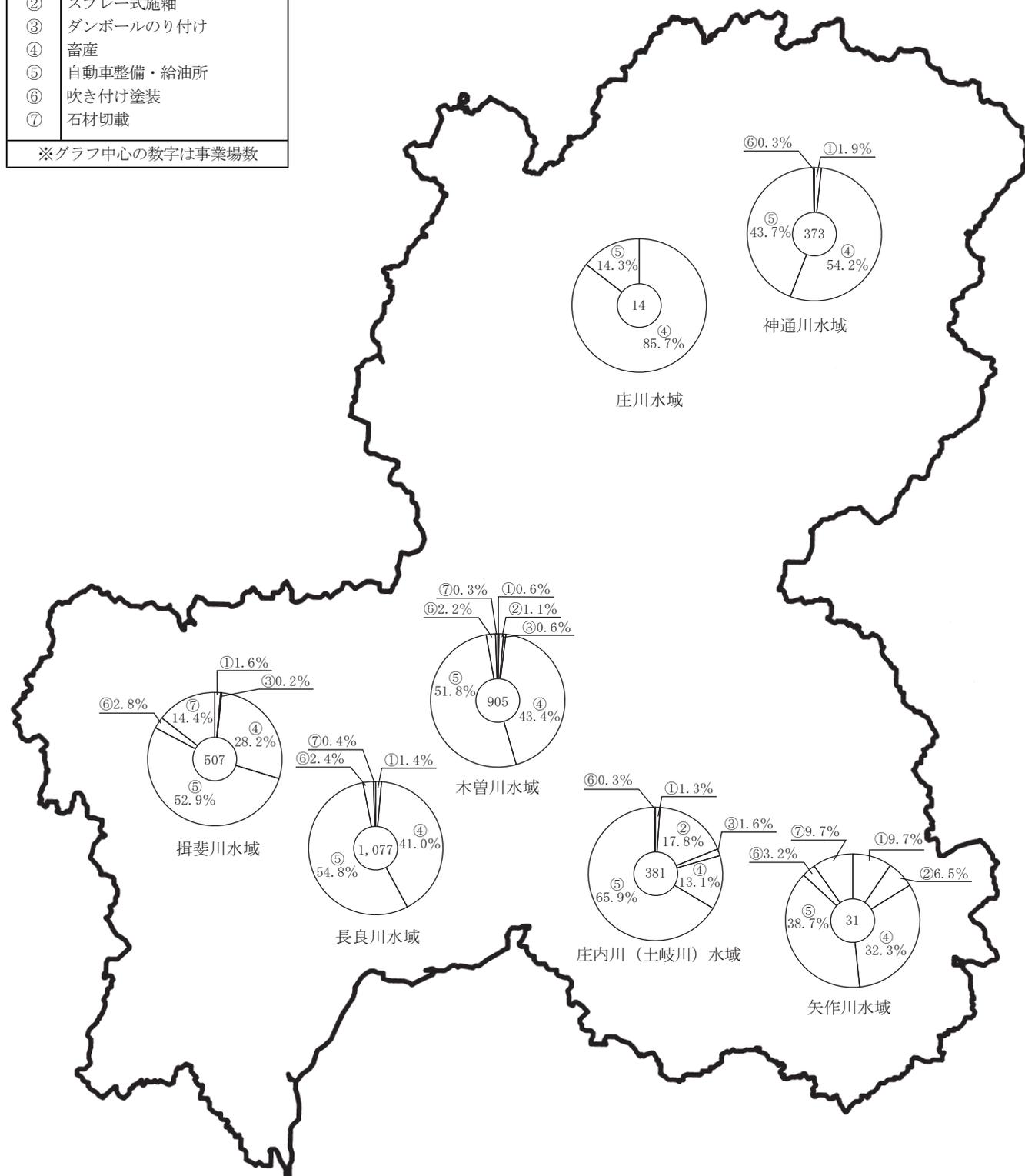
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-18 水域別特定事業場の状況（条例に基づくもの）

（令和4年3月現在）

凡 例	
番号	業 種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付け塗装
⑦	石材切載

※グラフ中心の数字は事業場数



安全・安心な生活環境の確保

備考) 県環境管理課調べ

(6) 法令等による規制及び指導

ア 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべての特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曾川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を図っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m<sup>3</sup>以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

イ 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来8次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する40市町村の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第8次総量削減計画に基づく本県の発生源別の令和元年度の実績は、表2-4-19のとおりであり、りん含有量以外について令和元年度削減目標を達成した。

表2-4-19 発生源別削減目標量と令和元年度実績

区分	化学的酸素要求量(COD) (トン/日)			窒素含有量(トン/日)			りん含有量 (トン/日)		
	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	26年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標
生活排水	14	13	12	8	7	7	0.9	0.8	0.7
産業排水	17	16	16	4	3	3	0.5	0.5	0.4
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.7
合計	37	34	34	31	29	29	2.1	1.9	1.8

備考) 県環境管理課調べ

ウ 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るためには、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、令和3年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について771件（内岐阜市80件）の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-4-20のとおり5件（内岐阜市3件）の行政処分等を行った。

表2-4-20 特定事業場に対する行政処分状況

(令和3年度)

		行政処分等					
		一時停止命令(件)	改善命令(件)	改善勧告(件)	注意(件)	計(件)	
水質汚濁	水	畜産					
		食品					
		染色・染毛			1(1)		
		製紙				1	
		出版・印刷					
		化学					
		生コン					
		窯業					
		砕石・砂利					
		機械・金属・鉄鋼					

質	防 止 法	表 面 処 理				
		電 気 め っ き			1	
		旅 館				
		洗 た く				
		自動式車両洗浄施設				
		し 尿 処 理			1(1)	
		下 水 道				
		試 験 研 究				
	そ の 他			1(1)		
	小 計		1(1)	4(2)		
	県 公 害 防 止 条 例	写 真 製 版				
		スプレー式施釉				
		段ボールのり付け				
		畜 産				
		自動車整備・給油所				
吹 付 け 塗 装						
石 材 切 截						
小 計						

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 ( )内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

エ 農薬の適正な使用及び保管<農産園芸課>

「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」等に基づき、県内35のゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに80名の農薬管理指導士を認定した。

オ 生活排水対策(ブルーリバー作戦)<環境管理課>

○ ブルーリバー作戦の推進

生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」、「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

○ 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域として指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-4-21のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-4-21 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年月日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(令和4年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域及び和良川流域	郡上市(旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域及び加茂川流域	関市(旧関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村)、美濃市、山県市(旧高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町、富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域及び新境川流域	岐阜市(旧岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧穂積町・巢南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町、笠松町、安八町、北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)
H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市(旧加子母村)(3市町村)
	牧田川流域	養老町、大垣市(旧上石津町)、関ヶ原町(3市町)
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市(旧清見村)、下呂市(旧金山町・馬瀬村)(2市)
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

カ 下水道の整備<下水道課>

本県では、昭和9年に岐阜市が下水道事業に着手し、全国で5番目に処理を開始したことに始まり、都市部では昭和30年代から40年代にかけて順次事業に着手し、その後、整備が遅れていた地方部でも、トイレの水洗化のための施設整備を求める県民からの強い要望により平成初期から10年代にかけて急速に施設整備が行われた。令和3年度末の下水道処理人口普及率は77.7%となっている。なお、今後は人口減少等を踏まえ下水道区域の適切な見直し（浄化槽区域への見直し）を行いつつ、下水道整備を促進する。

○ 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曾川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、伊勢湾に窒素及びリンの環境基準が定められたことを受け、木曾川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において窒素及びリンを考慮した流総計画を新たに策定し、平成22年度に国土交通大臣の同意を得た。また、神通川流域における流総計画を策定し、平成27年度に国土交通大臣の同意を得た。

○ 流域下水道

本県唯一の流域下水道である木曾川右岸流域下水道は、木曾川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町（令和4年3月31日現在）を対象とする区域の流域関連公共下水道から出る汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

計画の規模 計画処理区域面積 16,643ha  
 計画処理人口 433,900人  
 計画処理能力 228,000m<sup>3</sup>/日

排除方式 分流式（汚水のみ）

処理方式（標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法）＋急速砂ろ過

木曾川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、令和3年度末には約12,000haで約38万人分の処理を行っている。

○ 公共下水道

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことに始まり、現在、処理を開始しているのは、表2-4-22のとおり42市町村中38市町村である。

令和3年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対する割合）は77.7%となっている。

表2-4-22 下水道処理人口普及率

（令和4年3月末現在）

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)	市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率 (%) (B) / (A)
岐阜市	403.0	379.2	94.1	笠松町	21.9	19.8	90.3
大垣市	159.4	144.4	90.6	養老町	27.1	6.4	23.4
高山市	84.7	72.3	85.3	垂井町	26.4	16.9	64.1
多治見市	107.4	102.8	95.7	関ヶ原町	6.6	5.3	81.1
関市	85.7	75.3	87.9	神戸町	18.6	16.0	86.1
中津川市	75.7	44.2	58.4	輪之内町	9.3	8.0	85.9
美濃市	19.6	14.8	75.5	安八町	14.5	14.5	100.0
瑞浪市	36.4	27.8	76.4	揖斐川町	19.8	4.1	20.5
羽島市	66.9	34.4	51.5	大野町	22.2	—	—
恵那市	48.0	28.8	60.1	池田町	23.1	15.6	67.4
美濃加茂市	57.0	51.7	90.7	北方町	18.5	18.5	100.0
土岐市	56.2	47.6	84.7	坂祝町	8.0	5.6	69.4
各務原市	145.6	121.1	83.2	富加町	5.7	3.6	62.5
可児市	100.3	95.5	95.2	川辺町	9.9	9.6	96.7
山県市	25.8	12.8	49.7	七宗町	3.5	—	—

瑞穂市	55.5	4.0	7.2
飛騨市	22.8	17.9	78.5
本巣市	33.2	7.0	21.1
郡上市	39.4	24.5	62.2
下呂市	30.4	20.2	66.5
海津市	32.8	25.8	78.6
岐南町	26.2	24.9	95.2

八百津町	10.4	8.0	77.3
白川町	7.5	—	—
東白川村	2.1	—	—
御嵩町	17.8	13.9	77.9
白川村	1.5	1.3	87.3
岐阜県計	1,986.5	1,544.2	77.7

備考) 県下水道課調べ

キ 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、平成29年度までに28市町で農業集落排水処理施設の整備を終えた。

ク 浄化槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、浄化槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-4-23のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽に拡大し、平成18年度には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象とするなど、浄化槽の普及促進を図っている。

さらに、平成30年度からさらなる汚水処理施設の普及を図るため、市町村が主体となって合併処理浄化槽を整備する事業を補助の対象としている。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査(浄化槽法第11条)の実施状況は、表2-4-24のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-4-19のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-4-23 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(令和3年度)

県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	宅内配管	県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	宅内配管
	岐阜市	45	11	13	中濃	※郡上市	14		
岐阜	羽島市	77			可茂	美濃加茂市	15		
	各務原市	66	1	1		可児市	5		
	山県市	11				坂祝町	1		
	瑞穂市	167	7	9		富加町	0		
	本巣市	84	10	13		川辺町	1		
	北方町	0				七宗町	6		
西濃	大垣市	19	3	3		八百津町	5		
	海津市	3				白川町	16	4	4
	養老町	88	40			東白川村	7	1	1
	垂井町	10				御嵩町	5		
	関ヶ原町	1			多治見市	2			
	神戸町	0			東濃	瑞浪市	17	1	1
	輪之内町	1			土岐市	11			
揖斐	安八町	0			恵那	中津川市	62	1	
	揖斐川町	2			恵那市	68	5	8	
	※揖斐川町	5			飛騨	高山市	10		
	大野町	198	133	152		飛騨市	3		
	池田町	21			下呂市	15			
中濃	関市	2			合計		1,065	217	205
	美濃市	2							

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ※は公共浄化槽等整備推進事業、他は浄化槽設置整備事業

3 単独撤去、宅内配管は設置基数の内数

表2-4-24 法定検査(11条)実施状況

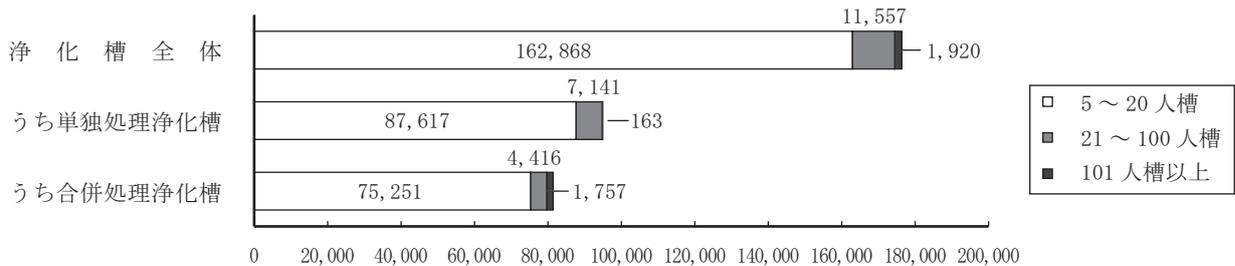
(令和2年度)

人槽別	5~10	11~50	51~500	501~	合計	
検査対象基(基)	144,042	14,540	3,417	307	162,306	
検査実施数(基)	138,667	13,488	3,232	298	155,685	
検査実施率(%)	96.27	92.76	94.59	97.07	95.92	
検査結果	適正	132,196	11,797	2,673	266	146,932
	不適正	6,471	1,691	559	32	8,753

備考) 県廃棄物対策課調べ

図2-4-19 浄化槽の設置状況

(令和3年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

(7) 河川環境保全意識の向上促進<河川課>

不法投棄防止に係る啓発看板の設置やチラシ等の配布を行い、河川環境保全の啓発を行っている。

また「清流の国ぎふリバーサポーター事業」により、自治会やボランティア団体等が行う河川敷の除草、清掃等の活動を支援し、河川環境保全意識の向上に努めている。

2 地下水の保全

(1) 地下水保全の総合対策<環境管理課>

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

(2) 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

また、事業者の自主管理体制を確立するため、事業者が行うべき自主管理全般の手引き「有害物質使用事業者のための自主管理マニュアル」に基づき、事業者を指導している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

(3) 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。

貸し出している浄化機材は、土壌ガス吸引装置(1台)、地下水浄化装置(2台)である。

表2-4-25 整備した環境浄化機材

(令和4年3月末現在)

環境浄化機材の種類	浄化機材の特徴	貸出先
土壌ガス吸引装置	土壌中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばっ気することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

安全・安心な生活環境の確保

(4) 農作物及び農用地におけるカドミウム調査<農産園芸課>

農作物及び農用地土壌の安全性を確認するため、平成16年度から県内の米等に含まれるカドミウム含有調査を実施してきたが、結果はすべて国内基準値を下回り安全性に問題はなかったため、平成30年度で調査を終了した。

(5) 土地売買等に伴う事前届出制度の実施<森林保全課>

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、令和3年度末現在、県内の22市町村、264箇所、67,149.79haの森林を水源地域に指定している。

水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度により、届出者に対して、土地の利用の方法等に関する助言を行った。令和3年度の届出実績は20件。

また、令和2年7月に条例を一部改正し、水源地域内で開発行為を行う場合、開発しようとする日の60日前までに届出を義務付ける制度を加えて、届出者に対して土地の利用の方法等に関する助言をすることにより、水源地域の一層の保全を図ることとした。令和3年1月1日から施行し、令和3年度の届出実績は4件。

(6) 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策<環境管理課>

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する国立研究開発法人日本原子力開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排水水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

令和3年に県が実施した排水水等の測定結果は表2-4-26のとおりである。

表2-4-26 瑞浪超深地層研究所排水水等の測定結果（主な項目）

測定項目		管理目標値	R3.5.11採取
排水水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満
	ほう素	1mg/l以下	0.02mg/l
放流先河川水	ふっ素	0.8mg/l以下	0.08mg/l未満
	ほう素	1mg/l以下	0.20mg/l未満

備考) 県環境管理課調べ

3 水源のかん養

(1) 計画的な間伐の推進<森林経営課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、6,721haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。【再掲】

(2) 治山事業を通じた水源かん養機能を有する森林等の保全<森林保全課>

森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施した。

(3) 林道施設の点検診断<森林経営課>

岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた林道等の橋りょうやトンネルの点検診断を行う市町村に対し助成し、維持管理・補修計画の作成支援を実施している。

(4) 溪流沿いの森林の間伐<森林経営課>

森林所有者による整備が進まず、手入れが不十分な溪流沿いのスギ・ヒノキ人工林の間伐に対して助成し、防災機能の強化を図った。

(5) 水源かん養機能を有する水田の保全<農村振興課>

農地や農業用施設の維持保全活動や水源かん養といった多面的機能の啓発活動などを実施した。

4 土壌汚染の防止

(1) 土壌汚染対策法に基づく指導等の徹底<環境管理課>

土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るため「土壌汚染対策法」が平成15年2月から施行されている(図2-4-20)。

令和3年度末現在、県内で「指定区域(土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない区

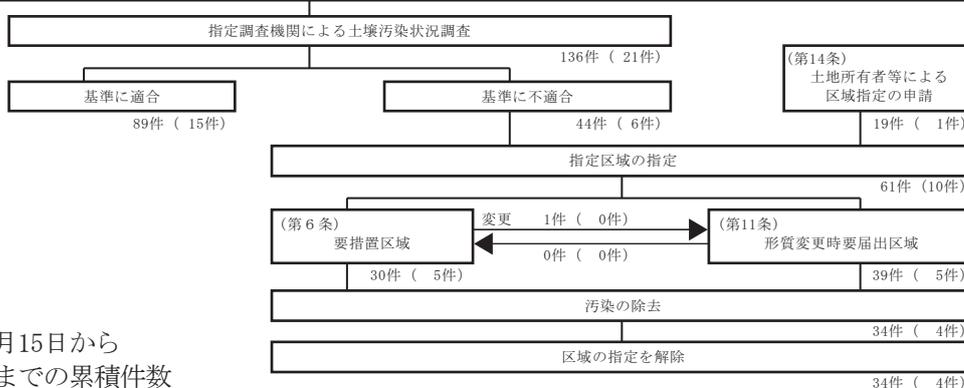
域)」に指定されている区域は35件である（表2-4-27）。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壌汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、一定規模（3,000㎡、一部900㎡）以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壌汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

図2-4-20 土壌汚染対策法の施行状況

（平成15年2月15日～令和4年3月31日）

第3条関係		
第1項	水質汚濁防止法に基づく有害物質(26物質)使用特定施設の廃止	416件 ( 14件)
第1項	土壌汚染状況調査	51件 ( 2件)
第1項	ただし書きに該当する場合 ※引続き工場として使用する等	364件 ( 13件)
第5項	ただし書きの取り消し ※土地の利用方法が変更等	14件 ( 1件)
第7項	ただし書きを受けている土地の形質変更	10件 ( 7件)
第4項	未報告・虚偽の報告	0件 ( 0件)
第4条関係		
第1項	一定規模(3,000㎡、一部900㎡)以上の土地の形質変更	3,084件 ( 402件)
第2項	土壌汚染状況調査報告書の提出	29件 ( 9件)
第3項	調査命令	39件 ( 2件)
第5条関係		
第1項	健康被害が生じるおそれがある場合	0件 ( 0件)



- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 件数は平成15年2月15日から令和4年3月31日までの累積件数  
 3 ( )内は令和3年度の件数  
 4 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表2-4-27 土壌汚染対策法に基づく指定区域

(令和4年3月末現在)

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H26. 6. 17	岐阜県告示第445号	多治見市笠原町字梅平402番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H31. 4. 25 R 1. 6. 7	岐阜市告示第67号 岐阜市告示第147号	岐阜市黒野字二の丸328番8の一部 他	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条 第14条
	R 2. 2. 14	岐阜県告示第44号	羽島郡笠松町北及び字小町屋47番の一部	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条
	R 3. 3. 16	岐阜市告示第619号	岐阜市大黒町4丁目4番1の一部	六価クロム化合物、シアン化合物	第3条
	R 3. 8. 10	岐阜県告示第348号	土岐市妻木町字鍛冶ケ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条
	R 3. 8. 17	岐阜県告示第356号	大垣市河間町2丁目5番の一部 他	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条 第14条
	R 3. 11. 9	岐阜県告示第486号	安八郡安八町南今ヶ淵字東沼597番1の一部 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条
	R 3. 12. 3	岐阜県告示第511号	山県市佐野字八代310番3の一部	六価クロム化合物、ほう素及びその化合物	第4条
		H17. 7. 29	岐阜県告示第595号	土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
H17. 10. 21		岐阜県告示第771号	関市常盤町27番地の一部	シアン化合物、ほう素及びその化合物	第3条
H21. 8. 28		岐阜県告示第511号	関市平賀町1丁目63番2 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
H22. 2. 16		岐阜市告示第535号	岐阜市水海道2丁目1-10	テトラクロロエチレン	第3条
H22. 3. 26		岐阜市告示第593号	岐阜市早田町1丁目24番地	テトラクロロエチレン	第3条
H23. 12. 16		岐阜県告示第598号	土岐市下石町字西山304番2の一部	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条
H24. 6. 29		岐阜県告示第299号	多治見市小田町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
H24. 10. 12 H28. 3. 3		岐阜市告示第371号 岐阜市告示第653号	岐阜市祈年町4丁目1番地の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
H25. 10. 11		岐阜県告示第475号	関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条

形質変更時 要届出区域	H27. 3. 10	岐阜県告示第149号	関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H27. 4. 3	岐阜県告示第246号	土岐市下石町字西山304番地984の一部	砒素及びその化合物	第4条
	H27. 12. 15	岐阜県告示第706号	関市小屋名字上中島420番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H28. 1. 8	岐阜県告示第4号	下呂市幸田字幸の瀬1162番の一部 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 7. 28	岐阜県告示第397号	恵那市長島町永田字羽白440番3 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 10. 13	岐阜県告示第463号	中津川市千旦林字鍛冶屋平643番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条
	H30. 7. 3	岐阜県告示第352号	中津川市千旦林字鍛冶屋平643番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第3条
	H30. 9. 28	岐阜県告示第485号	多治見市東町1丁目9番3の一部	ふっ素及びその化合物	第3条
	H30. 10. 9	岐阜県告示第500号	加茂郡坂祝町酒倉字南高見2353番1の一部 他	トリクロロエチレン	第14条
	H31. 3. 1	岐阜県告示第99号	多治見市前畑町5丁目8番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 1. 5. 21	岐阜県告示第15号	多治見市前畑町5丁目8番1の一部 他	砒素及びその化合物	第14条
	R 2. 2. 14	岐阜県告示第45号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	鉛及びその化合物	第3条
	R 3. 1. 27	岐阜県告示第519号	岐阜市岩田西3丁目422番2の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 3. 4. 23	岐阜県告示第198号	多治見市前畑町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 3. 8. 10	岐阜県告示第349号	土岐市妻木町字鍛冶ケ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条
	R 3. 8. 17	岐阜県告示第358号	大垣市河間町3丁目29番の一部 他	鉛及びその化合物	第3条 第14条
	R 3. 11. 2	岐阜県告示第471号	多治見市前畑町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 3. 11. 9	岐阜県告示第487号	安八郡安八町森部字高須1558番1の一部 他	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条
	R 4. 3. 18	岐阜県告示第116号	加茂郡坂祝町酒倉字北高見2079番1の一部 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	第3条

備考) 県環境管理課調べ

(2) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」による規制<環境管理課>

「岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成19年4月1日施行）」に基づく許可申請等の審査を、審査マニュアル等に基づいて厳正に行った。

また、不適正な事案に対しては、事業者への是正指導を迅速に行い、行政処分に至る事案の発生はなかった。

・令和3年度の許可実績：78件（新規57件、変更21件）

5 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぼり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、湧水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

(2) 地盤沈下対策

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

ア 一般水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km<sup>2</sup>を対象に調査を行っている。平成22年度から平成26年度は隔年で疎密をつけて観測することとしていたが、平成27年度からは、測量路線118km、水準点88地点について調査を行っている。

令和3年度の調査結果では表2-4-28のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-4-29及び図2-4-21のとおりである。

表2-4-28 地盤沈下面積の経年変化

沈下面積 (km <sup>2</sup> )	年度											
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
1 cm以上2 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 cm以上3 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

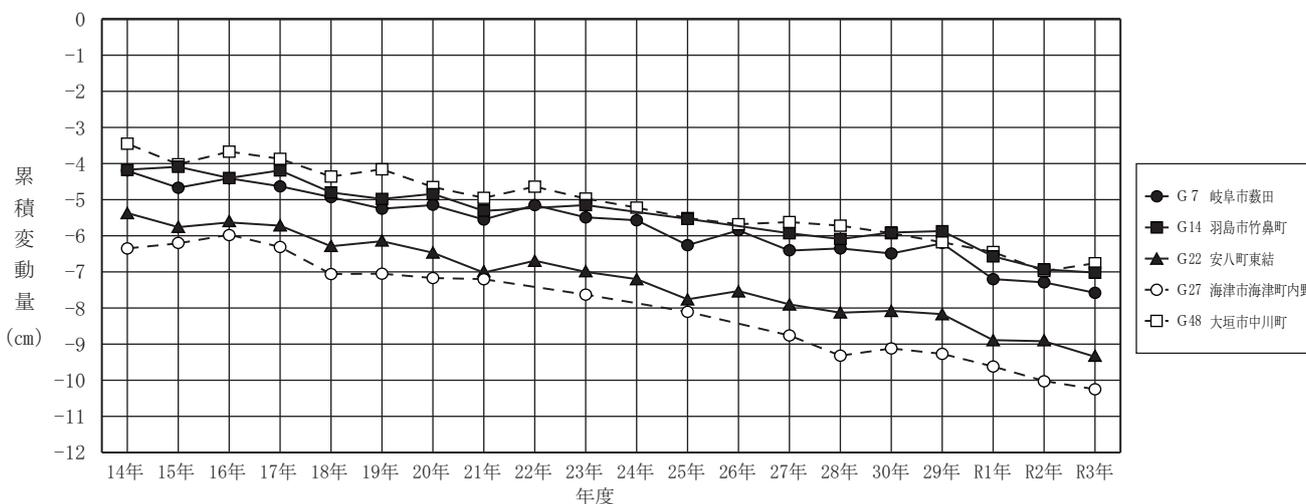
備考) 1 県環境管理課調べ  
2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

表2-4-29 主要水準点の標高の経年変化

水準点標識番号(所在地)	S47年標高 (A)	R2年標高 (B)	R3年標高 (C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2542m	8.2513m	-0.29cm	-7.58cm
G 14 (羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.5948m	7.5939m	-0.09cm	-7.02cm
G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.6008m	5.5965m	-0.43cm	-9.35cm
G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4626m	0.4603m	-0.23cm	-10.25cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5126m	7.5148m	0.22cm	-6.76cm

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C) - (A)」と一致しない。

図2-4-21 主要水準点の累積変動量の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ  
2 G14、G27については隔年測定地点となったため、22年、24年、26年は測定されていない。

イ 地下水対策<水資源課>

岐阜・西濃地域に設置してある24箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、令和3年の主要観測井における地下水位は、表2-4-30のとおり、令和2年に比べ大きな変化はなく、経年的な推移についても、図2-4-22のとおり、おおむね横ばい傾向にある。

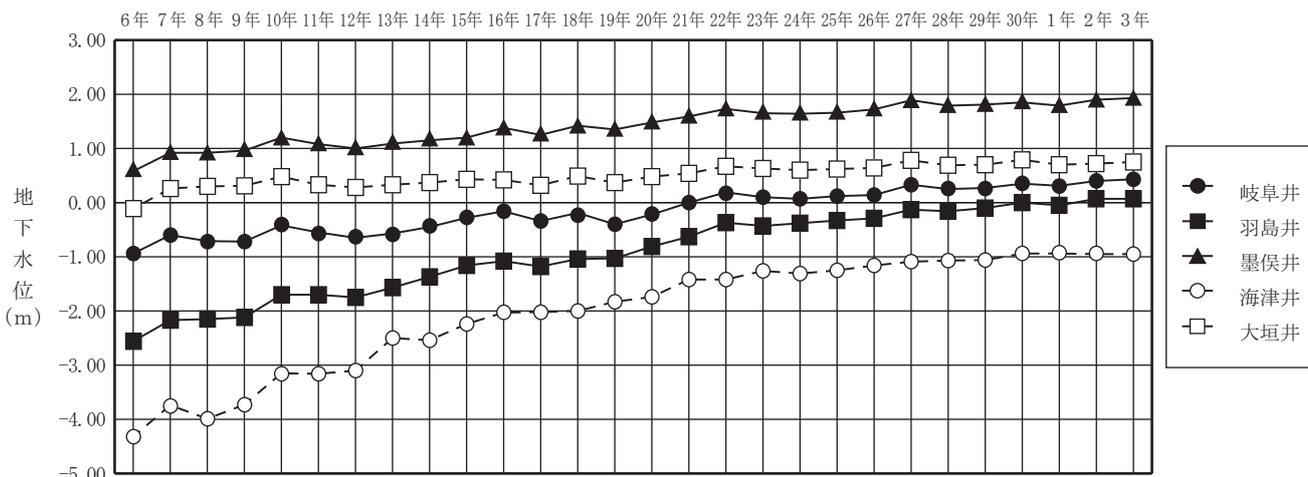
表2-4-30 主要観測井の地下水位

(単位: m)

地下水位観測所 (所在地)	昭和54年地下水位(A)	令和2年地下水位(B)	令和3年地下水位(C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量 (C)-(A)
岐阜井 (岐阜市須賀)	-1.42	+0.4	+0.43	+0.03	+1.85
羽島井 (羽島市上中町)	-5.38	+0.07	+0.07	0	+5.45
墨俣井 (大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.9(+1.29)	+1.93(+1.32)	+0.03	+1.8
海津井 (海津市海津町古中島)	-9.85	-0.95	-0.95	0	+8.9
大垣井 (大垣市北方町)	+0.23	+0.72	+0.75	+0.03	+0.52

備考) 1 県水資源課調べ  
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。  
3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-4-22 主要観測井の地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ  
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

## 6 危機管理体制の強化

### (1) 汚染事故に対する危機管理体制の強化<環境管理課>

公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により、施設の点検整備等の注意を促している。

## 第2節 大気環境の保全

### 1 大気汚染の防止

#### (1) 大気環境の状況

##### ア 概況<環境管理課>

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などにより引き起こされる。

令和3年度の主な大気汚染物質の状況を見ると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準に基づく短期的評価、長期的評価を達成した。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は令和2年度と比較すると横ばいかやや減少した。また、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、中濃地域に1回発令したが、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

##### イ 大気汚染物質の状況<環境管理課>

大気環境の状況については、21箇所の一般環境大気測定局と4箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視(24時間測定)を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-4-31のとおりである。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

大気汚染に係る環境基準は、資料10のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている(有害大気汚染物質を除く)。

また、これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、令和3年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を海津市において延べ38週にわたって行った。測定結果は資料23のとおりである。

表 2-4-31 大気環境常時監視測定局及び測定項目

(令和 4 年 3 月末現在)

種別	地域	測定局名	設置場所	測定項目							設置主体	
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素		風向風速
一般環境大気測定局	岐阜	岐阜中央	岐阜市八ツ寺町1-7 (市役所八ツ寺別館)	○	○	○	○		○		○	岐阜市
		岐阜南部	岐阜市茜部菱野2 (あかね公園)	○	○	○	○		○	○		岐阜市
		岐阜北部	岐阜市福光東3-19 (福光東公園)	○	○	○	○		○			岐阜市
		各務原	各務原市蘇原中央町2-1-6 (市民会館駐車場)	○	○	○	○		○		○	県
		本巣	本巣市下真桑1000 (本巣市役所真正分庁舎)	○	○	○	○		○	○	○	県
	西濃・羽島	羽島	羽島市竹鼻町86 (勤労青少年ホーム2F)	○	○	○	○		○		○	県
		大垣中央	大垣市西外側町2-49 (市職員駐車場)	○	○	○	○		○		○	県
		大垣南部	大垣市築捨町1-159-2 (築捨新田公民館)	○	○	○	○				○	県
		大垣西部	大垣市綾野1-2719-1 (JAにしみの綾里支所2F)	○	○						○	大垣市
		大垣赤坂	大垣市赤坂町4533-1 (市赤坂地区センター駐車場)		○							大垣市
	揖斐	揖斐	揖斐郡揖斐川町上南方字大森27-2	○	○	○	○		○		○	県
	可茂	美濃加茂	美濃加茂市新池町3-4-1 (総合福祉会館)	○	○	○	○		○		○	県
	中濃	関	関市西本郷通4-2-9	○	○	○	○		○		○	県
	郡上	郡上	郡上市八幡町初音1727-2 (郡上総合庁舎)	○	○	○	○		○		○	県
	東濃西部	笠原	多治見市笠原町1194-1 (多治見市中心身障がい児通園施設)	○	○	○	○		○		○	県
		瑞浪	瑞浪市上平町1-29 (市役所東分庁舎)	○	○		○				○	県
		恵那	恵那市長島町正家後田1067-71 (恵那総合庁舎)	○	○	○	○		○		○	県
		中津川	中津川市かやの木町2-1 (市役所駐車場)	○	○	○	○		○		○	県
	下呂	下呂	下呂市萩原町羽根2605-1 (下呂総合庁舎)	○	○	○	○		○		○	県
	飛騨	高山	高山市花岡町2-18 (市営花岡駐車場3F)	○	○	○	○		○		○	県
	乗鞍	鞍	高山市丹生川町久手字鼠尾508 (乗鞍スカイライン管理事務所)	○	○	○	○				○	県
小計 21 局				20	21	18	19		16	2	18	
ガス自動車測定排出	岐阜明德自排	岐阜市明德町11 (旧明德小学校敷地内)		○	○		○					岐阜市
	大垣自排	大垣市禾森町4-49 (国道258号)		○	○						○	県
	土岐自排	土岐市泉池ノ上町2-3 (国道19号)		○	○		○	○		○		県
	可児自排	可児市今渡1680 (国道21号)		○	○				○		○	県
	小計 4 局					4	4		2	2		3
合計 25 局				20	25	22	19	2	18	2	21	

備考) 県環境管理課調べ

① 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

二酸化硫黄について19測定局で測定した結果は、表 2-4-32及び資料11のとおりであり、これらを令和 2 年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、羽島測定局の0.005ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表 2-4-32 二酸化硫黄の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適○ 否×	令和 2 年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	365	8,646	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○
	岐阜南部	364	8,645	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.000	○
	岐阜北部	364	8,646	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	各務原	359	8,643	0.003	0	0.0	0	0.0	0.014	0.006	無	○	0.003	○
	本巣	362	8,674	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.001	○
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001

安全・安心な生活環境の確保

西濃・羽島	羽島	363	8,701	0.005	0	0.0	0	0.0	0.013	0.008	無	○	0.005	○
	大垣中央	363	8,676	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.003	無	○	0.001	○
	大垣南部	361	8,623	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.005	無	○	0.002	○
	大垣西部	363	8,706	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	無	○	0.001	○
	平均	-	-	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	-
揖斐	揖斐	362	8,657	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	-	-
可茂	美濃加茂	358	8,643	0.002	0	0.0	0	0.0	0.017	0.005	無	○	0.003	○
中濃	関	363	8,677	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.000	○
郡上	郡上	363	8,675	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	無	○	0.000	○
東濃西部	笠原	358	8,644	0.003	0	0.0	0	0.0	0.010	0.006	無	○	0.004	○
	瑞浪	363	8,679	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.001	○
	平均	-	-	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003	-
恵那・中津川	恵那	361	8,637	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	中津川	363	8,678	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	無	○	0.001	○
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
下呂	下呂	363	8,672	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
飛騨	高山	363	8,673	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
乗鞍		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	非適用
県平均		-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

## ② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 $\mu$ m ( $\mu$ m=千分の1mm)以下のものをいう。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがある。

浮遊粒子状物質について24測定局(自動車排出ガス測定局4局を含む。)で測定した結果は、表2-4-33及び資料12のとおりであり、令和2年度と比較すると、横ばいの状況にある。

年平均値は、大垣中央測定局の0.017mg/m<sup>3</sup>が最も高かった。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-4-33 浮遊粒子状物質の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適○ 否×	令和2年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	365	8,695	0.011	0	0.0	0	0.0	0.090	0.023	無	○	0.012	○
	岐阜南部	356	8,529	0.010	0	0.0	0	0.0	0.077	0.021	無	○	0.011	○
	岐阜北部	364	8,686	0.007	0	0.0	0	0.0	0.099	0.017	無	○	0.007	○
	各務原	362	8,695	0.011	0	0.0	0	0.0	0.072	0.024	無	○	0.011	○
	本巣	363	8,710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.076	0.027	無	○	0.014	○
	平均	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011
西濃・羽島	羽島	362	8,681	0.010	0	0.0	0	0.0	0.133	0.026	無	○	0.012	○
	大垣中央	356	8,560	0.017	0	0.0	0	0.0	0.092	0.031	無	○	0.017	○
	大垣南部	363	8,706	0.015	0	0.0	0	0.0	0.104	0.029	無	○	0.016	○
	大垣西部	336	8,413	0.011	4	0.0	0	0.0	0.818	0.025	無	○	0.014	○
	大垣赤坂	349	8,430	0.013	0	0.0	0	0.0	0.061	0.025	無	○	0.013	○
	平均	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.014

揖斐	揖斐	363	8,703	0.010	0	0.0	0	0.0	0.067	0.022	無	○	-	-
可茂	美濃加茂	360	8,681	0.010	0	0.0	0	0.0	0.082	0.023	無	○	0.012	○
中濃	関	360	8,684	0.012	0	0.0	0	0.0	0.072	0.024	無	○	0.013	○
郡上	郡上	363	8,700	0.009	0	0.0	0	0.0	0.048	0.020	無	○	0.010	○
東濃西部	笠原	358	8,652	0.010	0	0.0	0	0.0	0.074	0.020	無	○	0.010	○
	瑞浪	363	8,711	0.011	0	0.0	0	0.0	0.056	0.021	無	○	0.012	○
	平均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011	-
恵那・中津川	恵那	363	8,700	0.010	0	0.0	0	0.0	0.052	0.020	無	○	0.011	○
	中津川	363	8,704	0.010	0	0.0	0	0.0	0.074	0.022	無	○	0.012	○
	平均	-	-	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	-
下呂	下呂	363	8,706	0.008	0	0.0	0	0.0	0.049	0.018	無	○	0.010	○
飛騨	高山	363	8,702	0.009	0	0.0	0	0.0	0.047	0.019	無	○	0.011	○
乗鞍		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004	非適用
県平均		-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.012	-
岐阜明德自排		364	8,696	0.011	0	0.0	0	0.0	0.049	0.023	無	○	0.012	○
大垣自排		363	8,710	0.013	0	0.0	0	0.0	0.086	0.030	無	○	0.014	○
可児自排		363	8,705	0.010	0	0.0	0	0.0	0.068	0.022	無	○	0.012	○
土岐自排		361	8,688	0.012	0	0.0	0	0.0	0.161	0.024	無	○	0.016	○

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

### ③ 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について21測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定した結果は、表2-4-34、資料13及び資料14のとおりである。令和2年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、土岐自動車排出ガス測定局の0.011ppmが最も高く、一般環境測定局においては、岐阜南部測定局の0.009ppmが最も高い。

環境基準については、長期的評価に基づく環境基準をすべての測定局で達成した。

表2-4-34 二酸化窒素の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価の適否 適○ 否×	令和2年度	
					日	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
					岐阜	岐阜中央	365	8,648				0.006	0
岐阜南部	364	8,645	0.009	0		0.0	0	0.0	0.047	0.018	○	0.008	○
岐阜北部	365	8,648	0.005	0		0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0.005	○
各務原	363	8,675	0.006	0		0.0	0	0.0	0.033	0.012	○	0.005	○
本巣	358	8,587	0.006	0		0.0	0	0.0	0.053	0.012	○	0.006	○
平均	-	-	0.006	-		-	-	-	-	-	-	-	0.006
西濃・羽島	羽島	363	8,671	0.007	0	0.0	0	0.0	0.043	0.015	○	0.007	○
	大垣中央	363	8,679	0.008	0	0.0	0	0.0	0.031	0.014	○	0.009	○
	大垣南部	332	7,959	0.007	0	0.0	0	0.0	0.032	0.014	○	0.009	○
	平均	-	-	0.007	-	-	-	-	-	-	-	-	0.008
揖斐	揖斐	362	8,666	0.003	0	0.0	0	0.0	0.019	0.006	○	-	-
可茂	美濃加茂	360	8,642	0.005	0	0.0	0	0.0	0.028	0.010	○	0.005	○

中濃	関	363	8,674	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0.010	○	0.004	○
郡上	郡上	363	8,672	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0.002	○
東濃西部	笠原	271	6,509	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.011	○	0.005	○
恵那 ・ 中津川	恵那	363	8,674	0.006	0	0.0	0	0.0	0.033	0.013	○	0.006	○
	中津川	363	8,677	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.012	○	0.006	○
	平均	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-
下呂	下呂	363	8,670	0.002	0	0.0	0	0.0	0.027	0.007	○	0.002	○
飛騨	高山	359	8,598	0.006	0	0.0	0	0.0	0.042	0.016	○	0.006	○
乗鞍		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	非適用
県平均		-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-
岐阜明德自排		364	8,649	0.007	0	0.0	0	0.0	0.038	0.013	○	0.007	○
大垣自排		363	8,678	0.009	0	0.0	0	0.0	0.031	0.015	○	0.009	○
可児自排		363	8,676	0.009	0	0.0	0	0.0	0.038	0.017	○	0.009	○
土岐自排		363	8,674	0.011	0	0.0	0	0.0	0.041	0.021	○	0.012	○

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。  
 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

#### ④ 光化学オキシダント

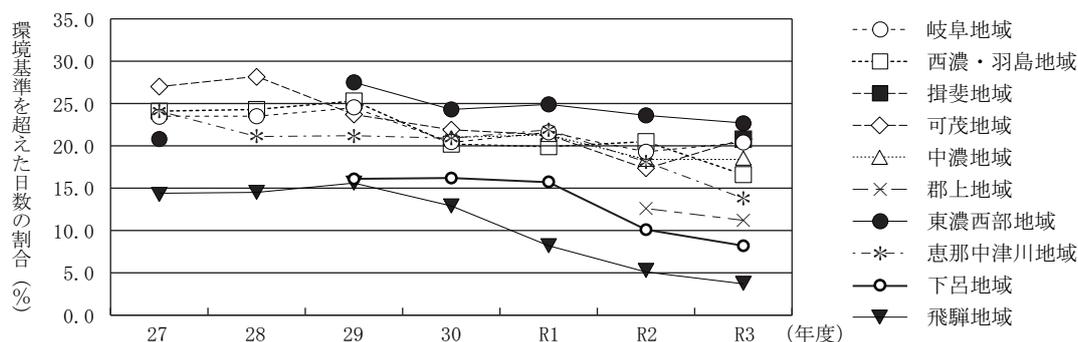
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

光化学オキシダントについて18測定局で測定した結果は、図2-4-23、表2-4-35及び資料15のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準を達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値が最も高かったのは、関測定局の0.130ppmである。昼間の年平均は令和2年度と比較すると横ばいであったが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は令和2年度と比較すると横ばいかやや減少した。

なお、令和3年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、中濃地域に1回発令したが、光化学スモッグ注意報の発令はなかった（資料16）。

図2-4-23 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化



- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 各地域の平均値

表2-4-35 光化学オキシダントの測定結果

地域	測定局名	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準の適否 適○ 否×	令和2年度	
					日	%	時間	%				昼間年平均値 (ppm)	環境基準の適否
岐阜	岐阜中央	365	5,398	0.036	74	20.3	358	6.6	0.109	0.050	×	0.035	×
	岐阜南部	365	5,411	0.037	77	21.1	370	6.8	0.108	0.051	×	0.034	×
	岐阜北部	365	5,410	0.034	66	18.1	281	5.2	0.100	0.049	×	0.033	×
	各務原	365	5,447	0.036	77	21.1	360	6.6	0.114	0.050	×	0.033	×
	本巣	365	5,450	0.035	78	21.4	357	6.6	0.101	0.050	×	0.035	×
	平均	-	-	0.036	-	20.4	-	-	-	-	-	-	0.034
西濃・羽島	羽島	365	5,437	0.033	53	14.5	235	4.3	0.100	0.046	×	0.036	×
	大垣中央	357	5,267	0.034	63	17.6	260	4.9	0.099	0.046	×	0.036	×
	大垣南部	361	5,340	0.035	64	17.7	265	5.0	0.097	0.048	×	0.034	×
	平均	-	-	0.034	-	16.6	-	-	-	-	-	0.035	-
揖斐	揖斐	365	5,447	0.037	76	20.8	363	6.7	0.098	0.050	×	-	-
可茂	美濃加茂	365	5,416	0.032	76	20.8	324	6.0	0.117	0.049	×	0.031	×
中濃	関	365	5,446	0.032	67	18.4	307	5.6	0.130	0.048	×	0.031	×
郡上	郡上	365	5,443	0.027	41	11.2	155	2.8	0.108	0.042	×	0.028	×
東濃西部	笠原	365	5,445	0.035	88	24.1	390	7.2	0.113	0.051	×	0.033	×
	瑞浪	365	5,450	0.033	78	21.4	333	6.1	0.119	0.049	×	0.022	非適用
	平均	-	-	0.034	-	22.7	-	-	-	-	-	0.033	-
恵那・中津川	恵那	365	5,431	0.031	49	13.4	203	3.7	0.106	0.046	×	0.032	×
	中津川	365	5,438	0.031	52	14.2	208	3.8	0.109	0.046	×	0.031	×
	平均	-	-	0.031	-	13.8	-	-	-	-	-	0.032	-
下呂	下呂	364	5,400	0.033	30	8.2	122	2.3	0.115	0.044	×	0.032	×
飛騨	高山	354	5,267	0.030	13	3.7	69	1.3	0.100	0.042	×	0.028	×
乗鞍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.053	非適用
県平均	-	-	0.033	-	17.1	-	-	-	-	-	-	0.033	-

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。  
 3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であることを示す。  
 4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車によるものである。  
 一酸化炭素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-36及び資料17に示すとおりである。年平均値0.3ppmで、環境基準に基づく長期的評価を達成した。

表2-4-36 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	長期的評価の適否	令和2年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否
岐阜明德自排	363	8,632	0.2	0	0.0	0	0.0	3.6	0.3	○	0.3	○
土岐自排	363	8,679	0.3	0	0.0	0	0.0	0.9	0.4	○	0.3	○
県平均	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	0.3	-

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子 (粒子の形で大気中に排出されたもの) と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の18測定局で測定した結果は、表2-4-37、資料20及び資料21のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、すべての測定局で達成した。

また、本県測定局及び郡上測定局において季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により微小粒子状物質の実態を把握した。その結果は資料22のとおりである。

表2-4-37 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		長期基準の適否 適○ 否×	短期基準の適否 適○ 否×	長期的評価の適否 適○ 否×	令和2年度		
					日	%				年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	長期的評価の適否
岐阜	岐阜中央	338	6.8	15.1	0	0.0	○	○	○	8.2	23.2	○
	岐阜南部	298	8.8	19.4	0	0.0	○	○	○	9.9	24.6	○
	岐阜北部	351	7.4	18.0	0	0.0	○	○	○	10.2	25.3	○
	各務原	322	4.6	14.1	0	0.0	○	○	○	5.6	19.7	○
	本巣	363	7.6	17.1	0	0.0	○	○	○	8.3	22.3	○
	平均	-	7.0	-	-	-	-	-	-	8.4	-	-
西濃・羽島	羽島	312	5.5	17.1	0	0.0	○	○	○	7.3	21.3	○
	大垣中央	362	6.9	16.5	0	0.0	○	○	○	8.2	24.6	○
	平均	-	6.2	-	-	-	-	-	-	7.8	-	-
揖斐	揖斐	363	6.4	15.8	0	0.0	○	○	○	-	-	-
可茂	美濃加茂	357	5.4	14.7	0	0.0	○	○	○	6.7	22.5	○
中濃	関	362	10.3	20.0	0	0.0	○	○	○	11.1	27.0	○
郡上	郡上	363	5.9	14.8	0	0.0	○	○	○	6.5	21.8	○
東濃西部	笠原	358	4.8	13.5	0	0.0	○	○	○	6.7	21.5	○
恵那・中津川	恵那	363	7.3	16.2	0	0.0	○	○	○	8.0	24.1	○
	中津川	363	7.4	16.9	0	0.0	○	○	○	8.4	23.7	○
	平均	-	7.4	-	-	-	-	-	-	8.2	-	-
下呂	下呂	363	5.3	13.3	0	0.0	○	○	○	5.9	20.0	○
飛騨	高山	358	4.3	12.4	0	0.0	○	○	○	5.2	21.8	○
県平均	-	-	6.5	-	-	-	-	-	-	7.7	-	-
可児自排	-	363	4.9	13.0	0	0.0	○	○	○	6.7	21.8	○
土岐自排	-	361	5.2	14.0	0	0.0	○	○	○	6.9	23.8	○

備考) 1 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり (長期基準)、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である (短期基準) ことを示す。  
2 県平均に、自動車排出ガス測定局は含まない。

⑦ 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

炭化水素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-38及び資料18のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は $0.08\text{ppmC}$ である。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると、岐阜南部測定局において、 $0.20\text{ppmC}$ を超えた日は6日 (1.7%)、本巣測定局において $0.20\text{ppmC}$ を超えた日は1日 (0.3%) で、 $0.31\text{ppmC}$ を超えた日はいずれの局もなかった。

安全・安心な生活環境の確保

表2-4-38 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9 時測定 日数 (日)	6～9時3時間平均値			6～9時3時間平均 値が0.20ppmC を超えた日数とそ の割合		6～9時3時間平均 値が0.31ppmC を超えた日数とそ の割合		令和2年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日	%	日	%	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間平均 値の年 平均値 (ppmC)
岐阜南部	非メタン	8,616	0.08	360	0.08	0.25	0.00	6	1.7	0	0.0	0.11	0.11
	メタン	8,616	1.98	360	1.99	2.17	1.84	-	-	-	-	1.96	1.97
	全炭化水素	8,616	2.06	360	2.07	2.37	1.88	-	-	-	-	2.07	2.08
本 巢	非メタン	8,641	0.07	362	0.08	0.21	0.03	1	0.3	0	0.0	0.08	0.08
	メタン	8,641	2.02	362	2.04	2.42	1.89	-	-	-	-	2.00	2.02
	全炭化水素	8,641	2.10	362	2.12	2.59	1.94	-	-	-	-	2.08	2.10

備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。  
 3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

ウ 有害大気汚染物質の状況<環境管理課>

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域6地点(酸化エチレンのみの測定地点 2地点を含む)及び沿道地域2地点の計8地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-4-39のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等11物質については指針値が設定されている(資料10)。

表2-4-39 有害大気汚染物質の測定結果(年平均値) (令和3年度)  
 (単位：水銀、ニッケル、ひ素、ベリリウム、ベンゾ[a]ピレン、マンガン、クロム ng/m<sup>3</sup>、それ以外 μg/m<sup>3</sup>)

測定物質	一般環境地域				沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	関市 (関測定局)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
アクリロニトリル	0.0065	0.0039	0.0066	0.0062			2
アセトアルデヒド	2.9	3.6	1.9	2.0	3.0	1.8	120
塩化ビニルモノマー	0.045	0.0060	0.013	0.013			10
塩化メチル	1.4	1.3	1.3	1.4			94
クロロホルム	0.12	0.11	0.13	0.13			18
酸化エチレン	0.060	0.058	0.061	0.059			
1,2-ジクロロエタン	0.092	0.081	0.084	0.081			1.6
ジクロロメタン	1.1	1.5	1.5	1.5			150
水銀及びその化合物	1.4	1.3	1.5	1.4			40
トルエン	2.9	3.1	3.0	3.1	3.0	3.1	
テトラクロロエチレン	0.019	0.012	0.030	0.022			200
トリクロロエチレン	0.25	1.0	0.31	0.56			130
ニッケル化合物	0.80	0.65	0.89	0.67			25
ひ素及びその化合物	0.53	0.39	0.55	0.49			6
1,3-ブタジエン	0.033	0.027	0.031	0.028	0.061	0.036	2.5
ベリリウム及びその化合物	0.0066	0.0052	0.0059	0.0053			
ベンゼン	0.63	0.62	0.72	0.66	0.74	0.79	3
ベンゾ[a]ピレン	0.088	0.074	0.076	0.084	0.11	0.079	
ホルムアルデヒド	2.4	2.6	2.1	2.1	2.1	2.1	

マンガン及びその化合物	6.3	4.7	5.5	4.4			140
クロム及びその化合物	1.7	1.9	1.6	1.2			
実施主体	県	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ  
2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

測定地点 測定物質	一般環境地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣南部測定局)	大垣市 (西濃総合庁舎)	
酸化エチレン	0.061	0.057	
実施主体	県	県	

## エ 規制措置<環境管理課>

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

### ① ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規制の対象外となる小規模なボイラーなど4種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

#### <硫黄酸化物>

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q : 硫黄酸化物許容排出量 (Nm<sup>3</sup>/h)

K : K値 (地域ごとに定められる定数)

He : 有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなっても地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり(最大着地濃度の約584倍の関係がある)、「大気汚染防止法施行規則」により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5又は17.5を適用する。

#### <ばいじん>

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のボイラー等2施設について排出口濃度を規制している。

#### <有害物質>

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等5施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

### ② 粉じん

#### <一般粉じん>

「大気汚染防止法」では、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規

制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

### ③ 揮発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物排出施設に対して揮発性有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

### ④ 水銀

「大気汚染防止法」では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設に対して水銀の排出基準を定め規制している。

## オ 発生源の監視指導等<環境管理課>

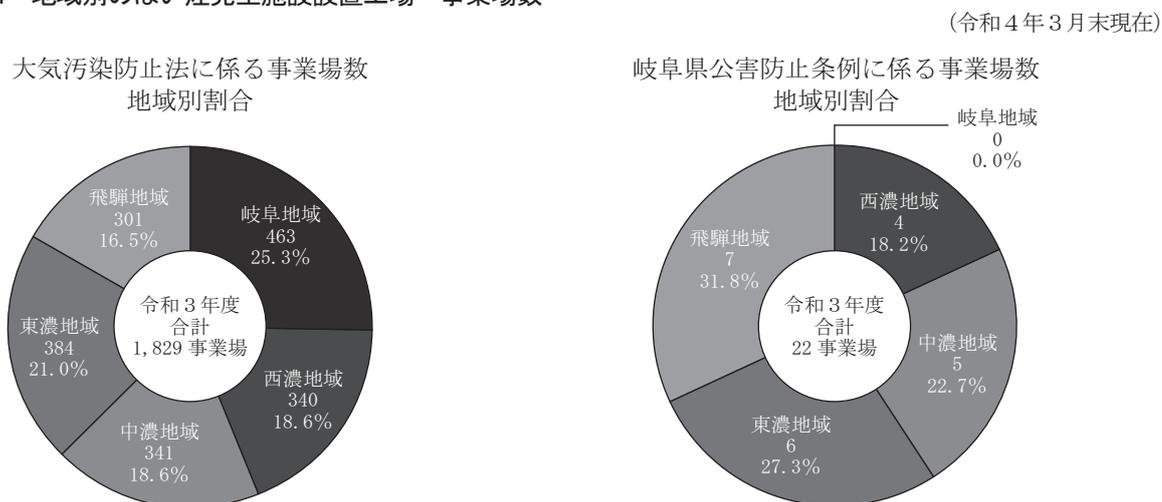
「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料24のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,829件、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は25件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は263件、水銀排出施設を設置している工場・事業場数は57件である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は22件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は921件である。

これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、中濃地域、西濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,626施設(64.9%)、次いでディーゼル機関が469施設(11.6%)となっている。

これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。令和3年度の立入検査等は、延べ313件について実施した。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

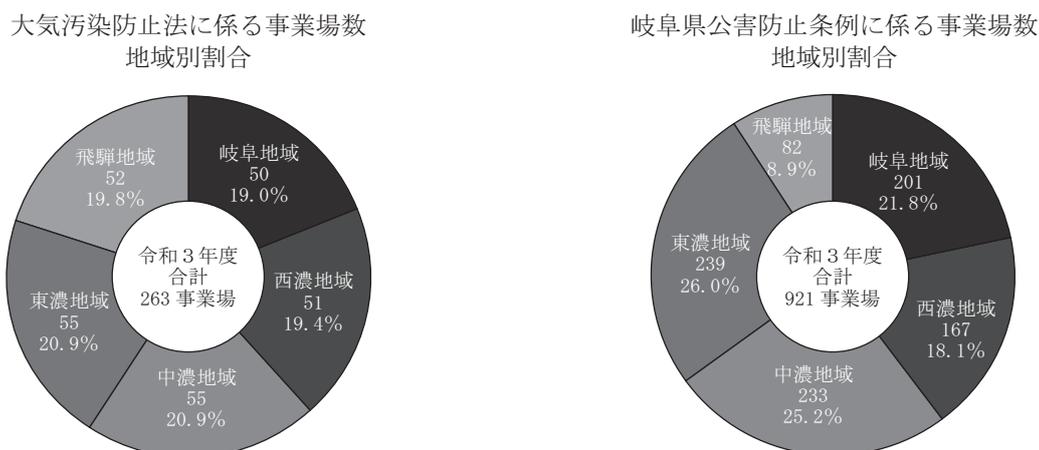
図2-4-24 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-25 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数

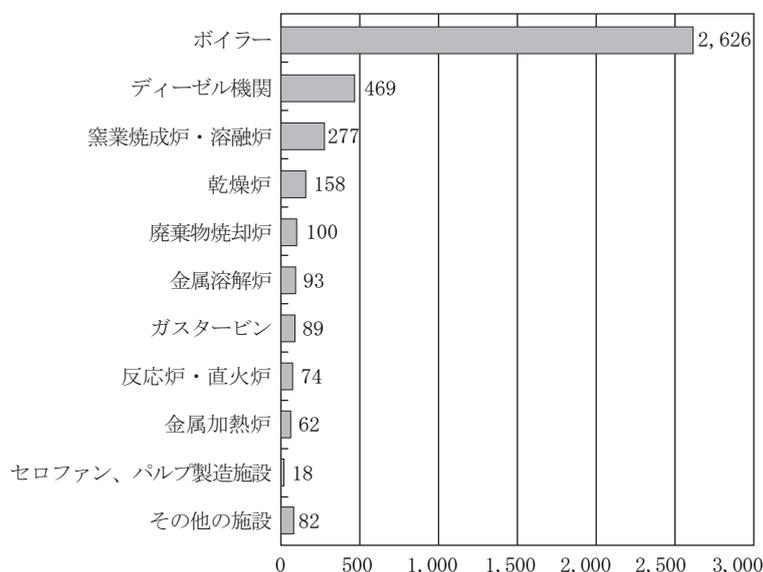
(令和4年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-26 ばい煙発生施設数

(令和4年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-4-40 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況

(令和3年度)

区 分		件 数
工場・事業場の立入検査		313
ばい煙測定等の行政検査		7
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県及び岐阜市実施分

### カ アスベスト対策<環境管理課>

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）が指定され、特定粉じん排出等作業現場の立入、周辺環境測定による監視を行っている。

平成8年5月の「大気汚染防止法」改正により、「特定粉じん排出等作業」が規定され、作業基準が設けられた。

平成18年3月1日には、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物が規制の対象とされた。

同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も規制の対象とされた。

令和3年4月には、「特定粉じん排出等作業」において、石綿含有成形板等が新たに規制の対象に追加され、石綿を含有するすべての建築材料について規制対象とされた。

令和3年度の立入状況及び測定結果は表2-4-41及び表2-4-42のとおりである。

表2-4-41 県事務所等別特定粉じん排出等作業現場等立入状況 (令和3年度)

種別	岐阜	豊田	掛	中	可	東	恵	飛	合計
合計	13	15	2	8	7	6	24	13	88

備考) 県環境管理課調べ

表2-4-42 特定粉じん排出等作業現場周辺測定結果 (令和3年度)

測定場所	測定日	総繊維数【本/リットル】	アスベスト繊維数【本/リットル】
高山市	令和3年7月12日	0.68本/リットル～1.7本/リットル	0.4本/リットル未満
垂井町	令和3年9月6日	0.56本/リットル～2.5本/リットル	0.4本/リットル未満
関市	令和3年9月14日	0.73本/リットル～1.1本/リットル	0.4本/リットル未満
瑞穂市	令和4年2月17日	0.14本/リットル～0.36本/リットル	—
中津川市	令和4年2月22日	0.17本/リットル～0.85本/リットル	—

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総繊維数が1本/リットルを越えた現場については、総繊維数中のアスベストの有無について分析検査を実施している

## (2) オゾン層保護<環境管理課>

### ア フロン回収の推進

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法：平成14年10月施行）により、県では第一種フロン類回収業登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正（平成19年10月施行）があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収率は3割台で推移し、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布、平成27年4月1日から施行された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類充填回収業登録事業者数は、令和4年3月末日現在、1,089件である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、法律をわかりやすくまとめたパンフレットやリーフレットを第一種特定製品管理者や第一種フロン類充填回収業者に配布している。

## (3) 放射性物質への対策

### ア 放射性物質の測定<環境管理課>

県では、文部科学省から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市内の保健環境研究所に移設して測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10箇所において測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に掛斐川坂内測定局、平成26年1月に関ヶ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12箇所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-4-43のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）の測定は、大気浮遊じん、降下物（表2-4-44）、水道水、

及び土壌を測定試料として行っている。

表 2-4-43 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

		R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
各務原市	最大	0.069	0.077	0.075	0.079	0.078	0.082	0.073	0.074	0.079	0.077	0.080	0.073
	最小	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.060	0.061	0.061	0.060	0.061
	平均	0.062	0.063	0.062	0.062	0.062	0.063	0.063	0.063	0.064	0.063	0.063	0.063
揖斐川町	最大	0.076	0.093	0.096	0.106	0.090	0.092	0.082	0.080	0.092	0.093	0.085	0.082
	最小	0.057	0.058	0.057	0.057	0.058	0.057	0.057	0.058	0.051	0.048	0.037	0.057
	平均	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.060	0.061	0.062	0.059	0.056	0.060
多治見市	最大	0.077	0.088	0.082	0.092	0.079	0.089	0.078	0.080	0.088	0.085	0.076	0.078
	最小	0.061	0.061	0.061	0.060	0.060	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061
	平均	0.063	0.064	0.063	0.064	0.063	0.064	0.063	0.064	0.064	0.064	0.064	0.064
高山市	最大	0.091	0.107	0.119	0.125	0.135	0.128	0.116	0.112	0.111	0.103	0.098	0.099
	最小	0.078	0.077	0.079	0.078	0.077	0.078	0.079	0.078	0.068	0.053	0.059	0.072
	平均	0.082	0.082	0.083	0.083	0.083	0.082	0.083	0.083	0.083	0.065	0.069	0.080
岐阜市	最大	0.069	0.078	0.077	0.086	0.071	0.070	0.059	0.068	0.082	0.081	0.073	0.074
	最小	0.054	0.054	0.054	0.054	0.049	0.048	0.049	0.051	0.050	0.051	0.048	0.053
	平均	0.057	0.058	0.057	0.057	0.053	0.052	0.051	0.053	0.055	0.054	0.055	0.058
大垣市	最大	0.075	0.083	0.079	0.095	0.083	0.082	0.073	0.076	0.099	0.087	0.083	0.080
	最小	0.057	0.058	0.058	0.058	0.057	0.058	0.059	0.058	0.056	0.056	0.050	0.057
	平均	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.062	0.061	0.062	0.060	0.060	0.060
美濃市	最大	0.070	0.082	0.088	0.082	0.089	0.097	0.073	0.101	0.088	0.084	0.090	0.088
	最小	0.055	0.055	0.056	0.054	0.055	0.055	0.057	0.057	0.051	0.052	0.055	0.055
	平均	0.059	0.060	0.060	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.060	0.059	0.059
郡上市	最大	0.071	0.084	0.082	0.094	0.085	0.082	0.074	0.084	0.084	0.081	0.082	0.077
	最小	0.057	0.057	0.057	0.056	0.056	0.057	0.056	0.057	0.051	0.045	0.053	0.057
	平均	0.060	0.061	0.060	0.061	0.061	0.060	0.060	0.061	0.062	0.054	0.059	0.061
恵那市	最大	0.092	0.100	0.104	0.109	0.097	0.104	0.093	0.089	0.100	0.109	0.092	0.092
	最小	0.071	0.071	0.071	0.070	0.068	0.070	0.071	0.072	0.071	0.070	0.070	0.070
	平均	0.074	0.075	0.074	0.074	0.073	0.074	0.075	0.075	0.075	0.075	0.074	0.074
下呂市	最大	0.097	0.106	0.121	0.129	0.110	0.107	0.104	0.098	0.104	0.107	0.098	0.102
	最小	0.081	0.082	0.083	0.083	0.080	0.082	0.081	0.082	0.081	0.074	0.078	0.081
	平均	0.085	0.086	0.086	0.087	0.086	0.086	0.085	0.085	0.086	0.081	0.083	0.084
揖斐川町坂内	最大	0.075	0.091	0.082	0.085	0.084	0.094	0.084	0.093	0.093	0.059	0.055	0.058
	最小	0.056	0.057	0.057	0.056	0.056	0.056	0.058	0.056	0.031	0.015	0.009	0.011
	平均	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.060	0.060	0.062	0.059	0.025	0.018	0.024
関ヶ原町	最大	0.084	0.090	0.095	0.091	0.087	0.093	0.082	0.085	0.098	0.106	0.090	0.094
	最小	0.069	0.068	0.069	0.068	0.068	0.068	0.069	0.069	0.052	0.054	0.044	0.069
	平均	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.071	0.068	0.064	0.071

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。  
岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。  
揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。  
関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。

表 2-4-44 月間降下物の放射性核種分析結果

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km <sup>2</sup> )			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
令和3年4月1日～令和3年5月6日	5月25日	検出されず (0.41)	検出されず (0.063)	検出されず (0.057)	令和3年4月分(35日)
令和3年5月6日～令和3年6月1日	6月9日	検出されず (0.13)	検出されず (0.067)	検出されず (0.057)	令和3年5月分(26日)
令和3年6月1日～令和3年7月1日	7月13日	検出されず (0.19)	検出されず (0.061)	検出されず (0.052)	令和3年6月分(30日)
令和3年7月1日～令和3年8月2日	8月11日	検出されず (0.16)	検出されず (0.066)	検出されず (0.06)	令和3年7月分(32日)

令和3年8月2日～令和3年9月1日	9月14日	検出されず (0.19)	検出されず (0.081)	検出されず (0.051)	令和3年8月分(30日)
令和3年9月1日～令和3年10月1日	10月13日	検出されず (0.18)	検出されず (0.086)	検出されず (0.052)	令和3年9月分(30日)
令和3年10月1日～令和3年11月1日	11月8日	検出されず (0.11)	検出されず (0.071)	検出されず (0.054)	令和3年10月分(31日)
令和3年11月1日～令和3年12月1日	12月13日	検出されず (0.18)	検出されず (0.074)	検出されず (0.050)	令和3年11月分(30日)
令和3年12月1日～令和4年1月4日	1月12日	検出されず (0.12)	検出されず (0.067)	検出されず (0.053)	令和3年12月分(34日)
令和4年1月4日～令和4年2月1日	2月8日	検出されず (0.10)	検出されず (0.063)	検出されず (0.053)	令和4年1月分(28日)
令和4年2月1日～令和4年3月1日	3月8日	検出されず (0.10)	検出されず (0.068)	検出されず (0.052)	令和4年2月分(28日)
令和4年3月1日～令和4年4月1日	4月20日	検出されず (0.37)	検出されず (0.070)	検出されず (0.051)	令和4年3月分(31日)

備考) 県環境管理課調べ

\*採取場所：岐阜県保健環境研究所（各務原市那加不動丘1-1）屋上

\*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

\*MBq/km<sup>2</sup> 「メガベクレル毎平方メートル」 = Bq/m<sup>2</sup> 「ベクレル毎平方メートル」

\*（ ）は検出下限値

### イ 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査<農産園芸課>

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

令和3年度においては、厚生労働省による食品中に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検査機器（ガンマ線スペクトロメータによる核種分析法）、作物・野菜・果樹・牛肉・魚類等については簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にて、6品目、16検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値：精密検査約2Bq/kg未満、簡易検査25Bq/kg未満）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

## 2 騒音・振動・悪臭の防止

### (1) 騒音の状況

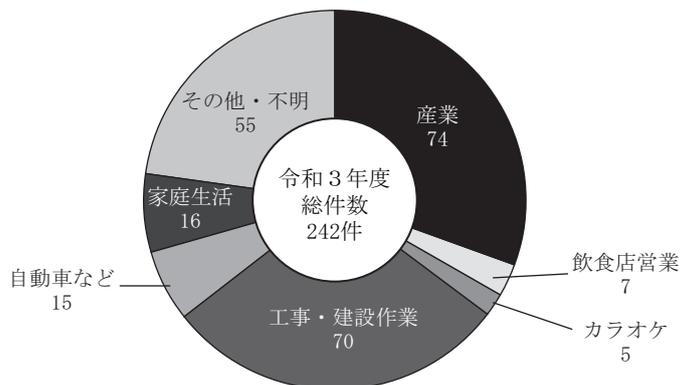
#### ア 概況<環境管理課>

騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、鉄道、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

令和3年度の騒音に関する苦情件数は242件であり、図2-4-27のとおり、産業に起因するもの、工事・建設作業に起因するものがそれぞれ約30%を占めており、次いで家庭生活に起因するものが6.6%となっている。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などを積極的に行っている。

図2-4-27 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 環境騒音の定点観測調査<環境管理課>

○ 道路に面する地域以外の地域（以下「一般地域」という。）

令和3年度の測定結果は表2-4-45及び資料36のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは92.9%、類型Bでは98.6%、類型Cでは100%であった。また、全体の環境基準達成率は97.9%（昼間）であった。

表2-4-45 一般地域における環境基準達成率

（環境基準達成率：%）

区分	類型A	類型B	類型C
令和元年度	100	94.4	97.6
令和2年度	96.1	97.2	100
令和3年度	92.9	98.6	100

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 類型A：専ら住居の用に供される地域  
 類型B：主として住居の用に供される地域  
 類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

○ 道路に面する地域

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

令和3年度は、864区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体（60,405戸）のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成したのは56,890戸（94.2%）であった。

表2-4-46 道路に面する地域における環境基準達成率

（環境基準達成率：%）

区分	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
令和元年度	93.8	1.6	1.6	3.0
令和2年度	93.9	1.6	1.6	3.0
令和3年度	94.2	1.6	1.4	2.9

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

○ 航空機騒音

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域（岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町）の2市2町約93km<sup>2</sup>について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

令和3年度の測定結果は、環境基準達成率が80.0%となっている。

表2-4-47 航空機騒音の環境基準達成率

（環境基準達成率：%）

区分	全体	類型I	類型II
令和元年度	50.0	0	62.5
令和2年度	70.0	50.0	75.0
令和3年度	80.0	50.0	87.5

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

○ 新幹線鉄道騒音

本県の南西部（大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町）を東海道新幹線鉄道が通過（約31km）しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km<sup>2</sup>について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

令和3年度の測定結果は、環境基準達成率が60.0%となっている。

表2-4-48 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型Ⅰ	類型Ⅱ
令和元年度	60.0	50.0	100.0
令和2年度	45.0	31.3	100.0
令和3年度	60.0	50.0	100.0

- 備考) 1 県環境管理課調べ  
 2 類型Ⅰの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型Ⅱの地域は類型Ⅰ以外の地域で、商工業の用に供される地域である。  
 3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

ウ 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-49のとおり12,656工場であり、その37.3%が岐阜地域に集中し、次いで東濃地域、西濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別にみると75,256施設あり、岐阜地域、西濃地域では繊維関係、中濃地域では金属関係、東濃地域では窯業関係、飛騨地域では木材木工関係の施設がそれぞれ多く、各地域の地場産業の特色が表れている。

表2-4-49 騒音に係る特定工場等の届出状況

(令和4年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		2,842	1,566	1,328	1,386	603	7,725
岐阜県公害防止条例		1,880	842	940	1,049	220	4,931
計		4,722	2,408	2,268	2,435	823	12,656

備考) 県環境管理課調べ

エ 建設作業騒音の状況<環境管理課>

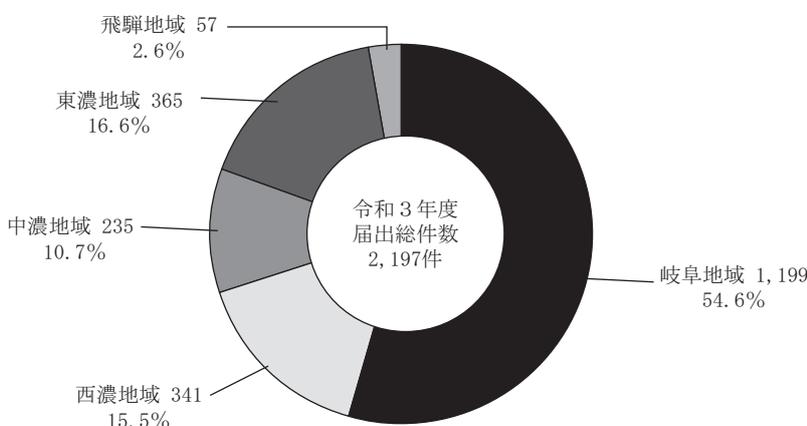
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和3年度は、県内で2,197件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図2-4-28のとおり、岐阜地域が最も多く全体の54.6%を占め、次いで東濃地域の16.6%となっている。

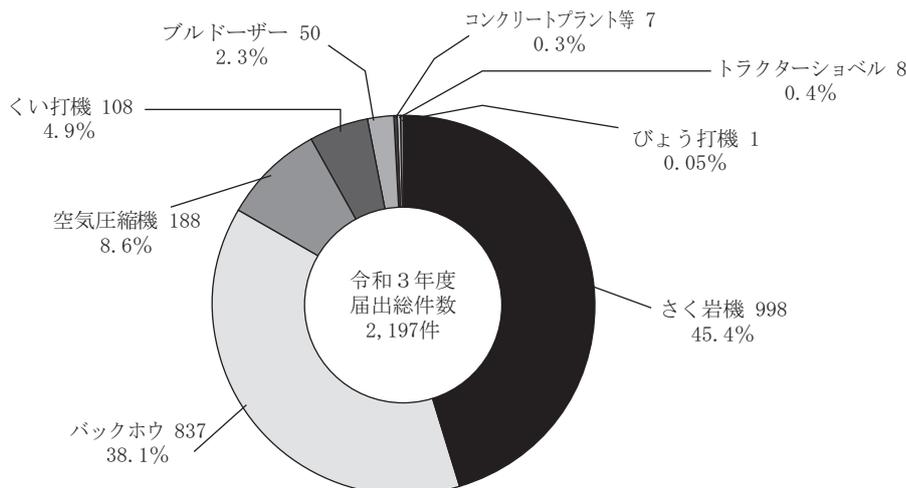
また、種類別にみると、図2-4-29のとおり、さく岩機を使用する作業が最も多く全体の45.4%を占め、次いでバックホウを使用する作業が38.1%となっている。

図2-4-28 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-29 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

### オ 交通管理<警察本部交通規制課>

本県は、免許保有者（人口比）が全国8位、自動車保有状況（人口比）が全国14位（令和3年）と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、警察、自治体、道路管理者等と連携して「ゾーン30」及び「ゾーン30プラス」を設定し、ゾーン内の速度抑制を図るほか、ゾーンに含まれない地区においても、地域内の生活環境の特性に応じて、自転車及び歩行者用道路、一方通行、大型自動車等通行止め、最高速度規制、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音、振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、路線バス等優先通行帯、駐車禁止、自転車及び歩行者用道路等の交通規制を推進し、公共輸送機関利用促進を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供することにより、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

令和3年度末現在における交通管制エリアは、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、大垣市、安八町、輪之内町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、郡上市、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、可児市、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市及び高山市で合計253.1km<sup>2</sup>である。

### (2) 振動の状況<環境管理課>

#### ア 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

令和3年度の苦情件数は20件であり、資料9のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などが積極的に行われている。

#### イ 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-50のとおり5,960工場であり、その40.3%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種類別にみると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-4-50 振動に係る特定工場等の届出件数

(令和4年3月末現在)

地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
適用区分						
振動規制法	2,403	1,379	1,048	902	228	5,960

備考) 県環境管理課調べ

### ウ 建設作業振動の状況

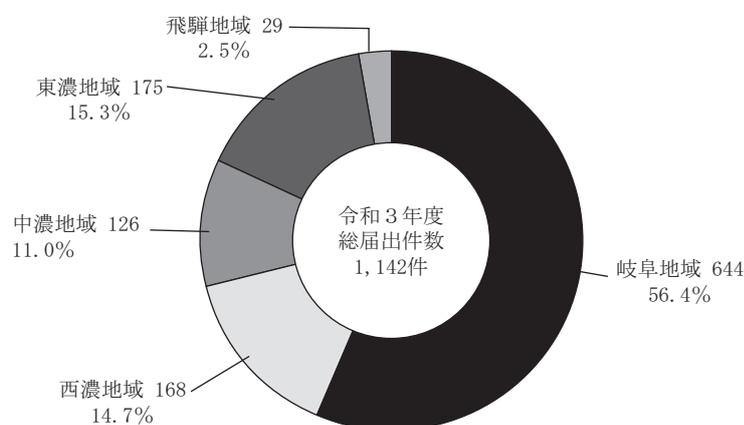
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がっている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和3年度は県内で1,142件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-4-30のとおり岐阜地域が最も多く全体の56.4%を占め、次いで東濃地域の15.3%となっている。

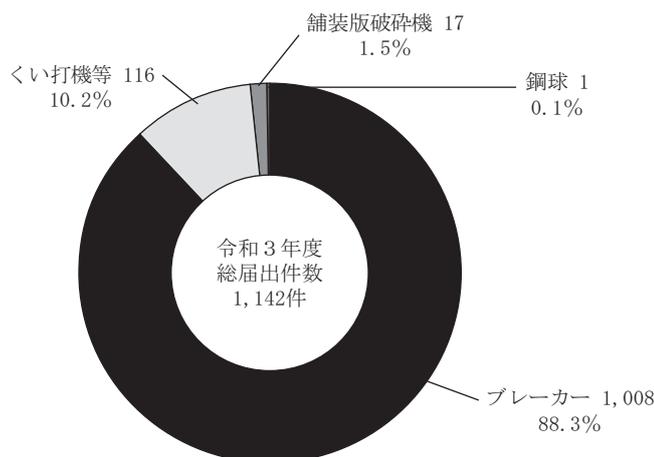
また、種類別にみると、図2-4-31のとおり、ブレイカーを使用する作業が最も多く全体の88.3%を占め、次いでくい打機等を使用する作業が10.2%となっている。

図2-4-30 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-31 振動に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

### (3) 悪臭の状況<環境管理課>

#### ア 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

令和3年度の悪臭に関する苦情件数は245件（資料9）であり、焼却によるものが全体の約39.2%、家庭生活に起因するものが全体の10.2%を占め、次いで産業に起因するものが9.0%となっている。

#### イ 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源については、「悪臭防止法」に届出制度がないことから、悪臭に関連する工場・事業場の対象数は把握できない。苦情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場、農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

#### (4) 騒音、振動、悪臭対策

##### ア 騒音対策<環境管理課>

###### ○ 一般環境騒音

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（岐阜市等21市19町2村）内の一般地域141地点において、定点観測調査を実施した。

###### ○ 自動車騒音

県内の国道、県道及び市町道の857区間の自動車騒音について面的評価を実施した。（令和3年度）

###### ○ 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

###### ○ 新幹線鉄道騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

###### ○ 工場騒音及び建設作業騒音

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

##### イ 振動対策<環境管理課>

###### ○ 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

##### ウ 悪臭対策

###### ○ 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

###### ○ 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

###### ○ 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

###### ○ 畜産農家に対する悪臭軽減指導<畜産振興課>

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、バーク、粉碎もみがら等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥

舎で積極的に利用する。

- 必要に応じて脱臭剤を用いる。
- 畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- 周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

## 第5章 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

## 第1節 多様な主体間の連携による人づくり

## 1 環境学習支援の機能強化

## (1) 環境学習ポータルサイトの構築&lt;脱炭素社会推進課&gt;

企業・環境関連団体・県・市町村が実施・提供する環境学習の体験プログラムや教材・指導人材などの情報を一元的に集約・管理し、ワンストップでアクセスできる「ぎふ環境学習ポータルサイト」を新たに構築した。

## (2) 環境教育を推進する学校・団体等への支援&lt;脱炭素社会推進課&gt;

## ○ 環境教育推進員の派遣

環境に関する専門家を環境教育推進員として、学校、企業等へ派遣し、環境学習計画に関する助言や講義を実施した（62回）。

## ○ 岐阜県環境学習出前講座（ECO講座）の実施

環境行政に関わる県職員や地域人材を学校、企業等へ派遣し、出前講座を開催した（112回）。

## 2 各主体間の連携強化

## (1) 流域一帯の清掃活動による河川清掃モデルの確立&lt;脱炭素社会推進課&gt;

流域の環境保全団体や関係機関との連携により、県民参加による流域一帯の河川清掃活動に取り組んだ。

<実施日・実施場所>

令和3年10月30日	羽島市
11月6日	郡上市
11月7日	岐阜市
11月13日	関市
11月15日	桑名市

## 3 次代の環境活動を担う人材の育成

## (1) 国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学との連携&lt;脱炭素社会推進課&gt;

岐阜大学が設置した「次世代地域リーダー育成プログラム」の「環境リーダーコース」の運営に協力した。

## (2) 「ぎふ木育」の推進

## ア んぎふ木遊館の取組&lt;森林活用推進課&gt;

幅広い年齢層の方が木に親しみ、森林とのつながりを体験できる木育の総合拠点「ぎふ木遊館」では、令和3年度に24,143人の入館があった。「ぎふ木育」の指導者等が常駐し、令和3年度は、木のおもちゃでの遊びのサポートや、59種類の木育プログラムを実施し、様々な世代に木育を普及した。また、来館者のおもてなしや、木のおもちゃでの遊びを通して、「ぎふ木育」の魅力を伝えていただく「ぎふ木育サポーター」を養成し、24名を登録した。

## イ 森林総合教育センター（愛称：morinos）の取組&lt;森林活用推進課&gt;

子どもから大人まで、すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく森林教育の総合拠点「森林総合教育センター（morinos）」では、令和3年度に12,659人の利用があった。森林教育プログラムとしては、令和3年度に78種類、延べ253日開催し、広く一般に森を楽しむ機会を提供した。

また、自然体験指導者や教育機関の職員などを対象に、人と森をつなぐための様々な知識・技術（自然、環境、木工など）を習得する研修会を、17講座、26日開催し指導者のスキルアップを図った。

## 4 SDGsに関する普及啓発活動の推進

## (1) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの活用&lt;SDGs推進課&gt;

県内企業や団体、NPO、個人等、多様な主体からなる『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク会員」に対して、メールマガジンによる情報提供のほか、セミナー等の普及啓発、会員間の課題解決に向けたマッチング支援等を実施した。

また、ネットワーク会員の中から、取組が顕著な会員を「リーディング会員」に認定し、県のパートナーとして、共に普及啓発を展開し、ネットワークの活性化を図った。

さらには、県民一人ひとりが、SDGsへの理解を深め、行動に移す契機とするため、「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムを開催した。

## (2) SDGsに積極的な取組を行う市町村の支援&lt;SDGs推進課&gt;

「岐阜県清流の国ぎふ推進補助金」により、市町村が策定する創生総合戦略に基づき、住民や企業等のSDGs

への理解を醸成するための普及啓発事業や、SDGsの理念に沿った持続可能な地域づくりを支援した。

## 5 体験を重視した環境教育の充実

### (1) 河川を活用した環境教育事業

#### ア 上下流交流事業の実施<脱炭素社会推進課>

森・里・川・海での自然体験や保全活動を通じて、流域のつながりや環境問題について親子で考え、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーを9回実施し、177人の参加があった。

#### イ 川を題材とした総合的な学習の時間に取り組む団体に対する支援の実施<河川課>

将来を担う子どもたちに、身近にある川について学んでもらい、日々の暮らしを守る川の役割や環境に関する理解を深めてもらうことを目的に、平成14年度から川を題材とした「総合的な学習の時間」に取り組む小中学校等に対して、職員の講師派遣などによる支援を実施している。

令和3年度は、身近な川の生物調査や水質調査等の体験学習や、子どもたちの防災への意識を高めることを目的に、伝統的な防災施設や過去の水害、土砂災害に関する学習にも積極的に取り組み、県内32の小中学校等に対して支援活動を実施した。

#### ウ 「清流調査隊」の活動<脱炭素社会推進課>

地域住民により編成された「清流調査隊」が、地域の河川の状況調査や家庭生活で実施できる生活排水対策などに取り組んだ。

## 第2節 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

### 1 知識を実践に変える県民運動の展開

#### (1) 「ぎふ清流COOL CHOICE」の推進<脱炭素社会推進課>

「ぎふ清流COOL CHOICE」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品・サービス、ライフスタイルなど地球温暖化対策に資する”賢い選択”を促すため、手軽に取り組める事例を紹介する動画をSNSで配信した。

【再掲】

#### (2) 環境教育副読本の作成<脱炭素社会推進課>

人の暮らしと自然環境との関係をわかりやすく説明し、省エネや節電など身近な生活の中で実践できる取組を紹介する「清流の国ぎふ環境教育副読本」を作成し、県内の小学校5年生全員に配布した。

#### (3) 環境に配慮した消費行動の普及啓発の促進

##### ア グリーン購入の促進<廃棄物対策課>

環境にやさしい買い物について、令和3年1月に地域情報誌を活用し、県民に対する環境に配慮した消費行動の実践に係る普及啓発を実施した。

また、県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。【再掲】

##### イ エシカル消費の促進<県民生活課>

中学校・高等学校向け消費者教育副読本を作成し、県内全中学校等（中学1年生）及び全高等学校等（高校1年生）に配布した。副読本にエシカル消費に関する内容を盛り込み、県民の理解促進、意識向上を図った。

#### (4) 食品ロス削減の普及啓発<廃棄物対策課>

平成30年度から県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店等の企業・団体等とともに、食べきり意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」を推進し、店舗での啓発の他、家庭で実践できる取組や食べきりレシピ等を県ホームページやSNSで情報発信している。

### 2 新しいライフスタイルへの移行促進

#### (1) コロナ禍を教訓とした新しいライフスタイルへの移行促進<脱炭素社会推進課>

コロナ禍を教訓とし、温室効果ガスの削減にもつながるオンライン会議や在宅勤務など、新しいライフスタイルに関する普及啓発を行った。

#### (2) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進<農村振興課>

農村地域でのワークーションを推進するため、農林漁業体験とワークを組み合わせ、ワークーションのモデルツアー（6回）やセミナーを実施した。【再掲】

# 第3部

## 環境基本計画（第6次） の進捗状況



## 第3部 環境基本計画（第6次）の進捗状況

## 達成目標

	項目	担当課	実績値	目標値
1	温室効果ガスの排出量	脱炭素社会推進課	1,577万t-CO <sub>2</sub> (令和元年度速報)	1,474万t-CO <sub>2</sub> (令和7年度)
2	家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率	脱炭素社会推進課	2017年比9.3%減 (令和元年度速報)	2017年比9.7%減 (令和7年度)
3	再エネ電力比率	商工・エネルギー政策課	12.8% (平成30年度)	31.5% (令和7年度)
4	立地適正化計画策定市町村数（累計）	都市政策課	7市町村 (令和3年度)	10市町村 (令和5年度)
5	一般廃棄物排出量	廃棄物対策課	69.6万t (平成30年度)	60.8万t (令和7年度)
6	一般廃棄物再生利用率	廃棄物対策課	23.3% (平成30年度)	28.0% (令和7年度)
7	産業廃棄物排出量（農業系廃棄物を除く）	廃棄物対策課	367.7万t (平成30年度)	367.7万t (令和7年度)
8	産業廃棄物再生利用率（農業系廃棄物を除く）	廃棄物対策課	40.7%（149.6万t） (平成30年度)	56.0%（205.9万t） (令和7年度)
9	地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数（累計）	脱炭素社会推進課	2団体 (令和3年度)	20団体 (令和7年度)
10	自然公園利用者数	環境生活政策課	527万人 (令和2年度)	800万人 (令和7年度)
11	新規林業就業者数	森林経営課	73人 (令和2年度)	80人 (令和7年度)
12	農地維持活動に集落で取り組む協定面積	農村振興課	28,808ha (令和3年度)	28,900ha (令和7年度)
13	河川環境基準達成率 ※BOD75%値	環境管理課	97.1% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)
14	大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント除く	環境管理課	100.0% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)
15	環境学習ポータルサイト閲覧回数	脱炭素社会推進課	— (令和3年度)	20万回 (令和7年度)
16	「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数	SDGs推進課	924会員 (令和3年度)	1,200会員 (令和4年度)
17	副読本等を活用し環境問題を探求した小学校の割合	脱炭素社会推進課	96.9% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)

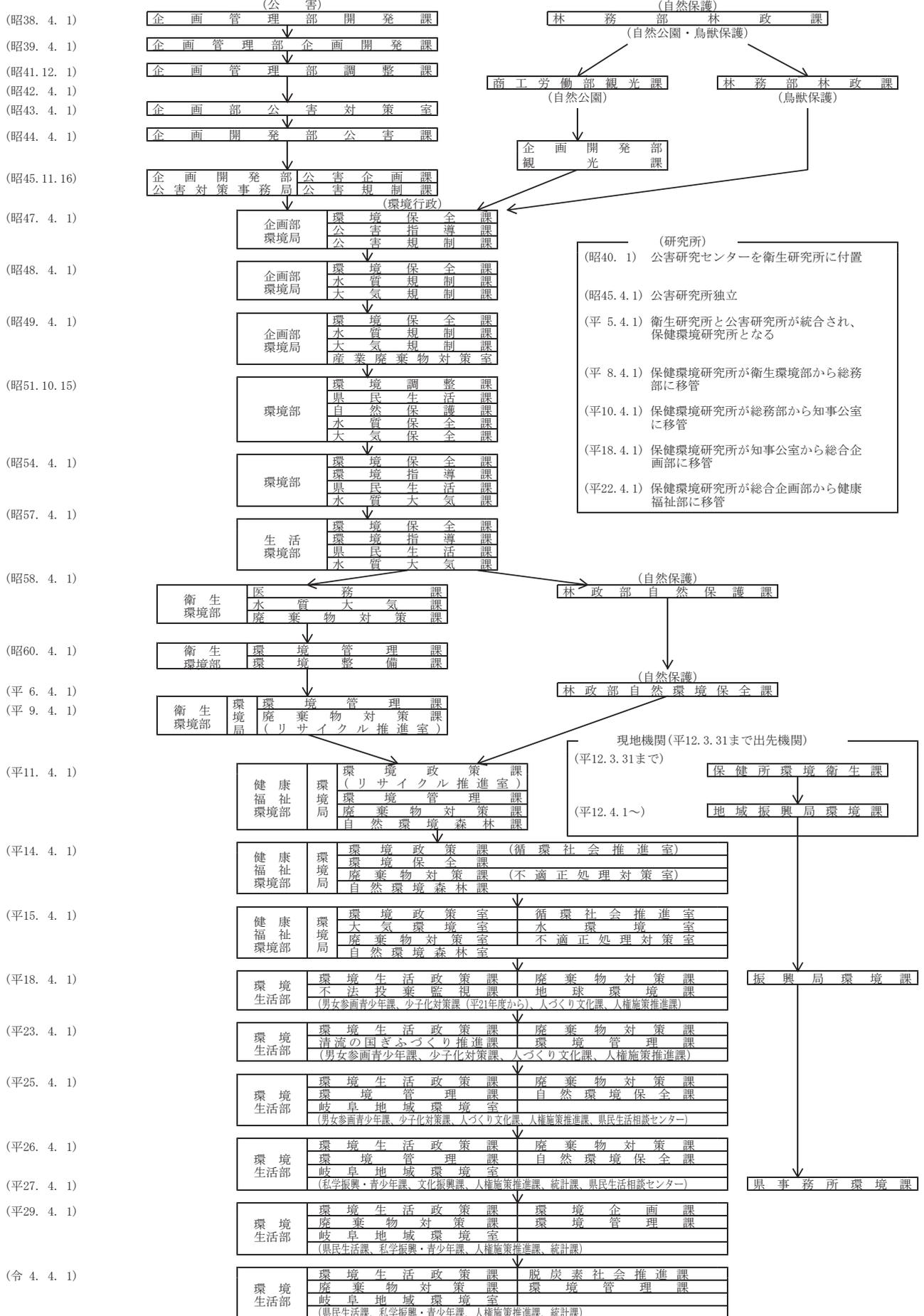
## 管理指標

	項 目	担 当 課	実績値	目標値
1	次世代自動車の普及台数 ※EV・PHV・FCV	商工・エネルギー 政 策 課	7,411台 (令和2年度)	37,490台 (令和7年度)
2	木質バイオマス利用量	県産材流通課	127千m <sup>3</sup> (令和3年度)	208千m <sup>3</sup> (令和7年度)
3	ぎふ清流COOL CHOICE賛同者数	脱炭素社会 推 進 課	26,266人 (令和3年度)	4万人 (令和7年度)
4	間伐実施面積	森 林 経 営 課	6,721ha (令和3年度)	9,600ha (令和7年度)
5	洪水ハザードマップ改定市町数	防 災 課	35市町 (令和3年度)	35市町 (令和3年度)
6	1人1日当たり生活系ごみ排出量	廃棄物対策課	679g/人/日 (平成30年度)	629g/人/日 (令和7年度)
7	事業者当たりのごみ削減率	廃棄物対策課	—	2018年比5.0%減 (令和7年度)
8	「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数	廃棄物対策課	700店舗 (令和3年度)	800店舗 (令和7年度)
9	「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録事業者・店舗数	廃棄物対策課	121社、978店舗 (令和3年度)	100社、1,500店舗 (令和7年度)
10	「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数（累計）	里 川 振 興 課	88,561人 (令和3年度)	10万人 (令和4年度)
11	生物多様性に関する講習等参加者数	環境生活政策課	247人 (令和3年度)	300人 (令和7年度)
12	ニホンジカの捕獲頭数	環境生活政策課	19,946頭 (令和3年度)	15,000頭 (令和7年度)
13	狩猟免許保持者数	環境生活政策課	4,640人 (令和3年度)	5,500人 (令和7年度)
14	ぎふ清流GAP実践率	農 産 園 芸 課	9.5% (令和3年度)	35.0% (令和7年度)
15	指定棚田地域活動計画認定棚田数	農 村 振 興 課	27箇所 (令和3年度)	50箇所 (令和7年度)
16	汚水処理人口普及率	下 水 道 課	93.7% (令和3年度)	95.0% (令和7年度)
17	光化学オキシダントの環境基準非適合率	環 境 管 理 課	17.1% (令和3年度)	19.3% (令和7年度)
18	騒音の環境基準達成率 ・一般地域 ・自動車騒音	環 境 管 理 課	(令和3年度) 97.9% 94.2%	(令和7年度) 100.0% 100.0%
19	環境学習コーディネーター数	脱炭素社会 推 進 課	62回 (令和3年度)	100回 (令和7年度)
20	次世代地域リーダー（環境）育成者数	脱炭素社会 推 進 課	59人 (令和3年度)	200人 (令和7年度)
21	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 全世代	脱炭素社会 推 進 課	98.9% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)
22	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 20代	脱炭素社会 推 進 課	97.6% (令和3年度)	100.0% (令和7年度)

# 資 料



1 岐阜県環境行政組織の変遷<環境生活政策課>



資 料

2 主要環境指標でみる岐阜県の位置<環境生活政策課><環境管理課>

指 標	年 度	岐阜県	全 国	単 位	算 式	資 料	備 考
人口10万人当たり公害苦情件数（総数）	3	86.9	64.7		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（大気汚染）	3	17.4	13.6		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（水質汚濁）	3	13.9	4.5		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（騒音）	3	12.3	15.7		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（振動）	3	1.0	1.7		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（悪臭）	3	12.5	8.9		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（土壌汚染）	3	0.2	0.2		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（ばい煙）	3	0.172	0.170		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（粉じん）	3	0.027	0.028		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（VOC）	3	0.002	0.003		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（水質）	3	0.780	0.685		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（騒音）	3	0.727	0.553		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データはR2年度
自然公園面積率（R4.3.31現在）	3	18.4	14.8	%	自然公園面積 総面積	環境省「自然公園面積」	R4.3.31現在

3 自然環境保全地域等の指定状況<環境生活政策課>

(令和4年3月末現在)

区分	地 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	内 訳		指定年月日	特 質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然 環 境 保 全 地 域	能郷白山	本巣市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市荘川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする溪畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地（ヒサマツミドリシジミ、キリシマミドリシジミ）
	関ホタルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地（ゲンジボタル、カワニナ）
	椈の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巣市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内脚洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齡かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地（ブッポウソウ）
	烏帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	万波	飛騨市宮川町	127.43	(4.18) 127.43	-	S54.12.28	日本海型ブナ原生林
	小川	郡上市明宝	40.70	(40.70) 40.70	-	S56.7.21	ホンシャクナゲの自生地
16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31			

資  
料

緑地環境保全地域	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48.3.31	アカマツ、ヒノキその他広葉樹の良好な緑地
	鶴形山	美濃市	8.70	4.50	4.20	S48.3.31	照葉樹を主体とした良好な緑地
	天瀑山	恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	南山丘陵	可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48.3.31	アカマツを主体とした良好な緑地
	千光寺	高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51.2.3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
	荒城神社	高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52.9.30	スギを主体とした良好な緑地
	久津八幡宮	下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52.9.30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
	水無神社	高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53.3.31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
	日和田小日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
	禪昌寺	下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53.3.31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
	大船神社	恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
	飯島	大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55.5.23	日本海型のブナの原生林
	西漆山	飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55.5.23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
	諏訪神社	下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58.10.21	スギを主体とした良好な緑地
	大山白山神社	加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59.11.6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
	馬籠	中津川市	327.95	-	327.95	H17.2.25	クヌギを主体とした良好な緑地
16地域	計	654.38	129.28	525.10			
32地域	合計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41			

備考) 特別地区内の ( ) 内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

#### 4 自然公園の指定状況<環境生活政策課>

(令和4年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積(ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曾川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐関ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
	計	4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨教河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曾	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ渓谷	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における渓谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、渓谷を中心とした山岳景観	1,638	0.2
	御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4
	計	15箇所		122,224	11.5
	自然公園合計	19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の ( ) 内は公園の全面積を示す。

5 岐阜県環境影響評価条例の対象事業<環境管理課>

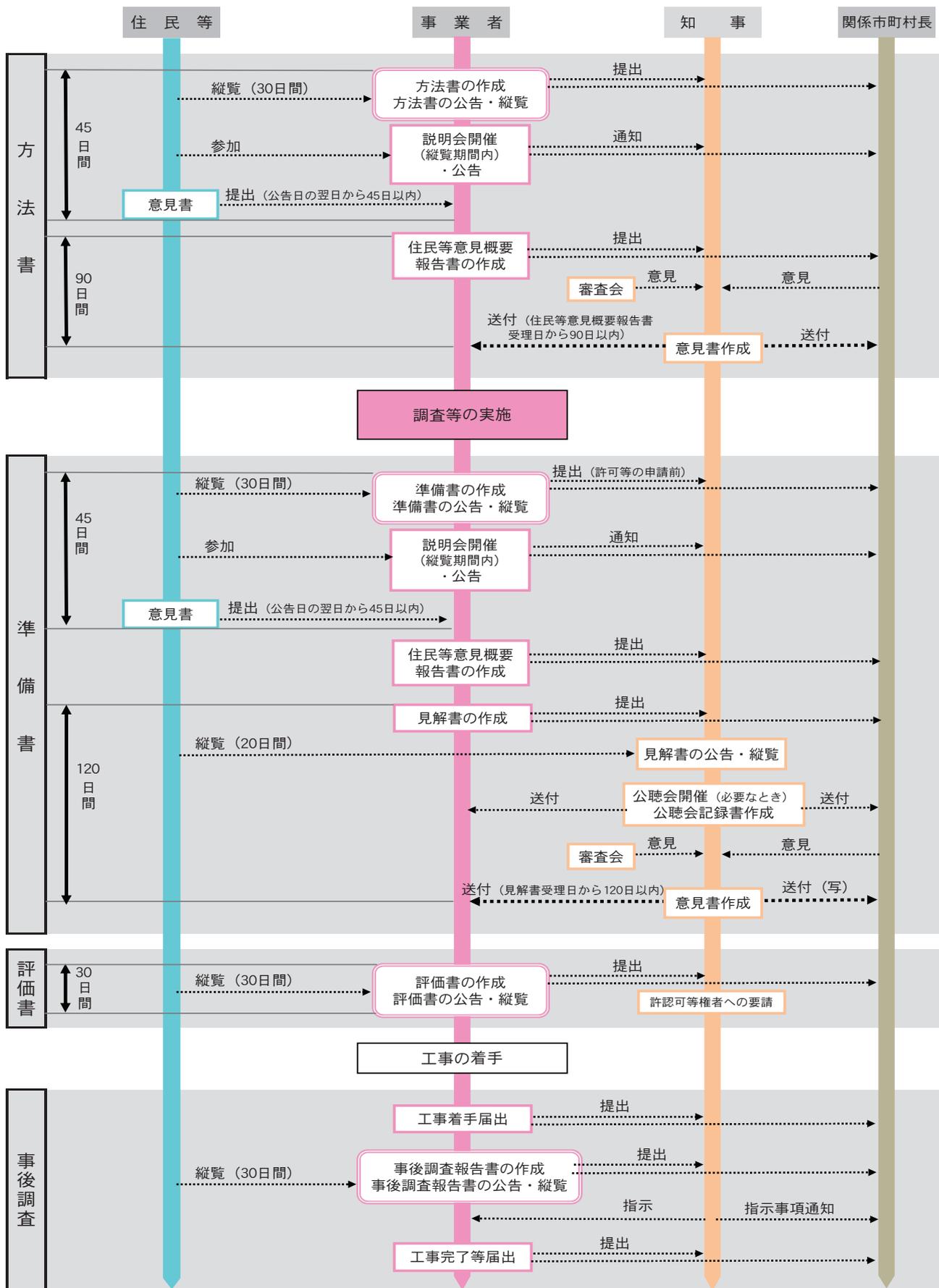
(令和4年3月末現在)

対象事業の種類	要件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	① 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業（以下「土地開発事業」という。）の施行（②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号の公園事業又は都市公園法（昭和31年法律第79条）第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。）。施行する土地の区域（以下「施行区域」という。）の面積が20ヘクタール以上で、かつ、区画形質の変更を行う土地の面積が8ヘクタール以上のもの（標高1,500メートル以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの）。
	② 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。
	③ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。
	④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。
	⑤ 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。
2 道路の建設	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（以下「車線」という。）の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する幅幅で、かつ、その区間が5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	① ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。）の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
	② 放水路（河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。）の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。
4 堰の建設	取水堰（河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。）の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの。
6 飛行場の建設	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56条）第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項の自衛隊が設置する陸上空港等の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長（延長後の長さが1,875メートル以上となるものに限る。）
7 廃棄物最終処分場の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域（以下「埋立地」という。）の面積が5ヘクタール以上のもの。 変更の場合、埋立地の面積が5ヘクタール以上増加するもの。
8 廃棄物処理施設の建設	① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。
	② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。
9 工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量（発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上のもの又は平均的な排水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間あたり4キロリットル以上又は平均的な排水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。
10 電気工作物の建設	① 水力発電所（水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。
	② 風力発電所の設置又は変更。新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。
	③ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第8号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、架空のものに限る。）の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。
11 高層工作物又は高層建築物の建設	① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）に建築するものを除く。）の建築。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。
	② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138号の工作物（商業地域に建築するもの又は仮設のもの（設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。）を除く。）の建設。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

6 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー<環境管理課>

(平成 24 年 12 月 26 日改正、平成 25 年 4 月 1 日施行)



資  
料

## 7 環境影響評価の実施状況&lt;環境管理課&gt;

(令和4年3月末現在)

## (1) 岐阜県環境影響評価条例

## ①環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年10月	500kV東京中部間連系変換所分岐線（仮称）新設（500kV飛騨分岐線新設）
2	平成27年4月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成28年4月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	平成30年10月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成28年8月	500kV飛騨分岐線新設
2	平成28年9月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成30年8月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	令和2年5月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年3月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
2	平成29年4月	500kV飛騨分岐線新設
3	令和元年8月	500kV恵那分岐線新設
4	令和3年3月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## (2) 環境影響評価法

## ①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年11月	（仮称）米原風力発電事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成25年9月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年4月	国道19号瑞浪恵那道路
2	平成26年8月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## (3) その他（隣接県環境影響評価条例）

## ①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成30年6月（配慮書の案）	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ②環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成31年2月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ③環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和2年8月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ④環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和3年5月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

8 公害防止管理者等の設置を必要とする工場<環境管理課>

(令和4年3月末現在)

特 定 工 場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区 分	特 定 工 場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21人以上の 工場に設置	排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/ 時以上で かつ排水量 1万m <sup>3</sup> / 日以上 の工場に設置
		排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出ガス量 1万m <sup>3</sup> N/時 以上の工場	排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		排水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排水量 1千m <sup>3</sup> /日以上 の工場	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		排水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場		騒音・振動関係 公害防止管理者		
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん(石綿)発生施設を設置している工場		特定粉じん関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場		ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

9 公害苦情件数の状況<環境管理課>

(令和3年度)

発生源	種類	典 型 7 公 害							廃棄物投棄	その他	合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				合計
産業用機械作動		25	0	0	74	6	0	13	118	1	1	120
産業排水		1	45	0	0	0	0	9	55	1	0	56
飲食店営業		1	4	0	7	0	0	10	22	0	0	22
カラオケ		0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	5
工事・建設作業		36	3	0	70	11	0	3	123	1	6	130
廃棄物投棄		0	4	0	1	0	0	1	6	249	1	256
焼却（施設）		24	0	0	0	0	0	16	40	0	0	40
焼却（野焼き）		232	1	0	0	0	0	80	313	6	34	353
流出・漏洩		3	72	1	0	0	0	3	79	1	2	82
移動発生源（自動車）		3	15	0	13	2	0	1	34	0	1	35
移動発生源（鉄道）		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
移動発生源（航空機）		0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
家庭生活		3	13	0	16	0	0	25	57	20	5	82
自然系		1	24	0	0	0	0	6	31	0	140	171
その他・不明		12	91	2	54	0	0	78	237	59	53	349
合 計		341	272	3	242	20	0	245	1,123	338	243	1,704

10 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(令和4年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準<環境管理課>

項 目	環 境 基 準	評 価	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%パーセンタイル値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値<環境管理課>

項 目	環 境 基 準	項 目	指 針 値
ベンゼン	1年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩化メチル	1年平均値が94μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m <sup>3</sup> 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m <sup>3</sup> 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値<環境管理課>

I 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	対 象 区 域	備 考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	—	
鉛	0.01 mg/L以下	—	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L以下	—	
砒素	0.01 mg/L以下	—	
総水銀	0.0005 mg/L以下	—	
アルキル水銀	検出されないこと	—	
P	検出されないこと	—	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	—	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	—	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	—	
チウラム	0.006 mg/L以下	—	
シマジン	0.003 mg/L以下	—	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	—	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	—	
セレン	0.01 mg/L以下	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	—	
ふっ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた全公用水域	
ほう素	1 mg/L以下	—	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	全公用水域	

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 ※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6μg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 ※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1 mg/L以下

- 備考) 基準値は、年間平均値とする。
- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6μg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境基準		対象区域	備考							
環境騒音 (*1)	一般地域	基準値(デシベル)		(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）にすることができる。	基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
		基準値									
		昼間	夜間								
	70デシベル以下	65デシベル以下									
AA（療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域）	50以下	40以下									
A（専ら住居の用に供される地域）	55以下	45以下									
B（主として住居の用に供される地域）	55以下	45以下									
C（相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域）	60以下	50以下									
道路に面する地域(*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下								
	B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下								
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden) (*3)		2市2町 岐阜市、各務原市、 岐南町、笠松町							
	I（専ら住居の用に供される地域）	57以下									
	II（I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）	62以下									
新幹線鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)		(東海道新幹線) 2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、 関ヶ原町、安八町 (リニア中央新幹線) 3市1町 中津川市、恵那市、 可児市、御嵩町							
	I（専ら住居の用に供される地域）	70以下									
	II（商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）	75以下									

(5) 土壌の汚染に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境上の条件	対象	備考
カドミウム 全シアン 有機磷(りん)	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 検液中に検出されないこと。 検液中に検出されないこと。	汚染がもつばら自然的原因によることが明らかである	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

鉛	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。	ると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。	2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検出濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
六価クロム	検液 1Lにつき 0.05mg 以下であること。		
砒 (ひ) 素	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。		3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg 以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
P C B	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。		
銅	検液 1Lにつき 0.02mg 以下であること。		5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき 0.04mg 以下であること。		
四塩化炭素	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。		
クロロエチレン	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。		
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)			
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき 0.004mg 以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.1mg 以下であること。		
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.04mg 以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg 以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 0.006mg 以下であること。		
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。		
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。		
チウラム	検液 1Lにつき 0.006mg 以下であること。		
シマジン	検液 1Lにつき 0.003mg 以下であること。		
チオベンカルブ	検液 1Lにつき 0.02mg 以下であること。		
ベンゼン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。		
セレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。		
ふっ素	検液 1Lにつき 0.8mg 以下であること。		
ほう素	検液 1Lにつき 1mg 以下であること。		
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき 0.05mg 以下であること。		

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目 <環境管理課>

ア 健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェントロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノプロカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下 (暫定) ※

※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。

イ 水生生物保全に関する要監視項目

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7mg/L以下
		生 物 特 A	0.006mg/L以下
		生 物 B	3mg/L以下
		生 物 特 B	3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05mg/L以下
		生 物 特 A	0.01mg/L以下
		生 物 B	0.08mg/L以下
		生 物 特 B	0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1mg/L以下
		生 物 特 A	1mg/L以下
		生 物 B	1mg/L以下
		生 物 特 B	1mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	1μg/L以下
		生 物 特 A	0.7μg/L以下
		生 物 B	4μg/L以下
		生 物 特 B	3μg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生 物 A	0.02mg/L以下
		生 物 特 A	0.02mg/L以下
		生 物 B	0.02mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.03mg/L以下
		生 物 特 A	0.003mg/L以下
		生 物 B	0.03mg/L以下
		生 物 特 B	0.02mg/L以下

備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 <環境管理課>

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下

(8) 公共用水域等における農薬の水質評価指針 <環境管理課>

項 目	種 類	指 針 値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
トリクロロホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
プロプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
プロモプチド	除草剤	0.04 mg/L以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ペンシリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下

セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 1,4-ジオキサン	0.01 mg/L以下 10 mg/L以下 0.8 mg/L以下 1 mg/L以下 0.05 mg/L以下	マラチオン (マラソン) メフェナセツト メプロニル モリネート	殺虫剤 除草剤 殺菌剤 除草剤	0.01 mg/L以下 0.009 mg/L以下 0.1 mg/L以下 0.005 mg/L以下
---	---	---	--------------------------	---

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準<環境管理課>

調査対象	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)
公共用水域	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
地下水	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底質	150 pg-TEQ/g 以下
水生生物	設定されていない

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準<環境管理課>

[排出ガス]

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼結炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

[排水水]

(単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設施設	既設施設
1 クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設		
2 カーバイト法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3 硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4 アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5 担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6 塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7 カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8 クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	10	10
11 ジオキサンバイオレット製造用洗浄施設等		
12 アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13 亜鉛回収用精製施設等		
14 担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15 廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16 PCB分解施設等		
17 フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18 下水道終末処理施設		
19 1から17の施設から排出される水の処理施設		

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム

※TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類 (2,3,7,8-TeCDD) の毒性を1 (基準) としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐阜	岐阜中央	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	岐阜南部	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各務原	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003
	本巣	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
西濃・羽島	平均	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	羽島	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005
	大垣中央	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	大垣南部	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
下呂	大垣西部	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	平均	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	下呂	-	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
飛騨	高山	0.003	0.003	0.002	0.002	0.000	0.000
	飛騨	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	-
乗鞍	乗鞍	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	-
	平均*	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001

※長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とする

## 12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化&lt;環境管理課&gt;

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐 阜	岐 阜 中 央	0.014	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011
	岐 阜 南 部	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010
	岐 阜 北 部	0.012	0.011	0.012	0.009	0.007	0.007
	各 務 原	0.013	0.013	0.014	0.012	0.011	0.011
	本 巢 均	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.012
西 濃 ・ 羽 島	平 均 均	0.014	0.013	0.014	0.012	0.011	0.010
	羽 島	0.015	0.017	0.019	0.010	0.012	0.010
	大 垣 中 央	0.019	0.018	0.020	0.017	0.017	0.017
	大 垣 南 部	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016	0.015
	大 垣 西 部	0.019	0.017	0.018	0.015	0.014	0.011
掛 斐 可 茂	大 垣 赤 坂	0.035	0.025	0.016	0.014	0.013	0.013
	平 均 均	0.022	0.019	0.018	0.016	0.014	0.013
	掛 斐	-	-	-	-	-	0.010
	可 茂	0.012	0.014	0.014	0.013	0.012	0.010
	中 濃	-	-	0.014	0.013	0.013	0.012
郡 上	郡 上	-	-	-	0.008	0.010	0.009
	笠 原	0.014	0.010	0.014	0.012	0.010	0.010
東 濃 西 部	瑞 浪	0.009	0.013	0.015	0.013	0.012	0.011
	平 均 均	0.012	0.012	0.015	0.013	0.011	0.011
恵 那 ・ 中 津 川	中 津 川	-	-	-	0.012	0.011	0.010
	平 均 均	0.014	0.014	0.015	0.012	0.012	0.010
下 呂	下 呂	-	0.011	0.012	0.010	0.010	0.008
飛 騨	高 山	0.009	0.008	0.008	0.008	0.011	0.009
乗 鞍 平 均 *	乗 鞍 平 均 *	0.005	0.005	0.006	0.005	0.004	-
	岐 阜 明 徳 自 排	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011
大 垣 自 排	大 垣 自 排	0.017	0.017	0.017	0.012	0.012	0.011
	可 児 自 排	0.017	0.016	0.016	0.017	0.014	0.013
土 岐 自 排	土 岐 自 排	0.016	0.016	0.016	0.013	0.012	0.010
	土 岐 自 排	0.021	0.020	0.020	0.018	0.016	0.012

※長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

## 13 二酸化窒素の年平均値の経年変化&lt;環境管理課&gt;

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐 阜	岐 阜 中 央	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006
	岐 阜 南 部	0.010	0.010	0.010	0.010	0.008	0.009
	岐 阜 北 部	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	各 務 原	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006
	本 巢 均	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006
西 濃 ・ 羽 島	平 均 均	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
	羽 島	0.010	0.009	0.008	0.010	0.007	0.007
	大 垣 中 央	0.010	0.010	0.008	0.008	0.009	0.008
	大 垣 南 部	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009	0.007
	平 均 均	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
掛 斐 可 茂	掛 斐	-	-	-	-	-	0.003
	可 茂	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	中 濃	-	-	0.006	0.005	0.004	0.005
	郡 上	-	-	-	0.002	0.002	0.002
	東 濃 西 部	0.009	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005
恵 那 ・ 中 津 川	恵 那	-	-	-	0.007	0.006	0.006
	中 津 川	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
下 呂	平 均 均	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
	下 呂	-	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
飛 騨	高 山	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
乗 鞍 平 均 *	乗 鞍 平 均 *	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	-
	岐 阜 明 徳 自 排	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
大 垣 自 排	大 垣 自 排	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007
	可 児 自 排	0.013	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
土 岐 自 排	土 岐 自 排	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009
	土 岐 自 排	0.017	0.017	0.015	0.012	0.012	0.011

※長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

## 14 二酸化窒素の年平均値の年間98%値の経年変化&lt;環境管理課&gt;

(単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐 阜	岐 阜 中 央	0.015	0.015	0.015	0.016	0.013	0.012
	岐 阜 南 部	0.021	0.022	0.021	0.021	0.016	0.018
	岐 阜 北 部	0.012	0.011	0.012	0.011	0.010	0.010
	各 務 原	0.016	0.014	0.014	0.014	0.012	0.012
	本 巢 均	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012
西 濃 ・ 羽 島	平 均 均	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013	0.013
	羽 島	0.021	0.019	0.017	0.020	0.018	0.015
	大 垣 中 央	0.020	0.018	0.018	0.017	0.016	0.014
	大 垣 南 部	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016	0.014
	平 均 均	0.020	0.018	0.017	0.017	0.017	0.014
掛 斐 可 茂	掛 斐	-	-	-	-	-	0.006
中 濃	可 茂	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
	中 濃	-	-	0.013	0.010	0.010	0.010
郡 上	郡 上	-	-	-	0.003	0.003	0.004
東 濃 西 部	笠 原	0.018	0.016	0.014	0.013	0.012	0.011

恵那・中津川	恵那	-	-	-	0.014	0.014	0.013	
	中津川	0.018	0.017	0.017	0.014	0.014	0.012	
	平均	0.018	0.017	0.017	0.014	0.014	0.013	
	下呂	-	0.008	0.007	0.006	0.006	0.007	
	飛騨	高山	0.021	0.018	0.018	0.015	0.019	0.016
	乗鞍	-	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	-
	県平均*	-	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012
	岐阜	明徳自排	0.017	0.016	0.016	0.017	0.014	0.013
	大垣	自排	0.024	0.021	0.021	0.019	0.017	0.015
	可児	自排	0.021	0.021	0.020	0.018	0.019	0.017
土岐	自排	0.028	0.029	0.027	0.022	0.022	0.021	

※長期的評価の適用測定局の年間98%値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

15 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化<環境管理課>

(単位：%)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐阜	岐阜中央	23.8	25.3	20.0	25.1	20.3	20.3
	岐阜南部	21.0	24.1	21.9	21.9	18.4	21.1
	岐阜北部	24.9	23.0	18.9	14.9	18.4	18.1
	各務原	24.4	26.3	21.0	21.9	18.6	21.1
	本巣	-	24.6	20.1	23.0	20.8	21.4
	平均	23.5	24.5	20.4	21.6	19.3	20.4
西濃・羽島	羽島	24.8	25.5	19.5	1.1	22.2	14.5
	大垣中央	23.3	29.1	20.5	20.8	21.5	17.6
	大垣南部	24.7	21.8	20.6	19.1	17.8	17.7
	平均	24.3	25.3	20.0	19.9	20.5	16.6
揖斐	揖斐	-	-	-	-	-	20.8
可茂	美濃加茂	28.2	23.7	21.9	21.3	17.3	20.8
中濃	関	-	-	21.0	21.3	18.4	18.4
郡上	郡上	-	-	-	3.2	12.6	11.2
東濃西部	笠原	-	27.5	24.3	24.9	23.6	24.1
	瑞浪	-	-	-	-	2.4	21.4
	平均	-	27.5	24.3	24.9	23.6	22.7
恵那・中津川	恵那	-	-	-	22.4	19.2	13.4
	中津川	21.1	21.2	20.9	21.3	17.0	14.2
	平均	21.1	21.2	20.9	21.9	18.1	13.8
下呂	下呂	-	16.1	16.2	15.7	10.1	8.2
飛騨	高山	14.5	15.6	12.9	8.2	5.1	3.7
県平均*	-	23.1	23.3	20.0	20.1	17.6	17.1

※各測定局の環境基準比適合率から算出した値 注) 環境基準比適合率とは、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を昼間測定日数で除した割合である。

16 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況<環境管理課>

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化 (昭和59年度～令和3年度)

年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	1	0
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	3	1	4	2	4

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
8	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	9
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	30

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況 (平成24年度～令和3年度)

年 度	予 報				注 意 報				
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度 (ppm)	被害届出人数
H24	発令なし				7.28	西濃・羽島	15:00	0.120	0
						東濃西部	15:00	0.139	0
H25	5.14	東濃西部	14:00	0.104	発令なし				
H26	5.30	岐阜地域	14:10	0.114	発令なし				
		可茂地域	14:20	0.111					
H27	8.8	岐阜地域	14:00	0.114	発令なし				
		可茂地域	14:00	0.103					

H28	5.24	岐阜地域	13:00	0.114	発令なし				
		西濃・羽島	13:00	0.102					
		可茂地域	13:00	0.107					
		東濃西部	13:00	0.104					
	7.21	東濃西部	15:00	0.117	発令なし				
8.18	東濃西部	12:00	0.105	8.18	東濃西部	14:00	0.128	0	
H29	発令なし								
H30	6.25	東濃西部	14:00	0.109	発令なし				
		中濃地域	14:00	0.103					
	7.19	東濃西部	15:00	0.105	発令なし				
		西濃・羽島	14:00	0.111					
	7.25	東濃西部	14:00	0.114	発令なし				
西濃・羽島		14:00	0.108						
発令なし									
R1	5.24	岐阜地域	11:00	0.102	発令なし				
	5.26	岐阜地域	14:00	0.115	発令なし				
	5.27	岐阜地域	12:00	0.115	5.27	岐阜地域	13:00	0.131	
		西濃・羽島	12:00	0.105		西濃・羽島	16:00	0.126	
		可茂地域	12:00	0.104	発令なし				
		中濃地域	12:00	0.107	5.27	中濃地域	13:00	0.120	
	東濃西部	12:00	0.106	発令なし					
	恵那・中津川	12:00	0.101						
R2	6.4	中濃地域	13:05	0.104	6.4	中濃地域	15:30	0.122	
		西濃・羽島	14:05	0.113	発令なし				
	岐阜地域	14:40	0.109	発令なし					
R3	6.10	東濃西部	14:30	0.101	発令なし				
		岐阜地域	13:20	0.114	発令なし				
		中濃地域	13:20	0.109	発令なし				

※予報発令基準：0.100ppm以上、注意報発令基準：0.120ppm以上

17 一酸化炭素の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位：ppm)

測定局名	年 度					
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐阜明德自排	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
土岐自排	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
県平均*	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

18 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化<環境管理課>

(単位：ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐阜南部	非メタン	0.12	0.11	0.11	0.12	0.11	0.08
	メタン	1.95	1.95	1.97	1.96	1.96	1.99
	全炭化水素	2.06	2.06	2.08	2.08	2.07	2.07
本巣	非メタン	-	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08
	メタン	-	1.98	1.96	1.98	2.00	2.04
	全炭化水素	-	2.08	2.05	2.07	2.08	2.12

19 降下ばいじん量の測定結果<環境管理課>

(令和3年度)

測定地点	年平均値 (t/km <sup>2</sup> /月)	月 間 値		実施主体	
		最高値 (t/km <sup>2</sup> /月)	最高値の出現月		
大垣市	大垣市役所	2.5	7.2	7月	大垣市
	中川変電所	2.5	3.7	11月	
	赤坂町地内①	6.4	10.9	12月	
	赤坂町地内②	8.0	14.5	6月	
	赤坂地区センター駐車場	3.9	8.5	7月	
	あおいこども園	1.7	5.4	3月	
	深池町地内	3.6	6.7	7月	
	墨俣町地域事務所	2.2	4.5	7月	
本巣市	上石津地域事務所	4.9	9.8	11月	本巣市
	山口地内	6.6	9.5	11月	
	向道地内	3.0	6.5	5月	
	南原地内	3.2	5.1	5月	
	居住地内	4.2	8.6	9月	
	下河原地内	2.0	4.5	5月	
	中河原地内	2.1	4.5	5月	
	大洞地内	1.9	3.5	5月	
可児市	石神地内1	4.7	14.5	9月	可児市
	石神地内2	9.9	16.9	8月	
	今渡南小学校	1.7	3.5	4月	
	土田小学校	1.8	3.0	4、2月	
	東明小学校	1.7	3.0	4、1月	
桜ヶ丘小学校	1.7	3.5	5月	可児市	
兼山保育園	1.6	3.3	4月		

20 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化<環境管理課> (単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐 阜	岐 阜 中 央	10.3	8.6	9.9	8.0	8.2	6.8
	岐 阜 南 部	12.0	11.9	1.7	10.5	9.9	8.8
	岐 阜 北 部	13.1	10.9	11.2	9.3	10.2	7.4
	各 務 原	9.0	7.6	7.6	6.2	5.6	4.6
	本 巢	11.4	10.2	10.4	9.2	8.3	7.6
	平 均	11.2	9.8	10.2	8.6	8.4	7.0
西濃・羽島	羽 島	11.6	9.9	9.6	5.4	7.3	5.5
	大 垣 中 央	12.0	10.7	10.2	8.6	8.2	6.9
	平 均	11.8	10.3	9.9	8.6	7.8	6.2
揖 斐	揖 斐	-	-	-	-	-	6.4
可 茂	美 濃 加 茂	10.4	9.4	8.5	7.3	6.7	5.4
中 濃	関	-	-	8.3	10.1	11.1	10.3
郡 上	郡 上	-	-	-	5.2	6.5	5.9
東濃西部	笠 原	10.7	9.6	8.9	7.2	6.7	4.8
恵那・中津川	恵 那	-	-	-	8.8	8.0	7.3
	中 津 川	10.8	11.4	11.4	10.0	8.4	7.4
	平 均	10.8	11.4	11.4	9.4	8.2	7.4
下 呂	下 呂	-	6.9	7.2	6.4	5.9	5.3
飛 騨	高 山	7.8	7.1	6.5	5.3	5.2	4.3
県 平 均 ※		10.8	9.5	9.3	8.2	7.7	6.5
可 児 自 排		10.1	8.8	8.6	7.3	6.7	4.9
土 岐 自 排		12.0	10.5	10.3	7.1	6.9	5.2

※長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

21 微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の98%値の経年変化<環境管理課> (単位: ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐 阜	岐 阜 中 央	24.4	22.9	26.8	23.3	23.2	15.1
	岐 阜 南 部	26.1	27.0	30.9	27.3	24.6	19.4
	岐 阜 北 部	26.9	24.0	30.5	22.8	25.3	18.0
	各 務 原	22.5	21.3	27.0	23.0	19.7	14.1
	本 巢	25.1	24.8	26.9	23.5	22.3	17.1
	平 均	25.0	24.0	28.4	24.0	23.0	16.7
西濃・羽島	羽 島	25.6	25.3	27.6	14.3	21.3	17.1
	大 垣 中 央	25.7	26.0	25.0	25.0	24.6	16.5
	平 均	25.7	25.7	26.3	25.0	23.0	16.8
揖 斐	揖 斐	-	-	-	-	-	15.8
可 茂	美 濃 加 茂	23.6	25.4	28.9	24.2	22.5	14.7
中 濃	関	-	-	19.3	24.0	27.0	20.0
郡 上	郡 上	-	-	-	11.2	21.8	14.8
東濃西部	笠 原	23.7	23.9	27.1	23.6	21.5	13.5
恵那・中津川	恵 那	-	-	-	23.3	24.1	16.2
	中 津 川	22.7	25.5	27.0	24.1	23.7	16.9
	平 均	22.7	25.5	27.0	23.7	23.9	16.6
下 呂	下 呂	-	18.3	20.1	19.2	20.0	13.3
飛 騨	高 山	20.0	19.7	0.7	16.8	21.8	12.4
県 平 均 ※		24.2	23.7	26.0	23.1	22.9	15.9
可 児 自 排		23.5	24.1	25.0	23.2	21.8	13.0
土 岐 自 排		23.6	24.7	28.9	25.7	23.8	14.0

※長期的評価の適用測定局の日平均値の98%値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

22 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果<環境管理課> (令和3年度)

測定局	測定日	質量濃度 μg/m <sup>3</sup>	各成分の割合 (%)											
			Cl <sup>-</sup>	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	Na <sup>+</sup>	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	K <sup>+</sup>	Mg <sup>2+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	OC	EC	金属	その他
本巢	R3.5.13~R3.5.27	6.7	0.3	3.5	23.6	0.7	9.1	0.9	1.1	1.6	35.2	3.1	1.8	18.9
	R3.7.22~R3.8.5	8.7	0.1	0.8	23.0	0.8	7.9	0.6	0.0	1.1	44.4	4.4	0.7	16.1
	R3.10.21~R3.11.4	6.8	0.6	3.9	19.4	1.2	7.6	1.3	0.0	2.2	42.7	5.2	1.0	14.8
	R4.1.19~R4.2.10	6.6	1.6	13.3	25.6	0.9	13.5	1.1	0.0	1.7	26.7	8.8	0.9	5.9
郡上	R3.5.13~R3.5.27	5.1	0.2	1.9	23.1	0.6	8.5	0.8	1.6	2.0	49.2	5.0	1.1	6.0
	R3.7.22~R3.8.5	7.9	0.1	0.8	21.0	0.5	7.3	0.5	0.0	1.0	51.7	5.4	0.5	11.2
	R3.10.21~R3.11.4	4.5	0.7	1.9	27.3	1.3	10.3	1.2	0.0	2.0	42.5	4.7	0.7	7.4
	R4.1.19~R4.2.6	4.8	2.2	6.6	31.3	1.2	13.3	1.1	0.0	2.0	31.3	4.3	0.8	5.8

注) 金属成分は、Na、K、Caを除いた無機元素成分の総和。その他は、質量濃度から各成分濃度を引いた残り。

23 大気環境測定車による環境調査結果<環境管理課>

一般環境調査結果

(令和3年度)

調査地点	調査期間	二酸化硫黄			浮遊粒子状物質			二酸化窒素			光化学オキシダント		一酸化炭素			微小粒子状物質 (PM2.5)		
		1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の98%値	年平均値	昼間の 1時間値 の最高値	昼間の 年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値 の98%値	年平均値
		(ppm)			(mg/m <sup>3</sup> )			(ppm)			(ppm)		(ppm)			(μg/m <sup>3</sup> )		
旧東江小学校 附属幼稚園 (海津市)	5/17~ 10/4	0.006	0.002	0.001	0.086	0.028	0.014	0.031	0.013	0.006	0.105	0.035	0.9	0.3	0.2	52	18.1	8.3
	10/18~ R4/1/10																	
	1/24~ 3/7																	

備考) 光化学オキシダントの「昼間」は、午前5時から午後8時までをいう。

24 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況<環境管理課>

(令和4年3月末)

区分 市郡別	大気汚染防止法に基づくもの								県公害防止条例に基づくもの			
	ばい煙発生施設		VOC排出施設		粉じん発生施設		水銀排出施設		ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岐阜市	185	396	2	5	13	71	8	12	0	0	29	54
大垣市	129	351	2	3	13	46	3	6	1	12	53	214
高山市	169	320	1	1	26	114	3	6	4	4	31	136
多治見市	105	200	0	0	25	123	1	2	0	0	60	164
関市	82	166	1	1	14	48	3	6	0	0	110	254
中津川市	64	152	3	11	15	29	3	4	2	2	54	249
美濃市	31	57	0	0	4	7	1	1	1	1	15	57
瑞浪市	40	77	1	2	5	17	1	2	1	1	29	106
羽島市	47	116	1	1	4	4	1	1	0	0	18	44
恵那市	79	143	1	3	7	16	4	5	1	1	29	107
美濃加茂市	39	144	3	14	4	4	1	1	1	22	22	67
土岐市	96	165	0	0	3	7	3	5	2	2	67	262
各務原市	95	241	2	11	19	55	1	3	0	0	47	163
可児市	59	170	3	5	2	16	2	4	1	6	28	263
山県市	21	35	1	3	2	2	1	2	0	0	52	84
瑞穂市	28	96	0	0	4	17	2	3	0	0	11	23
飛騨市	50	81	0	0	9	28	4	8	0	0	22	81
本巣市	38	90	0	0	7	37	1	2	0	0	19	74
郡上市	57	117	0	0	16	62	2	3	1	1	21	65
下呂市	72	115	0	0	11	37	4	6	3	3	20	67
海津市	42	83	0	0	8	49	0	0	1	1	19	49
(市計)	1,528	3,315	21	60	211	789	49	82	19	56	756	2,583
岐南町	16	21	0	0	0	0	0	0	0	0	14	50
笠松町	24	48	0	0	0	0	0	0	0	0	8	35
養老町	28	56	0	0	1	5	1	2	0	0	9	24
垂井町	29	59	1	2	1	1	1	2	0	0	6	30
関ヶ原町	6	13	1	2	0	0	0	0	0	0	6	30
神戸町	16	40	1	3	1	1	0	0	1	1	18	59
輪之内町	12	23	0	0	1	1	0	0	0	0	6	9
安八町	11	33	0	0	2	2	1	1	0	0	2	6
揖斐川町	30	75	0	0	14	50	0	0	1	1	24	92
大野町	23	42	0	0	8	24	4	6	0	0	24	48
池田町	14	51	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0
北方町	9	24	1	1	1	1	0	0	0	0	3	5
坂祝町	5	13	0	0	6	58	0	0	0	0	5	31
富加町	4	10	0	0	1	2	0	0	0	0	4	9
川辺町	10	28	0	0	2	2	0	0	0	0	8	23
七宗町	7	11	0	0	3	6	0	0	0	0	3	16
八百津町	12	22	0	0	1	1	0	0	0	0	3	5
白川町	12	16	0	0	0	0	1	1	1	1	3	9
東白川村	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
御嵩町	21	65	0	0	2	7	0	0	0	0	8	90
白川村	10	13	0	0	6	13	0	0	0	0	9	27
(町村計)	301	665	4	8	52	181	8	12	3	3	165	600
合計	1,829	3,980	25	68	263	970	57	94	22	59	921	3,183

## 25 河川底質の調査結果&lt;環境管理課&gt;

水域名	河川名	地点名	年度	強熱減量 (%)	平均粒径 (mm)	P C B (mg/kg)
長良川	伊自良川	竹 橋	R2	3.0	0.26	0.01未満
			R3	2.8	0.28	0.01未満
	境川	境 川 橋	R2	0.9	0.41	0.01未満
			R3	2.1	0.44	0.01未満
	荒田川	出 村	R2	7.9	0.15	0.20
			R3	7.9	0.16	0.08

## 26 地下水質の測定結果&lt;環境管理課&gt;

## 概況調査及び定期モニタリング調査

## (1) 調査方法

## ①メッシュ方式による全項目調査 (岐阜市以外)

県下を2kmメッシュで区分し、重要度1以上のメッシュについてメッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案のうえ、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和3年度は51メッシュを調査対象とした。

## ②岐阜市内の調査

岐阜市内を2.5km～5kmメッシュで区分し、メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘案のうえ、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和3年度は13メッシュを調査対象とした。

## ③国土交通省中部地方整備局による調査

3地点 (大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町) を調査対象とした。

## ④モニタリング調査

過去に汚染の確認された65井戸について調査を実施した。岐阜市内においては1井戸について調査を実施した。

## ⑤汚染井戸周辺地区調査 (過去判明分)

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施した。

## (2) 調査地域

## &lt;概況調査&gt;

岐阜市、大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、富加町、川辺町、白川町、白川村

## &lt;定期モニタリング調査&gt;

六価クロム：関市 (3地点)、可児市

砒 素：岐阜市、大垣市 (3地点)、高山市 (2地点)、下呂市 (4地点)、海津市 (2地点)、養老町

総水銀：多治見市 (3地点)

四塩化炭素：各務原市 (2地点)

トリクロロエチレン：多治見市 (2地点)、関市、各務原市

テトラクロロエチレン：多治見市 (2地点)、土岐市、各務原市、山県市 (3地点)

ベンゼン：美濃加茂市

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：中津川市、瑞浪市 (2地点)、恵那市、美濃加茂市 (2地点)、各務原市、可児市、七宗町、御嵩町

ふっ素：高山市 (6地点)、多治見市 (3地点)、瑞浪市 (4地点)、恵那市 (3地点)、土岐市 (3地点)、郡上市 (2地点)、御嵩町、白川村 (2地点)

ほう素：高山市、可児市、郡上市

※同一地点で複数項目の基準超過がある場合がある。

## &lt;汚染井戸周辺地区調査 (過去判明分) &gt;

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：七宗町 (12地点)

## (3) 調査時期

令和3年7月～令和3年11月

## (4) 調査項目 (①～③)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、クロロエチレン (28項目)

## (5) 調査結果

別表のとおり

○概況調査総括表

項目	環境基準	地点数	測定結果 (mg/L)
カドミウム	0.003 mg/L以下	67	全て0.0003未満
全ジアン	検出されないうこと	67	全て不検出
鉛	0.01 mg/L以下	67	0.005未満～0.005
六価クロム	0.05 mg/L以下	67	全て0.02未満
砒素	0.01 mg/L以下	67	0.005未満～0.033
総水銀	0.0005mg/L以下	67	全て0.0005未満
アルキル水銀	検出されないうこと	67	全て不検出
PCB	0.02 mg/L以下	67	全て0.002未満
ジクロロメタン	0.002 mg/L以下	67	全て0.0002未満
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	67	0.0002未満～0.0018
クロロエチレン	0.004 mg/L以下	67	全て0.0004未満
1,2-ジクロロエタン	0.1 mg/L以下	67	全て0.002未満
1,1-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	67	全て0.004未満
1,2-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	67	全て0.0005未満
1,1,1-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	67	全て0.0006未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.01 mg/L以下	67	全て0.001未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	67	0.0005未満～0.0008
テトラクロロエチレン	0.002 mg/L以下	67	全て0.0002未満
チウラム	0.003 mg/L以下	67	全て0.0006未満
シマジン	0.02 mg/L以下	67	全て0.003未満
チオベンシカルブ	0.01 mg/L以下	67	全て0.002未満
ベンゼン	0.01 mg/L以下	67	全て0.001未満
セレン	0.01 mg/L以下	67	全て0.002未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	67	0.012未満～9.9
ふっ素	0.8 mg/L以下	67	0.08未満～0.45
ほう素	1 mg/L以下	67	0.02未満～0.08
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	67	全て0.0005未満

○概況調査環境基準超過地点

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
砒素	0.01 mg/L以下	海津市海津町礼野 海津市海津町五町	0.023 0.033

○モニタリング調査結果

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
六価クロム	0.05 mg/L以下	関市富本町 関市仲町 関市旭ヶ丘 可見市土田	0.17 0.41 0.83 0.02未満
砒素	0.01 mg/L以下	岐阜市北野西 大垣市荒川町 大垣市十六町 大垣市横曽根	0.005未満 0.068 0.037 0.013
		高山市下切町 高山市西之一色町 *1 下呂市湯之島 下呂市幸田 3地点 海津市海津町草場 海津市海津町高須町 養老町根古地	0.016 0.099 0.024 0.006～0.021 0.012 0.028 0.051
総水銀	0.0005 mg/L以下	多治見市大御町 多治見市北丘町 多治見市笠原町平園	0.0073 0.0067 0.0005未満

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	各務原市蘇原新生町 各務原市蘇原外山町 多治見市笠原町平園 2地点 *2 関市倉知 各務原市鶴沼羽揚町 多治見市笠原町平園 2地点 *2 土岐市泉町大富 各務原市鶴沼各務原町 山県市佐賀 3地点 美濃加茂市川合町 中津川市駒場 瑞浪市日吉町 瑞浪市西小田町 恵那市明智町 美濃加茂市加茂野町 美濃加茂市太田町 各務原市鶴沼大伊木町 可見市中恵土 七宗町上麻生 御嵩町上恵土 高山市新宮町 高山市石浦町 *3 高山市西之一色町 2地点 *1 高山市森下町 高山市花里町 多治見市生田町 多治見市前畑町 多治見市虎溪山町 瑞浪市日吉町 瑞浪市大湫町 瑞浪市釜戸町 2地点 恵那市明智町 恵那市長島町久須見 恵那市山岡町馬場山田 土岐市歌知町 2地点 土岐市下石町 郡上市高鷲町大鷲 *4 郡上市白鳥町中西 御嵩町美佐野 白川村飯島 白川村萩町 高山市石浦町 *3 可見市中恵土 郡上市高鷲町大鷲 *4	0.0047 0.0030 全て0.001未満 0.001未満 0.001未満 全て0.0005未満 0.0082 0.014 0.0073～0.010 0.002 22 9.2 22 1.8 10 8.1 8.9 5.3 2.5 5.3 1.8 2.5 6.4～15 2.7 4.7 1.5 1.4 3.7 4.4 1.5 2.8～3.6 7.8 3.1 2.6 6.0～9.5 1.3 1.2 6.2 10 0.44 1.9 1.5 1.1 6.3
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
ベンゼン	0.01 mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
ふっ素	0.8mg/L以下		
ほう素	1 mg/L以下		

\*1 表中の高山市西之一色町は同一地点を含む。

\*2 表中の多治見市笠原町平園は同一地点である。

\*3 表中の高山市石浦町は同一地点である。

\*4 表中の郡上市高鷲町大鷲は同一地点である。

○汚染井戸周辺地区調査 (過去判明分) 総括表

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	七宗町上麻生地内 12地点	0.025～1.6

27 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況<環境管理課> (令和4年3月末現在)

1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定  
○ 河 川

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日
木曾川上流(落合ダムより上流)	AA	イ	昭45.9.1
木曾川中流(落合ダムから大山頭首工まで)	A	ロ	"
木曾川下流(大山頭首工より下流)	A	イ	平14.7.15
飛騨川上流(下呂市かじか橋より上流)	AA	イ	昭46.5.25
飛騨川下流(下呂市かじか橋より下流)	A	イ	"
川上合川(全線)	A	イ	昭50.9.12
落合川(全線)	A	イ	"
中津川上流(中川橋より上流)	A	イ	"
中津川下流(中川橋より下流)	C	イ	平20.6.13
村知川(全線)	A	イ	昭50.9.12
阿木川上流(恵那大橋より上流)	A	イ	"
阿木川下流(恵那大橋より下流)	C	イ	昭57.3.2
中野方川(全線)	A	イ	昭58.3.15
可児川上流(久々利川合流点より上流)	B	イ	昭50.9.12
可児川下流(久々利川合流点より下流)	C	イ	"
加茂川(全線)	B	ロ	昭50.9.12
新境川上流(東泉橋より上流)	B	イ	昭57.3.2
新境川下流(東泉橋より下流)	C	イ	平15.3.31
小坂川(全線)	AA	イ	昭58.3.15
小馬瀬川(全線)	AA	イ	昭50.9.12
白川(全線)	AA	イ	平12.3.31
黒川(全線)	AA	イ	平14.3.29
長良川上流(吉田川合流点より上流)	AA	イ	昭46.5.25
長良川中流(吉田川合流点から伊自良川合流点まで)	A	イ	"
長良川下流(伊自良川合流点より下流)	A	イ	平14.7.15
吉田川(全線)	AA	イ	昭56.4.7
坂取川(全線)	AA	イ	平11.4.1
津保川(全線)	A	イ	昭46.5.25
武儀川(全線)	A	イ	昭46.5.25
伊自良川上流(鳥羽川合流点より上流)	A	イ	昭61.3.28
伊自良川下流(鳥羽川合流点より下流)	C	イ	昭46.5.25
鳥羽川(全線)	B	イ	平11.4.1
糸貫川(乙井樋門より下流)	C	イ	平23.3.4
荒田川(全線)	B	イ	平10.3.10
境川上流(新荒田川合流点より上流)	C	イ	平21.2.27
桑原川(全線)	C	イ	昭56.4.7
揖斐川(1)(岡島橋より上流)	AA	イ	昭47.11.6
揖斐川(2)(岡島橋から牧田川合流点まで)	AA	イ	平14.7.15
揖斐川(3)(牧田川合流点から多度川合流点まで)	A	イ	"
根尾川(全線)	AA	イ	昭47.3.30
三水川(全線)	A	イ	昭57.3.2
船川(全線)	AA	イ	昭48.3.30
水門川(全線)	C	イ	平22.3.12
稻川(全線)	B	イ	昭48.3.30
杭瀬川(全線)	A	イ	"
牧田川上流(広瀬橋より上流)	AA	イ	平11.4.1
牧田川中流(広瀬橋から水門川合流点まで)	A	イ	"
牧田川下流(水門川合流点より下流)	C	イ	昭62.3.6
津屋川(全線)	B	イ	昭57.3.2
庄内川上流(小里川合流点より上流)	A	イ	昭46.5.25
庄内川中流(小里川合流点より下流)	B	イ	平13.3.31
小里川(全線)	B	イ	"
小肥田川(全線)	B	イ	昭50.9.12
妻木川(全線)	B	イ	平14.3.29
笠原川(全線)	A	イ	平10.3.10
矢作川最上流(矢作ダムより上流)	AA	イ	昭48.7.18
矢作川上流(矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ	昭45.9.1
上村川(全線)	AA	イ	昭48.7.18
明善川(全線)	A	イ	"
阿智川(全線)	A	イ	"
神通川(宮川)上流(常泉寺川合流点より上流)	AA	イ	昭47.3.31
神通川(宮川)下流(常泉寺川合流点より下流)	A	イ	"
高原川上流(飛騨市浅井田原堤より上流)	AA	イ	"
高原川下流(飛騨市浅井田原堤より下流)	AA	イ	平14.3.29
川上川(全線)	A	イ	昭51.4.20
小八賀川(全線)	AA	イ	平12.3.31
荒城川(全線)	A	イ	昭51.4.20
小島川(全線)	A	イ	"
庄川(県境より上流)	A	イ	昭52.2.1

○ 湖 沼

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日
揖斐川 嶺山ダム貯水池(奥いび湖)	A及びIII	イ	平15.3.27
揖斐川 徳山ダム貯水池(徳山湖)	A及びII	イ	合3.4.1
庄川 荒川ダム貯水池(桂湖)	A及びII	イ	平13.3.30

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成  
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
2 嶺山ダム貯水池及び境川ダム貯水池は、全室案については、当分の間適用しない。

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

○ 河 川

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日
木曾川(1)(中瀬大橋より上流)	生物A	イ	平21.11.30
木曾川(2)(中瀬大橋より下流)	生物B	イ	"
飛騨川上流(高根第一ダムより上流)	生物特A	イ	平28.3.15
飛騨川下流(高根第一ダムより下流)	生物A	イ	"
川上川(全線)	生物A	イ	平27.3.27
落合川(全線)	生物A	イ	"
中津川(全線)	生物A	イ	"
村知川(全線)	生物A	イ	"
阿木川(全線)	生物A	イ	"
中野方川(全線)	生物A	イ	"
可児川(全線)	生物B	イ	平26.3.14
加茂川(全線)	生物B	イ	"
新境川(全線)	生物B	イ	"
小坂川(全線)	生物特A	イ	平28.3.15
馬瀬川上流(岩屋ダムより上流)	生物特A	イ	"
馬瀬川下流(岩屋ダムより下流)	生物A	イ	"
白川(全線)	生物特A	イ	"
黒川(全線)	生物特A	イ	"
長良川(1)(經川橋より上流)	生物A	イ	平21.11.30
長良川(2)(經川橋より下流)	生物B	イ	"
吉田川(全線)	生物特A	イ	平25.3.19
坂取川(全線)	生物A	イ	"
津保川(全線)	生物A	イ	"
武儀川(全線)	生物A	イ	"
伊自良川(全線)	生物B	イ	平26.3.14
鳥羽川(全線)	生物B	イ	"
糸貫川(乙井樋門より下流)	生物B	イ	"
荒田川(全線)	生物B	イ	"
境川(全線)	生物B	イ	"
桑原川(全線)	生物B	イ	"
揖斐川上流(岡島橋より上流)	生物A	イ	平21.11.30
揖斐川下流(岡島橋より下流)	生物B	イ	"
根尾川(全線)	生物A	イ	平29.3.24
三水川上流(山口頭首工より上流)	生物A	イ	"
三水川下流(山口頭首工より下流)	生物B	イ	"
三水川(全線)	生物B	イ	"
牧田川上流(広瀬橋より上流)	生物A	イ	"
牧田川下流(広瀬橋より下流)	生物B	イ	"
杭瀬川(全線)	生物B	イ	"
稻川(全線)	生物B	イ	"
水門川(全線)	生物B	イ	"
津屋川(全線)	生物B	イ	"
庄内川(上流)(鳥羽川より上流)	生物B	イ	平27.3.27
庄内川(全線)	生物B	イ	"
小肥田川(全線)	生物B	イ	"
妻木川(全線)	生物B	イ	"
笠原川(全線)	生物B	イ	"
矢作川(矢作ダムより上流)	生物A	イ	平27.3.27
矢作川(矢作ダムより下流)	生物B	イ	"
上村川(全線)	生物A	イ	"
明善川(全線)	生物A	イ	"
阿智川(全線)	生物A	イ	"
神通川(宮川)上流(常泉寺川より上流)	生物A	イ	平28.3.15
神通川(宮川)下流(常泉寺川より下流)	生物A	イ	"
高原川上流(浅井田原堤より上流)	生物特A	イ	"
高原川下流(浅井田原堤より下流)	生物A	イ	"
川上川(全線)	生物特A	イ	"
小八賀川(全線)	生物特A	イ	"
荒城川(全線)	生物特A	イ	"
小島川(全線)	生物特A	イ	"
庄川上流(牧野橋より上流)	生物特A	イ	"
庄川下流(牧野橋から県境まで)	生物A	イ	"

○ 湖 沼

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日
揖斐川 嶺山ダム (奥いび湖)	湖沼生物A	イ	平21.11.30

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成

28 水質関係の水域別・業種別の特定事業場数<環境管理課> (令和4年3月末現在)

水域名	事業場数	水 質 汚 濁 防 止 法																	県 公 害 防 止 条 例										
		畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計
木曾川	258	210	6	8	7	4	47	9	35	25	51	12	556	115	267	21	311	25	178	2,145	5	10	5	393	469	20	3	905	
	構成比(%)	12.0	9.8	0.3	0.4	0.3	0.2	2.2	0.4	1.6	1.2	2.4	0.6	25.9	5.4	12.4	1.0	14.5	1.2	8.3	100.0	0.6	1.1	0.6	43.4	51.8	2.2	0.3	100.0
長良川	249	227	30	25	39	17	97	8	15	39	90	34	366	270	472	52	298	26	230	2,584	15			442	590	26	4	1,077	
	構成比(%)	9.6	8.8	1.2	1.0	1.5	0.7	3.8	0.3	0.6	1.5	3.5	1.3	14.2	10.4	18.3	2.0	11.5	1.0	8.9	100.0	1.4			41.0	54.8	2.4	0.4	100.0
揖斐川	83	191	15	4	17	21	56		23	12	48	10	151	124	203	11	248	19	118	1,354	8		1	143	268	14	73	507	
	構成比(%)	6.1	14.1	1.1	0.3	1.3	1.6	4.1		1.7	0.9	3.5	0.7	11.2	9.2	15.0	0.8	18.3	1.4	8.7	100.0	1.6		0.2	28.2	52.9	2.8	14.4	100.0
土岐川	33	116		2	15	3	17	178	3	1	5	3	72	48	133	16	53	6	54	758	5	68	6	50	251	1		381	
	構成比(%)	4.4	15.3		0.3	2.0	0.4	2.2	23.5	0.4	0.1	0.7	0.4	9.5	6.3	17.5	2.1	7.0	0.8	7.1	100.0	1.3	17.8	1.6	13.1	65.9	0.3		100.0
矢作川	15	12						1	5	1			17	6	4		10	2	3	76	3	2		10	12	1	3	31	
	構成比(%)	19.7	15.8					1.3	6.6	1.3			22.4	7.9	5.3		13.2	2.6	3.9	100.0	9.7	6.5		32.3	38.7	3.2	9.7	100.0	
神通川	166	94	1		5	3	30		16	2	2		465	43	74	12	25	12	54	1,004	7			202	163	1		373	
	構成比(%)	16.5	9.4	0.1		0.5	0.3	3.0		1.6	0.2	0.2	46.3	4.3	7.4	1.2	2.5	1.2	5.4	100.0	1.9			54.2	43.7	0.3		100.0	
庄川	8	10						8		5			123	2	1		1	4	5	167				12	2			14	
	構成比(%)	4.8	6.0					4.8		3.0			73.7	1.2	0.6		0.6	2.4	3.0	100.0				85.7	14.3			100.0	
九頭竜川													7						2	10									
	構成比(%)												70.0						20.0	100.0									
合計	812	860	52	39	83	48	256	200	98	79	196	59	1,757	608	1,154	112	947	94	644	8,098	43	80	12	1,252	1,755	63	83	3,288	
	構成比(%)	10.0	10.6	0.6	0.5	1.0	0.6	3.2	2.5	1.2	1.0	2.4	0.7	21.7	7.5	14.3	1.4	11.7	1.2	8.0	100.0	1.3	2.4	0.4	38.1	53.4	1.9	2.5	100.0

29 水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数<環境管理課> (令和4年3月末現在)

水域名		水 質 汚 濁 防 止 法																県 公 害 防 止 条 例											
		畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計
木曾川	事業場数	1	7	2	6		3	2	3	6	9	19	8	18	11		7	80	25	27	234		5	5			6	16	
	構成比(%)	0.4	3.0	0.9	2.6		1.3	0.9	1.3	2.6	3.8	8.1	3.4	7.7	4.7		3.0	34.2	10.7	11.5	100.0		31.3	31.3			37.5	100.0	
長良川	事業場数	5	29	17	18	2	8	14	2	3	9	34	29	30	13	1	29	129	26	61	459		2				5	7	
	構成比(%)	0.4	3.1	0.8	2.3		1.1	0.8	1.1	14.1	3.4	3.8	1.9	7.3	0.8		1.1	24.8	9.5	23.7	100.0		28.6				71.4	100.0	
揖斐川	事業場数		15	10	3	1	18				4	20	9	5	2			93	19	17	216		2	1			2	28	33
	構成比(%)		6.9	4.6	1.4	0.5	8.3					1.9	9.3	4.2	2.3	0.9			43.1	8.8	7.9	100.0		6.1	3.0			6.1	84.8
土岐川	事業場数					4	2	1	14		1	2	3		2	1	5	18	6	5	64		14	6		1		21	
	構成比(%)					6.3	3.1	1.6	21.9		1.6	3.1	4.7		3.1	1.6	7.8	28.1	9.4	7.8	100.0		66.7	28.6		4.8		100.0	
矢作川	事業場数								2	1				2	1			4	2		12		2					2	
	構成比(%)								16.7	8.3				16.7	8.3			33.3	16.7		100.0								
神通川	事業場数	2	2				3	6		1	1	1				1	1	23	12	9	121								
	構成比(%)	1.7	1.7				2.5	5.0		0.8	0.8	0.8				45.5	3.3	0.8	0.8	19.0	9.9	7.4	100.0						
庄川	事業場数						5			3				4					4	1	17								
	構成比(%)						29.4			17.6				23.5						4	5.9	100.0							
九頭竜川	事業場数													1				1		2	4								
	構成比(%)													25.0				25.0			50.0	100.0							
合計	事業場数	8	53	29	27	7	34	28	21	14	24	76	49	115	33	3	42	348	94	122	1,127	4	21	12		1	13	28	79
	構成比(%)	0.7	4.7	2.6	2.4	0.6	3.0	2.5	1.9	1.2	2.1	6.7	4.3	10.2	2.9	0.3	3.7	30.9	8.3	10.8	100.0	5.1	26.6	15.2		1.3	16.5	35.4	100.0

30 水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数<環境管理課> (令和4年3月末現在)

	合計	水 質 汚 濁 防 止 法																県 公 害 防 止 条 例												
		畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計	
201	岐阜市	926	18	58	10	2	26	4	7	3	3	12	7	72	111	177	29	98	4	78	629	5			12	271	9		297	
202	大垣市	761	16	75	7	1	10	10	7	2	3	22	7	68	70	136	9	54	4	59	559	5			39	120	5	33	202	
203	高山市	1,302	137	92	1		4	1	20					512	36	65	12	31	11	48	980	7			193	121	1		322	
204	多治見市	449	1	35			1	7	12	37	3	1	1	26	22	60	8	20	3	30	267	2	51		4	122		3	182	
205	関市	495	29	30	1	4	2	1	12		2	14	33	12	29	24	57	5	39	7	30	330	3		103	59			165	
206	中津川市	745	76	64		3	3	1	14		14	5	9	6	134	23	61	4	41	9	29	496	2		1	123	112	11	249	
207	美濃市	162	11	6	1	16			5		1	2	4	20	10	11	1	18	3	6	115	5			21	20		1	47	
208	瑞浪市	301	24	17			6		6	76		2	2	28	12	33	3	12	1	20	241	2	2		20	35		1	60	
209	羽島市	327	26	22	4		1	2	5		1	1		20	25	34	2	24	1	19	187				72	66	2		140	
210	恵那市	531	54	96	2	2	1	6	17	2		10	4	67	18	39	4	35	6	21	384	3	4	6	59	71	4		147	
211	美濃加茂市	307	17	18			2	4		2	4	10	1	30	16	38	3	36	1	28	209				30	66	2		98	
212	土岐市	324	4	20		1	2	3	3	60		3	3	1	27	11	43	5	17	1	8	212	1	15	2	10	84		112	
213	各務原市	448	19	24	6		3	1	4	4	4	13	14	1	36	63	73	4	72	1	45	359			14	71	4		89	
214	可児市	299	13	13		1			12	3		6	9	2	18	14	47	5	66	1	24	234		3	1	13	46	1	1	65
215	山泉市	192	13	12	1		1		3			4	8	7	9	12	1	18	1	6	95				71	21	5		97	
216	瑞穂市	175	2	6	1	3	1	1	10		1	1	4	2	14	21	1	37	1	19	130	2			15	26		2	45	
217	飛騨市	364	61	19			1	2	15		7	3	2	107	12	19	4	13	4	13	281				29	44			83	
218	本巣市	230	21	11	1		3	2	15		4	3	1	15	9	20	2	49	2	8	165				39	33	3		65	
219	郡上市	530	76	36			2	1	23		5	1	8	170	13	19	1	50	7	19	431				72	27			99	
220	下呂市	493	51	22			1	1	2		9	3		172	14	29	2	31	8	19	362	1			69	58	2	1	131	
221	海津市	243	32	40	1	1		9		5	2	5		8	7	17		21	5	10	163				39	38	2	1	80	
302	岐南町	91	1	3	1		1		2					7	13	28	1	6		12	75					14	2		16	
303	笠松町	79	2	7	7		1	1	1					9	8	4	1	5		10	57	1			1	18	2		22	
341	養老町	206	10	37	1		1		6		1	7	1	15	6	11	1	28	1	14	140				40	16	2	8	66	
361	垂井町	102	4	5	2	2	3				2	3	1	8	6	13		25	1	5	81				2	15	1	3	21	
362	関ヶ原町	47	2	3	1						1	2	1	9				10	1		33				1	11	2		14	
381	神戸町	69	2	8	2			2	6		3	2		3	3	4		10	1	5	50	2			2	8	1	6	19	
382	輪之内町	40	3	3	1		1	2			1	2		5	3			7	1	1	29				5	6			11	
383	安八町	68	3	2			4	2			4			9	8	8		11	1	8	60				3	2	2	1	8	
401	揖斐川町	144	6	9				11		5	2			24	5	9		45	2	6	123				3	14			4	21
403	大野町	99	4	2			1	7		4		3		5	8	8	1	20		7	70	1		1	2	19	1	5	29	
404	池田町	85	3	6			2	4	2		1	2		1	7	9		22	1	5	63				1	11			10	22
421	北方町	80	4	10	1		2	1	2		1			2	13	11		7	1	9	64				4	12			16	
501	坂祝町	47	4	1						1	2			5	2	3		8		2	28				16	2	1		19	
502	富加町	125	35	6			1	6			2	3		3	4			8	1	4	72				47	5		1	53	
503	川辺町	53	3	5		1		1		4	2			1	2	5		1	8	33	1	1			9	9			20	
504	七宗町	36	4	2						1	1			5	2	3		6		2	26					10			10	
505	八百津町	87	5	13																										



## (2) 窒素に係る排水基準の対象湖沼

湖 沼 名	市 町 村	流域面積 (km <sup>2</sup> )	湖面積 (km <sup>2</sup> )
打上ダム貯水池 (水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池 (秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池 (朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池 (高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
御母衣ダム貯水池 (御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
東野防災ため池 (保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
恵那中部ため池 (小沢ため池)	恵那市	7	0.1
山田防災ダム貯水池 (山田湖)	飛騨市	14	0.1
阿多岐ダム貯水池 (阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池 (東仙峽金山湖)	下呂市	1,035	4.3
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2

## 34 水生生物調査 (カワゲラウオッチング) の概要&lt;脱炭素社会推進課&gt;

## (1) 調査参加人数等の推移

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団 体 数	99	87	95	-	-
参 加 人 数 (延べ参加人数)	4,821 (5,362)	4,328 (4,535)	4,902 (5,524)	- (-)	- (-)
河 川 数	73	63	70	-	-
地 点 数 (延べ地点数)	99 (118)	100 (106)	101 (110)	- (-)	- (-)

\*令和2年度及び令和3年度は集計なし。

## (2) 水質階級別の地点数等

水 質 階 級	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	岐阜県		岐阜県		岐阜県	
	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)	地点数	割合 (%)
I	57	51.8	-	-	-	-
II	46	41.8	-	-	-	-
III	2	1.8	-	-	-	-
IV	5	4.5	-	-	-	-
不明 (指標生物見つからず)	0	0	-	-	-	-
計	110	100.0	-	-	-	-

I : きれいな水

II : ややきれいな水

III : きたない水

IV : 大変きたない水

\*調査方法: 「川の生きものを調べよう - 水生生物による水質判定 -」 環境省・国土交通省 編

\*四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

\*令和2年度及び令和3年度は集計なし。

## 35 地盤沈下の状況&lt;環境管理課&gt;

(1) 地盤沈下域面積の経年変化 (km<sup>2</sup>: 岐阜県) (基準日: 11月1日)

年間沈下量	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年
1 cm以上 2 cm未満	-	約 12	約 4	約 15	約 6	約 0	約 1	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 148	約 1.4	0	0	約 0	約 0	約 0	約 0
4 cm以上	約 0.9	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年
1 cm以上 2 cm未満	0	約 25	約 6	約 0	0	約 9	約 0	約 19
2 cm以上 4 cm未満	0	約 0	約 0	約 0	0	約 0	0	約 0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1 cm以上 2 cm未満	約 0	約 7	約 27	0	約 254	約 0	約 0	約 0
2 cm以上 4 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 24	約 0	約 0	0
4 cm以上	0	0	0	0	約 0	0	0	0

年間沈下量	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
1 cm以上2 cm未満	約 53	約 21	0	約 8	約 38	0	約 0	約 0
2 cm以上4 cm未満	約 3	約 0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1 cm以上2 cm未満	約 12	約 0	約 0	約 0	0	約 0	約 0	0
2 cm以上4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年
1 cm以上2 cm未満	約 0	0	約 0	0	約 0	約 0	約 0	0
2 cm以上4 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4 cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 累積沈下量の大きい水準点（観測開始～令和3年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	帆引	77.52	海津市海津町帆引新田
2	桑原(基)	49.50	羽島市桑原町小藪
3	桑原	45.83	羽島市中小藪
4	秋江	42.54	海津市海津町秋江
5	金廻	41.18	海津市海津町金廻

## (3) 過去5年間の累積沈下量の大きい水準点（平成28年11月～令和3年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	上流 IL-1	4.04	安八郡輪之内町松内
2	上流 IR-1	3.50	養老郡養老町大巻
3	上流 IL-5	3.00	安八郡輪之内町福束新田
4	上流 IR-8	2.73	大垣市新開町
5	上流 IL-2	2.64	安八郡輪之内町

## (4) 年間沈下量の大きい水準点（令和2年11月～令和3年11月：岐阜県）

順位	水準点名	年間沈下量(cm)	所在地
1	上流 IL-1	0.99	安八郡輪之内町松内
2	下流 IL-24	0.80	海津市海津町福岡
3	G 5 3	0.75	養老郡養老町江月
3	G 5 6	0.75	養老郡養老町下笠中村
4	G 5 4	0.74	養老郡養老町栗笠村内
4	4 6 9 4	0.74	養老郡養老町栗笠字村内
4	上流 IR-1	0.74	養老郡養老町大巻

## 36 一般環境騒音の測定結果&lt;環境管理課&gt;

(令和3年度)

	一般地域の区分			
	類型A	類型B	類型C	計
測定地点数	28	71	42	141
基準値内	26	70	42	138
超過	2	1	0	3
達成率	92.9%	98.6%	100%	97.9%

備考) 1 昼間(午前6時～午後10時)の一般環境における環境基準の達成状況である。

2 類型A: 専ら住居の用に供される地域

類型B: 主として住居の用に供される地域

類型C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

## 37 航空機騒音の測定結果&lt;環境管理課&gt;

(令和3年度)

測定地点	類型	騒音値 (Lden)		年間値	
		春季	秋季		
岐阜市前一色1丁目2番地の1	I	春季	54	55	
		秋季	55		
各務原市那加東亜町1-1	I	春季	-	60	※
		秋季	60		
岐阜市水海道1丁目16-13	II	春季	52	55	
		秋季	57		
岐阜市高田5丁目	II	春季	58	59	
		秋季	60		
岐阜市岩地4丁目1番地	II	春季	54	56	
		秋季	57		
各務原市那加桜町1-69	II	通年測定		65	※
各務原市三井東町4-32	II	春季	62	62	
		秋季	61		
各務原市鵜沼朝日町2-384-1	II	春季	56	56	
		秋季	-		
羽島郡岐南町徳田8-97	II	春季	38	40	
		秋季	41		
羽島郡笠松町中野229	II	春季	41	42	
		秋季	43		

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 Ldenとは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

3 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 57以下

II …… 62以下

## 38 新幹線鉄道騒音の測定結果&lt;環境管理課&gt;

測定地点	類型	音圧レベル (デシベル)	
		25m (軌道までの距離)	
羽島市下中町加賀野井	I	72	※
羽島市上中町長間字村前556番地1	I	69	
羽島市舟橋町5丁目37番地	II	72	
羽島市舟橋町4	II	75	
安八郡安八町氷取金沼 (個人宅)	I	71	※
安八郡安八町氷取金沼 (商店)	I	70	
安八郡安八町大明神宇大道南	I	72	※
安八郡安八町大明神野方	I	73	※
大垣市平町川向	I	72	※
大垣市新田町2	II	70	
大垣市青柳町1	II	72	
大垣市十六町	I	73	※
不破郡垂井町表佐2250-3	I	67	
不破郡垂井町宮代	I	70	
不破郡垂井町宮代北野	I	70	
不破郡垂井町552	I	68	
不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3462	I	70	
不破郡関ヶ原町公門5	I	71	※
不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-182	I	71	※
不破郡関ヶ原町藤下	I	70	

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I ……専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 70以下

II …… 75以下

39 騒音関係の特定施設別の届出数<環境管理課>

(1) 工場数

(令和4年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
金属加工機械		226	273	334	137	34	1,004
空気圧縮機及び送風機		674	511	533	640	191	2,549
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		59	62	68	234	48	471
織機		1,358	331	28	3	9	1,729
建設用資材製造機械		38	39	46	34	25	182
木工用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		4	7	7	14	1	34
木材加工機械		256	170	156	218	257	1,057
抄紙機		6	7	25	7	2	47
印刷機械		105	90	50	65	26	336
合成樹脂用射出成形機		83	71	65	46	3	268
鋳造型機		33	5	5	9	0	48
小 計		2,842	1,566	1,328	1,386	603	7,725
金属加工機械		15	34	52	23	5	129
空気圧縮機及び送風機		81	110	114	29	47	381
窯業焼成炉用バーナー		2	5	19	232	0	258
織機		441	40	37	3	1	522
紙工機械		7	2	7	10	3	29
合成樹脂用粉砕機		42	39	71	25	2	179
高速切断機		22	56	29	37	8	152
走行クレーン		469	317	285	185	21	1,277
クレーングタロー		240	106	163	175	99	783
冷凍機		561	130	155	179	34	1,059
タイヤ成型用プレス		0	3	8	151	0	162
小 計		1,880	842	940	1,049	220	4,931
合 計		4,722	2,408	2,268	2,435	823	12,656

(2) 施設数

(令和4年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
金属加工機械		1,541	3,011	3,137	1,617	105	9,411
空気圧縮機及び送風機		5,178	4,062	4,116	4,704	1,077	19,137
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		250	366	258	2,081	157	3,112
織機		5,161	2,741	129	57	33	8,121
建設用資材製造機械		60	101	85	48	37	331
木工用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		41	8	89	1	10	149
木材加工機械		442	402	557	692	811	2,904
抄紙機		9	19	240	18	3	289
印刷機械		394	436	239	199	100	1,368
合成樹脂用射出成形機		618	598	880	526	8	2,630
鋳造型機		82	40	80	3	0	205
小 計		13,776	11,784	9,810	9,946	2,341	47,657
金属加工機械		115	271	587	176	10	1,159
空気圧縮機及び送風機		395	855	663	176	173	2,262
窯業焼成炉用バーナー		11	102	186	806	0	984
織機		1,122	186	153	58	6	1,525
紙工機械		7	3	20	18	4	52
合成樹脂用粉砕機		126	286	229	102	2	745
高速切断機		68	134	167	150	8	527
走行クレーン		2,090	1,895	2,671	1,317	34	8,007
クレーングタロー		828	594	669	616	235	2,942
冷凍機		3,843	1,382	1,552	1,476	243	8,496
タイヤ成型用プレス		0	11	89	800	0	900
小 計		8,605	5,719	6,865	5,695	715	27,599
合 計		22,381	17,503	16,675	15,641	3,056	75,256

40 振動関係の特定施設別の届出数<環境管理課>

(1) 工場数

(令和4年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
金属加工機械		209	323	287	133	35	987
圧縮機		400	349	423	424	93	1,689
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		60	74	75	234	35	478
織機		1,521	472	50	2	9	2,054
コンクリートブロック及びコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		7	6	14	14	4	45
木材加工機械		36	37	83	24	42	222
印刷機械		56	44	15	30	9	154
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		2	3	20	4	0	29
合成樹脂用射出成形機		102	68	70	35	1	276
鋳造型機		10	3	11	2	0	26
合 計		2,403	1,379	1,048	902	228	5,960

(2) 施設数

(令和4年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域	西濃地域	中濃地域	東濃地域	飛騨地域	合 計
金属加工機械		1,565	3,745	3,322	1,781	121	10,534
圧縮機		2,009	1,904	2,496	2,073	492	8,974
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		233	335	254	1,563	111	2,496
織機		5,974	5,580	186	29	28	11,797
コンクリートブロック及びコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		27	12	33	42	11	125
木材加工機械		47	40	227	32	64	410
印刷機械		209	250	114	93	12	678
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		9	33	115	7	0	164
合成樹脂用射出成形機		687	746	860	529	2	2,824
鋳造型機		27	24	51	6	0	108
合 計		10,787	12,669	7,658	6,155	841	38,110

41 ダイオキシン類常時監視結果<環境管理課>

(1) 大気

番号	市町村名	調査地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	大垣市	大垣消防組合中分駐所 (旧大垣市役所東庁舎)	0.050	0.012	0.0067
2	高山市	高山市役所隣花岡駐車場	0.012	0.0053	0.0048
3	多治見市	東濃西部総合庁舎	0.018	0.0068	0.0059
平均			0.013	0.0080	0.0058

(2) 河川水

番号	水域名	河川名	調査地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	木曽川水域	木曽川	落合ダム		0.065			
2		中津川	中川橋		0.070			
3			本川合流前			0.067		
4		阿木川	本川合流前	0.080				
5		可児川	鳥屋場橋	0.36				
6	木曽川水域	加茂川	本川合流前		0.31			
7		白川	飛騨川合流前		0.073			
8		津保川	桜橋	0.11				
9		桑原川	本川合流前	0.72	0.35	0.36		
				1.4	0.23	0.67		
				0.26	0.44	0.62		
				0.83	0.17	0.56		
				平均0.30	平均0.30	平均0.55		
10	揖斐川水域	三水川	三水川橋	0.94	0.81	2.5		
1.2				0.24	1.3			
1.1				0.52	0.31			
				平均0.94	平均0.45	平均1.2		
11	庄内川水域	土岐川	瑞浪大橋	0.50	0.24	0.80		
				0.24				
				0.66				
				0.10				
12	神通川水域	宮川	宮城橋	0.067				
13				高原川	新猪谷	0.063		
14				上村川	せきれい橋	0.063		
				0.30	0.26	0.61		
平均								

(3) 底質

番号	水域名	河川名	調査地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1	木曽川水域	中津川	中川橋		0.079		
2			本線合流前			0.079	
3	長良川水域	白川	鳥屋場橋	4.8			
4			飛騨川合流前		0.11		
5			桜橋	0.57			
6	庄内川水域	桑原川	本川合流前	6.0	3.3	4.0	
7			三水川	三水川橋		22	
8	神通川水域	津屋川	福岡大橋	4.9	4.2	5.4	
9			土岐川	瑞浪大橋	0.36		
10			小里川	はら子橋		0.32	
11	神通川水域	宮川	宮城橋	0.11			
平均				2.8	5.0	3.2	

(4) 地下水

地域	実施年度	市町村名	調査地点	調査結果
岐阜地域	令和2年度	瑞穂市	瑞穂市立南小学校	0.063
	令和元年度	垂井町	個人宅	0.085
	令和2年度	揖斐川町	揖斐川中学校	0.065
西濃地域	令和3年度	揖斐川町	いびがわクリーンセンター	0.068
	令和元年度	八百津町	事業場	0.078
	令和3年度	郡上市	古谷伝授の里フィールドミュージアム	0.063
東濃地域	令和3年度	可児市	個人宅	0.072
	令和元年度	瑞浪市	個人宅	0.17
	令和2年度	高山市	高山市役所	0.069

(5) 発生源周辺土壌

実施年度	発生源	市町村名	調査地点	調査結果
令和元年度	可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパーク エコサイクルプラザ	可児市	事業場	2.8
		可児市	せせらぎ広場	1.5
		可児市	事業場	4.0
令和2年度	中津川市衛生センター	中津川市	県立中津商業高等学校	4.0
		中津川市	中津川市立北野体育園	0.54
		中津川市	中津川市立子ども科学館	4.8
令和3年度	北吉城クリーンセンター	飛騨市	割石温泉	0.55
		飛騨市	割石区集会所	0.58
		飛騨市	水無神社	4.0

(令和4年3月末現在)

42 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧<廃棄物対策課>

認定番号	品名	製造者	製造資源
8	古紙L1000セルト(リ)パルペー	河村製紙(株)	古紙
9	各種付いたパルペー	中村製紙(株)	古紙
12	廃プラスチック再生品	リノ工業(株)	廃プラスチック類
32	間伐材・小径材を使用した製品	岐阜県森林組合連合会	間伐材
38	再生土木資材	昭和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃、ささゆ)
39	再生土木資材	昭和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃、ささゆ)
50	緑化廃棄物	パナソニック環境ソリューションズ(株)	バイオ・家畜糞尿(牛、馬)
55	緑化廃棄物	エコ・グリーン海産品(株)	前定枝、刈草、伐採木、木生葉抽出残渣
67	廃プラスチック再生品	パネキングトップ(株)タイポ	廃プラスチック(PE・P・P・PVC)
69	廃プラスチック再生品	パネキングトップ(株)タイポ	廃プラスチック(PE・P・P・PVC)
108	廃プラスチック再生品	エコトピア(株)	使用済み発泡スチロール製食品トレー
112	間伐材・小径材を使用した製品	穂積・香坂(株)小浜香坂	間伐材
117	再生土木資材	リサイクル積み上げプロダクト(株)中島工務店	間伐材
122	再生土木資材	リサイクル積み上げプロダクト(株)中島工務店	間伐材
123	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	陶磁器くず
124	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	陶磁器くず
125	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
126	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
134	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
135	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
136	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
141	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
144	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
174	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
175	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
176	再生土木資材	東濃コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
196	廃プラスチック再生品	メテアルボックスM-50、M-20	廃プラスチック
198	間伐材・小径材を使用した製品	ヒビロス	間伐材
199	間伐材・小径材を使用した製品	井神木材(株)	間伐材
205	再生土木資材	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
206	再生土木資材	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
226	再生土木資材	松岡コンクリート工業(株)	陶磁器くず
244	再生陶磁器製品	Re-高強度磁器OGISO	高強度磁器食器
248	再生土木資材	かびらつこ	陶磁器くず(廃瓦)
251	古紙L1000セルト(リ)パルペー	各種付いたパルペー	古紙
257	再生土木資材	リサイクルバンド CW-5	陶磁器くず
259	汚泥活用土壌改良材	リサイクルバンド CR-5	土木遺留泥
268	再生土木資材	リサイクルバンド5-0	陶磁器くず(廃瓦)
269	再生土木資材	再生砂利3-5	陶磁器くず(廃タイル)
278	緑化廃棄物	土をつくる業	バイオ・牛糞、生糞残渣、もみ殻堆肥
282	再生土木資材	レンホース	溶融スラグ(三の倉)
283	再生土木資材	スリット蓋 多治見	溶融スラグ(三の倉)
284	再生土木資材	CD-E間隙 多治見	溶融スラグ(三の倉)
285	再生土木資材	CD-E間隙 多治見	溶融スラグ(三の倉)
288	再生土木資材	CD-E間隙 多治見	溶融スラグ(三の倉)
289	再生土木資材	CD-E間隙 多治見	溶融スラグ(三の倉)
294	再生土木資材	フレキスタガード	溶融スラグ(三の倉)
295	再生土木資材	フレキスタガード	溶融スラグ(三の倉)
296	再生土木資材	フレキスタガード	溶融スラグ(三の倉)

372	再生土木資材	上ぶた式U形側溝	多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(多治見)
373	再生土木資材	脱臭ブロック	多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(多治見)
374	再生土木資材	U形側溝	多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(多治見)
375	再生土木資材	アイコーボード	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
376	再生土木資材	アイコーパネル	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
377	再生土木資材	ハイビートパネル	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
378	再生土木資材	イーグルホックス	(標準、板石)	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
379	再生土木資材	グリンドア	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
380	再生土木資材	リリ可変側溝	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
381	再生土木資材	田形側溝	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
382	再生土木資材	蓋き蓋切形側溝	(本体、また)	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
383	再生土木資材	上ぶた式U形側溝	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
384	再生土木資材	塊形ブロック	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
385	再生土木資材	U形側溝	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
386	再生土木資材	深型側溝	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
387	再生土木資材	リサイクル間知ブロック	(S)	洲豊川工業(株)	溶融スラグ(西濃)
388	再生土木資材	リサイクル間知ブロック	(T)	洲豊川工業(株)	溶融スラグ(多治見)
389	再生土木資材	サーモカガア	吹付けた	(株)佐藤敏辺	焼瓦
390	間伐材・小径材を使用した木製品	格台形集成材	ロッカー、主足箱	日本住宅パナネ工業協同組合	名古風支所 間伐材、小径木
391	再生土木資材	落ちふた式U形側溝・蓋・スタッド20	(リン	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
392	再生土木資材	上ぶた式U形側溝	1種	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
393	再生土木資材	陸奥県東磐梯市	村歩車道	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
394	再生土木資材	SD新断側溝	・SD側溝	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
395	再生土木資材	エコリッド	(フンス	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
396	再生土木資材	リソック	多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
397	緑化産産材	エコクレイ	芝の床土	(一社)瓦チヤップ研究会、東和スポーツ施設	(株)焼瓦
401	間伐材・小径材を使用した木製品	木製フラワースタンド	(1型A)	有限会社レールクラワー	間伐材
402	間伐材・小径材を使用した木製品	標識・看板		有限会社レールクラワー	間伐材
404	再生土木資材	田形側溝II	多治見	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(三の倉)
405	再生土木資材	田形側溝III	西濃	松岡コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
406	間伐材・小径材を使用した木製品	沼津リメイク木製キヤップ	アカバ	早川木工所	早川工所 間伐材、質の低い放置木
408	再生土木資材	エコクレイトS		(一社)瓦チヤップ研究会、東和スポーツ施設	(株)焼瓦
409	高アラスチック再生品	エコAPT		(株)エフビコ	使用済みPET製容器及びボト
410	再生土木資材	リサイクル積みブロック		洲豊川工業(株)	溶融スラグ
411	再生土木資材	GUブロック		(株)永治コンクリート工業所	溶融スラグ
412	再生土木資材	溶融スラグ		西濃興産物産組合	溶融スラグ(西濃)
413	再生土木資材	再生APタイル		(株)大阪砂石工業所	ばいじん、燃え殻
414	再生土木資材	溶融スラグ入りレベコック		徳和コンクリート工業(株)	溶融スラグ(西濃)
415	初期適用・小径材	清水養生土		岐阜県東部広域加道事務所	上水道汚泥
416	高アラスチック再生品	リスレインスタジアムII		リス興業(株)	車生ポリプロピレン
417	再生土木資材	RQ40A		(株)大阪砂石工業所	焼却灰、汚泥、高炉スラグ
418	焼材を使用したブロック	リサイクル0LB		洲豊川工業(株)	溶融スラグ
419	古版100g	古版100gトイレットペーパー		古紙100%トイレットペーパー製紙(株)	古紙
420	間伐材・小径材を使用した木製品	間伐材工事用看板		サンクリ商事	間伐材
421	緑化産産材	きよみこユーエコ21		農事組合法人清見コンポストセンター	家畜糞尿、木屑
422	再生土木資材	SRフェンス	(基礎埋置)	(株)赤羽コンクリート	溶融スラグ

43 産業廃棄物の排出量<廃棄物対策課>

(単位：t/年)

種類	業種		業種													
	業種	業種	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸・小売業	学術研究等	飲食・宿泊	生活関連・娯楽	教育・学習	医療・福祉
合計	4,588,584	3,676,552	912,032	8,450	930,731	1,721,750	920,109	2,304	6,819	56,080	2,733	6,392	2,566	488	12,210	5,919
燃え殻	35,518	35,518				32,208	2,658		202		13	1			2	434
汚泥	2,040,410	2,040,410			94,585	1,025,757	912,015		1,168	3,016	54	2,495	753	6	263	297
廃油	39,134	39,134		1	1,247	27,876	25		347	4,362	1,213	3,233	92	10	5	722
廃酸	105,613	105,613			1	105,414	3			75	46		31		44	
廃アルカリ	58,444	58,444				2,924	54,694		3	1	197	534	1	25	36	29
廃プラスチック類	141,015	139,810	1,205		13,732	82,120	80	493	2,515	33,726	311	413	357	177	2,864	3,023
紙くず	8,509	8,509			2,195	6,314										
木くず	109,546	109,546			73,830	33,820	4		1,079	449	32			58		274
繊維くず	906	906			513	393										
動植物性残さ	60,396	60,396				60,396										
動物系固形不要物																
ゴムくず	205	205				202				1	1				1	
金属くず	43,475	43,475		8,446	9,972	17,552	224	1,146	742	4,233	59	138	79	81	294	509
ガラスくず等	188,489	188,489			36,415	149,665	32		242	1,830	10	49	4	37	157	48
鉱さい	59,164	59,164			3	59,161										
がれき類	678,897	678,897		3	667,173	11,157			3	542	18					
ばいじん	31,842	31,842				28,437	3,405									
家畜ふん尿	910,106		910,106													
家畜の死体	721		721													
建設混合廃棄物	36,117	36,117			27,620	2,125	8	662	149	4,085	28	45	1,241	5	62	87
特別管理産業廃棄物	40,079	40,079			521	24,459	1,655		371	3,565	416	19	7	90	8,481	495

備考) 1 県廃棄物対策課調べ「令和元年度産業廃棄物処理動向調査」  
 2 端数処理の関係で合計は合わない。

44 し尿処理施設整備状況<廃棄物対策課>

(令和4年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		処理方法	施工年度	施設所在地
				Kl/日	内訳			
岐阜 地域環境室	羽島市	羽島市環境プラント	—	70	—	標準脱窒素	H10~12	羽島市桑原町西小藪
	各務原市	各務原市クリーンセンター	—	126	—	高負荷脱窒素	S62~H元	各務原市蘇原宮塚町
	もつ広域連合	もつ広域連合衛生施設	瑞穂市、本巣市、北方町	140	70	標準脱窒素	S56~57	瑞穂市生津天王東町
					70	標準脱窒素	S63~H元	
岐北衛生施設利用組合	岐北衛生センター	山県市、関市	70	—	高負荷脱窒素	S59~61	山県市岩佐馬坂口	
西濃	大垣衛生施設組合	大垣衛生センター	大垣市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	340	—	高負荷脱窒素	H10~12	大垣市荒川町
	南濃衛生施設利用事務組合	南濃衛生センター	海津市、養老町	90	60	嫌気性消化	S36~38 S47~48 H2	養老郡養老町高田
					30	固液分離	S59~60	
中濃	関市	関市浄化センター	—	40	—	好気性消化	S53 S58	関市倉知中坂下
	美濃市	美濃市衛生センター	—	40	—	高負荷脱窒素	H3~5	美濃市極楽寺宇南山
	郡上市	郡上環境衛生センター	—	90	—	膜分離高負荷脱窒素	H11~13	郡上市八幡町吉野
可茂	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	100	100	標準脱窒素	H13~15	美濃加茂市牧野緑ヶ丘
東濃	多治見市	多治見市月見センター	—	61	—	標準脱窒素	S62~H元	多治見市月見町
	土岐市	土岐市衛生センター	—	64	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~8	土岐市泉町久尻
恵那	中津川市	中津川市汚泥処理センター	—	65	—	膜分離高負荷脱窒素	H29-R元	中津川市福岡
	恵那市	藤花苑	—	35	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~7	恵那市宇武並町藤
		恵南衛生センター	—	25	—	標準脱窒素	H26	恵那市明智町大小屋
飛騨	高山市	環境センター	—	80	—	高負荷酸化	S47~48 S60	高山市冬頭町
		久々野衛生センター	—	25	—	高負荷脱窒素	S60~61 S63 H14~15	高山市久々野町久須母
	飛騨市	みずほクリーンセンター	(高山市)	40	—	膜分離高負荷脱窒素	H13~14	飛騨市宮川町三川原
		北古城クリーンセンター	(高山市)	32	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~7	飛騨市神岡町吉ヶ原
	下呂市	中山浄化園	—	66	—	好気性消化	S51~52 S56~57 H9~10	下呂市三原
岐阜市	寺田プラント	—	160	—	固液分離	H16	岐阜市寺田	
岐阜羽鳥衛生施設組合	し尿処理場	岐阜市、岐南町、笠松町	—	100	—	改造型脱窒素	S54~55	岐阜市境川
合計		22箇所(24施設)	—	1,859				

備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
 2 「組合構成市町村名」欄の( )は委託処理をしている市町村を示す。

45 県内ごみ焼却施設一覧<廃棄物対策課>

(1) 5 t/日以上

(令和4年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日	炉数				
岐阜 地域環境	各務原市	北清掃センター	—	192	3	ガス化熔融	全連	H12~14	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	36	2	焼却+灰熔融	全連	H19~H21	山県市谷合
西濃	大垣市	クリーンセンター	—	240	3	焼却	全連	H4~7	大垣市米野町
	垂井町	クリーンセンター	—	40	2	焼却	准連	H7~8	垂井町表佐
揖斐	南濃衛生施設 利用事務組合	清掃センター	海津市、養老町、関ヶ原町	80	2	ガス化熔融	全連	H17~20	養老町有尾
	西濃環境 整備組合	西濃環境保全センター	大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸 町、輪之内町、安八町、揖斐川 町、大野町、池田町、北方町	180	2	焼却	全連	S63~H2	大野町下座倉
中濃	中濃地域広 域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	168	3	ガス化熔融	全連	H12~14 H25~27	
	郡上市	郡上クリーンセンター	—	75	2	ガス化熔融	全連	H15~17	郡上市八幡町有坂
可茂	可茂衛生施 設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富 加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町	240	3	焼却+灰熔融	全連	H7~10	可児市塩河
東濃	多治見市	三の倉センター	—	170	2	ガス化熔融	全連	H12~14 H23~26	多治見市三の倉町
	瑞浪市	クリーンセンター	—	50	2	ガス化熔融	全連	H12~14	瑞浪市日吉町
恵那	土岐市	環境センター	—	70	3	焼却	機バ	S63~H元	土岐市泉町久尻
	中津川市	中津川環境センター	—	98	2	ガス化熔融	全連	H13~15	中津川市駒場
飛騨	恵那市	エコセンター恵那	—	90	1	RDF炭化	RDF+炭化	H13~14	恵那市長島町久須見
	高山市	資源リサイクルセンター 久々野クリーンセンター	(白川村)	100	2	焼却	全連	S58~60 S63~H元	高山市三福寺町 高山市久々野町
	飛騨市	飛騨市クリーンセンター	—	25	2	焼却	准連	H24~25	飛騨市古川町谷
	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	30	1	焼却	全連	H28~30	下呂市小川
岐阜市	掛洞プラント		—	150	1	焼却	全連	S51~53 H25~26	岐阜市奥字掛洞
	東部クリーンセンター		—	450	3	焼却	全連	H6~9 H24~27	岐阜市芥見
合計		20箇所(21施設)		2,590	44				

(2) 200kg/時間以上

(令和4年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				kg/時間	炉数				
岐阜地域環境	本巣市	真正廃棄物焼却施設	—	250	1	焼却	固バ	H7	本巣市下真桑
合計		1箇所(1施設)		250	1				

備考) 1 県廃棄物対策課調べ  
2 「組合構成市町村名」欄の( )は委託処理をしている市町村を示す。  
3 施行年度の下限は基幹的設備改良事業の年度を示す。

46 粗大ごみ処理施設整備状況<廃棄物対策課>

(令和4年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜地域環境	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	34	破碎	H20~H22	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	5	破碎	H19~H21	山県市谷合
西濃	西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	大垣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	70	併用	H6~9	養老町有尾字下池
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	50	併用	S63	関市下有知字赤谷
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	66	破碎	H7~10	可児市塩河
恵那	中津川市	粗大不燃物施設	—	17	併用	H13~15	中津川市駒場
飛騨	恵那市	恵南クリーンセンターあおぞら	—	12	併用	H10~11	恵那市明智町吉良見
	高山市	資源リサイクルセンター	—	26	破碎	H8	高山市三福寺町
岐阜市	東部クリーンセンター	—	—	30	併用	H30~R3	岐阜市芥見
合計		9箇所(9施設)		310			

備考) 県廃棄物対策課調べ

47 リサイクルプラザ整備状況<廃棄物対策課>

(令和4年3月末現在)

県事務所	市町村 組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日			
岐阜地域環境	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	9	選別・圧縮・梱包	H23	各務原市須衛
西濃	南濃衛生施設利用事務組合	リサイクルセンター	養老町、海津市、関ヶ原町	16	選別・圧縮・梱包	H17~H20	養老郡養老町有尾
	大垣市	大垣市リサイクルセンター	大垣市	3.7	選別・圧縮・梱包	H21~23	大垣市米野町
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	12	破碎・選別	H13~14	関市下有知字赤谷
	郡上市	北部クリーンセンター 郡上クリーンセンター	— —	8 13	併用 破碎・圧縮	H8~9 H15~17	郡上市白鳥町二日町 郡上市八幡町有坂
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	66	破碎・選別	H7~10	可児市塩河
東濃	多治見市	三の倉センター	—	34	選別・圧縮・梱包	H12~16	多治見市三の倉
	笠原クリーンセンターリサイクル作業所	—	—	6	選別・圧縮	H5	多治見市笠原町
	土岐市	土岐市環境センター	—	13	選別・圧縮・梱包	H2	土岐市泉町
飛騨	恵那市	恵那市リサイクルセンター	—	4	選別・圧縮・梱包	H8~9	恵那市長島町久須見
	中津川市	中津川市リサイクルセンター	—	4.9	破碎・圧縮・梱包	H28	中津川市駒場
	高山市	高山市資源リサイクルセンター	—	10	選別・圧縮・梱包	H9	高山市三福寺町
	久々野クリーンセンター	—	—	4	選別・梱包	S62	高山市久々野町
飛騨市	飛騨市リサイクルセンター	—	—	1	選別・圧縮	H27	飛騨市古川町
	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	3.5	選別・圧縮・梱包	H5	下呂市小川
岐阜市	東部クリーンセンター 芥見リサイクルプラザ	— —	— —	60	破碎	H8~9	岐阜市芥見
合計		17箇所(17施設)		208.1			

備考) 県廃棄物対策課調べ

48 E工場（環境配慮事業所）登録事業所＜環境管理課＞（令和4年3月末現在）

番号	事業所名	所在地
2	(株)りゅういき 上石津工場	大垣市上石津町牧田二又3434番地の21
3	(株)岡本	岐阜市巖町5番地
6	大日コンサルタント(株)	岐阜市藪田南3-1-21
8	川崎重工業(株) 航空宇宙カンパニー	各務原市川崎町1番地
11	ムトー精工(株)	各務原市鷺沼川崎町1丁目60番地の1
12	岐阜車体工業(株)	各務原市鷺沼三ツ池町6の455
13	エーザイ(株) 川高工場	各務原市川高竹早町1
15	(株)住友大阪セメント 岐阜工場	本美市山口11番地
18	(株)三進	大垣市三葉町7丁目12番地
19	岐建(株) 大垣アスファルト合材工場	大垣市荒尾町田畑590-1
24	東レ(株) 岐阜工場	安八郡神戸町安次900-1
34	マクセルフロレンティア(株) 岐阜事業所	美濃加茂市加茂野町471番地
37	KYB(株) 岐阜南工場	可児市土田505番地
44	東京農業(株) (株)TYK	多治見市大畑町3-1
45	太陽社電気(株) 多治見工場	多治見市小田町6-1
46	三菱電機(株) 中津川製作所	中津川市駒場町1番3号
47	(株)デンソーテン 中津川製作所	中津川市苗木2110番地
49	神明リフラックス(株)	土岐市土岐津町土岐口1372-1
54	明智セラミックス(株)	恵那市明智町1614番地
57	飛騨産業(株)	高山市漆垣内町2593
58	KYB 金山(株)	下呂市金山町戸部船野4350-130
60	ニプロファーママ飛騨工場(株)	飛騨市古川町是重1丁目1番27号
65	(株)文溪堂	羽島市江吉良町江中7-1
66	岐阜ブラスタスチック工業(株) 本社工場	各務原市前渡東町4丁目222番地
72	旭化成建材(株) 穂積工場	瑞穂市別府2142番地
75	(株)丸順 浅西工場	大垣市浅西3丁目22番地22
76	トプオート(株) 本社工場	大垣市大外羽3丁目23番地の1
78	住友化学(株) 大分工場 岐阜プラント	安八郡安八町枚字十八町3750番地
99	(株)ナカヒョウ 飛騨工場	高山市久々野町大西675-1
100	神岡部品工業(株)	飛騨市神岡町麻生野363
101	(株)東洋	飛騨市古川町若宮2丁目1番1号
104	(株)エスラインギフ	羽島郡岐南町平成1-68
112	太陽社電気(株) 御嵩工場	可児郡御嵩町中1956-2

番号	事業所名	所在地
117	錦屋バイテック(株) 関工場	関市桃紅大地1番地
121	大同メタル工業(株) 岐阜工場	郡上市美並町大原135番地
127	太陽社電気(株) 瑞浪工場	瑞浪市明世町山野内601-1
129	明知ガイシ(株) 大久手工場	恵那市明智町1001-200
135	SANE I(株) 岐阜工場	各務原市鷺沼朝日町1丁目136-4
137	太平洋工業(株) 東大垣工場	大垣市浅西4丁目1番地の1
138	太平洋工業(株) 北大垣工場	安八郡神戸町横井1300番地の1
142	セントラル建設(株) 恵那アスコセンター	恵那市武並町竹折15番地の2
143	(株)長瀬土建	高山市久々野町久々野1559番地
146	(株)ギョウ加藤製作所本社	岐阜市鏡島中2丁目1番45号
148	日本トムソン(株) 岐阜製作所	美濃市極楽寺916番地
154	三信電子(株)	飛騨市古川町宮城町105
156	大同コンサルタント(株) 本社	岐阜市中郷2-11
165	(株)東海理機 御嵩工場	可児郡御嵩町御嵩2098-1
166	(株)桜井グラフィックシステムズ 生産技術本部	美濃市3951
167	(株)東和製作所	美濃加茂市川合町4丁目5番2号
169	(株)ギョウ加藤製作所 関工場	関市小屋名436-1
171	明光化成工業(株) 明智工場	恵那市明智町字大久手1001-228
172	明光化成工業(株) 岩村工場	恵那市岩村町大字飯羽間字下本郷2835-2
173	山口鋼業(株)	岐阜市本荘仲ノ町5丁目8番地
175	(株)ギョウ加藤製作所 東南工場	瑞穂市十七条739-1
176	宇部エクシモ(株) 岐阜工場	岐阜市藪田西2-1-1
177	(株)ギョウ加藤製作所 関正造工場	関市千疋991-9
178	(株)東海理機 各務原工場	各務原市鷺沼羽場町7丁目230
179	(株)岐阜リサイクルセンター 輪之内工場	安八郡輪之内町中郷新田字道上1354
181	(株)ギョウ加藤製作所 曾我屋工場	岐阜市曾我屋6丁目56
182	(株)ギョウ加藤製作所 熱処理工場	瑞穂市別府2301-1
183	(株)ギョウ加藤製作所 穂積第3工場	瑞穂市別府2221-1
186	KYB(株) 岐阜東工場	可児市土田60番地
187	KYBモーターサイクリカルサスペンション(株)	可児市土田2548番地
190	(株)イビソク 本社	大垣市築捨町3丁目102番地
合計	64 事業所	

## 49 環境創出協定締結事業所&lt;環境管理課&gt;

(令和4年3月末現在)

番号	事業所名	所在地	締結年月日	最新更新年月日	期間満了年月日
1	岐阜プラスチック工業(株)本社工場	各務原市	H16. 8. 23	R元. 8. 23	R4. 8. 22
2	リコーエレメックス(株)恵那事業所	恵那市	H17. 3. 18	R2. 3. 18	R5. 3. 17
3	東レ(株)岐阜工場	神戸町	H17. 3. 28	R2. 3. 28	R5. 3. 27
4	日医工岐阜工場(株)	高山市	H17. 3. 28	R2. 3. 28	R5. 3. 27
5	ミズノテクニクス(株)	養老町	H20. 3. 25	R2. 3. 25	R5. 3. 24

## 50 温室効果ガス排出実績&lt;脱炭素社会推進課&gt;

(単位:万t-CO<sub>2</sub>) (令和4年7月末現在)

部門	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	基準年度	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績(速報値)
エネルギー起源二酸化炭素	1,607	1,568	1,422	1,395	1,355	1,325
産 業	577	491	499	513	501	478
業 務	364	434	289	256	265	272
家 庭	322	307	303	295	268	258
運 輸	344	335	331	331	322	317
非エネルギー起源二酸化炭素	169	165	132	140	142	140
工 業 プ ロ セ ス	105	100	101	108	110	107
廃 棄 物	63	65	32	32	32	33
そ の 他 の ガ ス	101	105	105	107	110	113
吸 収 量	-	319	222	196	179	192
総 排 出 量	1,878	1,519	1,437	1,446	1,429	1,385
2013年(平成25)年度比(%)		80.9	76.5	77.0	76.1	73.7

## 51 審議会の活動状況

## 1 環境審議会&lt;環境生活政策課&gt;

(令和3年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審 議 内 容
令和4年2月22日	審議会	1 第9次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について(諮問) 2 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた取組みについて(報告) 3 清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画について(報告) 4 岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画について(報告)

## 2 自然環境保全審議会&lt;環境生活政策課&gt;&lt;環境管理課&gt;

(令和3年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審 議 内 容
令和3年4月21日	自然保護部会	1 鳥獣保護区特別保護地区の指定について 2 胞山県立自然公園の公園計画の変更並びに公園事業の決定及び変更について
令和3年9月13日	温泉部会	1 温泉掘削等許可申請について
令和3年12月23日	自然保護部会	1 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について 2 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンカモシカ)第3期の策定について 3 指定希少野生生物の指定の解除について
令和4年3月1日	審議会	1 会長選出及び職務代理者の指定等について
令和4年3月1日	自然保護部会	1 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について 2 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンカモシカ)第3期の策定について
令和4年3月1日	温泉部会	1 温泉掘削等許可申請について

## 52 岐阜県の名水（県選定）＜脱炭素社会推進課＞

名 称	所 在 地	水の形態	名 称	所 在 地	水の形態
岩舟溪谷萩の滝	岐阜市長良	滝	川 浦 川	美濃加茂市三和町	河川
桂 水	山 県 市 谷 合	湧水	五 宝 滝	加茂郡八百津町八百津	滝
木曾川トンボ池	羽島郡笠松町無動寺・江川	池	一 吞 ・ 唄 清 水	可児郡御嵩町謡坂	湧水
加賀野八幡神社井戸	大垣市加賀野	井戸	不 動 明 王 の 滝	多治見市小名田町	滝
垂 井 の 泉	不破郡垂井町垂井	湧水	白 狐 温 泉 神 明 水	瑞浪市釜戸町	湧水
玉倉部の清水	不破郡関ヶ原町大字玉	湧水	強 清 水	中津川市神坂	湧水
多 良 峡	大垣市上石津町下多良	河川	西 行 ゆ か り の 水	恵那市長島町	湧水
中 川	揖斐郡池田町八幡	湧水	龍 神 の 滝	中津川市川上	滝
高 橋 溪 谷	揖斐川町春日六合	河川	乳 子 が 池	中津川市加子母小郷	湧水
清 水 川	揖斐川町日坂	湧水	不 動 溪 谷 滝 群	中津川市付知町	河川
喜 八 河 戸	揖斐川町東横山	湧水	付 知 川	中津川市福岡	河川
夜 又 ケ 池	—	池	霧ヶ井、龍神の井	恵那市岩村町城山	井戸
夕 べ が 池	本巣郡北方町柱本池之頭	池	天 王 水	下呂市萩原町上呂	湧水
席 田 用 水	本巣市曾井中島	用水	麝 香 清 水	下呂市小坂町門坂	湧水
御 姥 様 の 水	本巣市根尾神所	湧水	乘 政 大 滝	下呂市乗政	滝
片 知 溪 谷	美濃市片知	河川	馬 瀬 川	下呂市馬瀬	河川
高 賀 溪 谷	関 市 洞 戸	河川	白 雲 水	高山市城山	湧水
板 取 川	関 市 板 取	河川	銚 子 谷	高山市丹生川町旗鉾	河川
お 宮 の 清 水	関 市 中 之 保	湧水	鳩 谷 八 幡 神 社 の 清 水	大野郡白川村鳩谷	湧水
吉 田 川	郡 上 市 八 幡 町	河川	女 男 滝	高山市久々野渚	滝
長 刀 清 水	郡 上 市 大 和 町 牧	湧水	瀬 戸 川 用 水	飛騨市古川町	用水
阿 弥 陀 ケ 滝	郡 上 市 白 鳥 町 前 谷	滝	宇 津 江 四 十 八 滝	高山市国府町宇津江	滝
分 水 嶺 の 清 水	郡 上 市 高 鷲 町 ひ る が の	池	池 ヶ 原 湿 原 湧 水	飛騨市宮川町洞	湧水
粥 川 谷	郡 上 市 美 並 町 粥 川	河川	船 津 大 洞 湧 水 群	飛騨市神岡町	湧水
蛇 穴 の 水	郡 上 市 和 良 町 野 尻	湧水	平 湯 大 滝	高山市奥飛騨温泉郷平湯	滝

## 53 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）＜脱炭素社会推進課＞

名 称	所 在 地	水 の 形 態
宗 祇 水 （ 白 雲 水 ）	郡上市	湧 水
長 良 川 （ 中 流 域 ）	美濃市、関市、岐阜市	河 川
養 老 の 滝 ・ 菊 水 泉	養老郡養老町	湧 水

## 54 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）＜脱炭素社会推進課＞

名 称	所 在 地	種 別
達 目 洞 （ 逆 川 上 流 ）	岐阜市	河 川
加 賀 野 八 幡 神 社 井 戸	大垣市	地 下 水
和 良 川	郡上市	河 川
馬 瀬 川 上 流	下呂市	河 川

## 55 音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）＜環境管理課＞

名 称	所 在 地
長 良 川 の 鶺 鴒 飼 い	岐阜市、関市
卯 建 の 町 の 水 琴 窟	美濃市
吉 田 川 の 川 遊 び	郡上市（八幡町）

## 56 かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）＜環境管理課＞

名 称	所 在 地	か お り の 源
加 子 母 の 檜 と サ サ ユ リ	中津川市	ヒノキ材、ササユリの花
飛 騨 高 山 の 朝 市 と 古 い 町 並	高山市	朝市で売られる野菜、花、みたらし団子、煎餅
種 蔵 棚 田 の 雨 上 が り の 石 積	飛騨市宮川町	雨が降った後の棚田の石積

## 57 樹種別巨木ベスト3&lt;脱炭素社会推進課&gt; (令和4年3月末現在)

樹種名	順位	幹周 (cm)	市町村名	名称
モミ	1	600	本巣市	大河原の大樫 金造樫
	2	570	本巣市	
	3	500	東白川村	
スギ	1	1,375	郡上市	石徹白のスギ 弁慶杉 石徹白の浄安スギ
	2	1,360	恵那市	
	3	1,270	郡上市	
ヒノキ	1	754	恵那市	笠木 神坂大松 大智寺の大ヒノキ
	2	722	中津川市	
	3	660	岐阜市	
サワラ	1	960	高山市	イチイの森
	2	450	〃	
	3	447	〃	
イチイ	1	795	高山市	ツメタのイチイ
	2	690	〃	
	3	450	〃	

出典)「巨樹・巨木林データベース」 環境省自然環境局生物多様性センター

## 58 水源の森百選(林野庁選定・岐阜県関係分)&lt;脱炭素社会推進課&gt; (令和4年3月末現在)

名称	所在地
青少年の森	山県市大字長滝
大浅柄山水源の森	郡上市八幡町西乙原
馬瀬黒石水源の森	下呂市馬瀬黒石



# 環境白書（令和4年）

---

令和4年11月発行

編集 岐阜県環境生活部環境生活政策課

発行 岐 阜 県

---

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

T E L 058-272-8202

F A X 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp